



川崎市次世代育成支援対策行動計画

かわさき子ども「夢と未来」プラン

実施状況について(平成20年度実績)



川 崎 市

目次

| | | |
|-------|--|----|
| 1 | 次世代育成支援対策行動計画『かわさき子ども「夢と未来」プラン』実施状況総括表（平成20年度実績） | |
| 2 | かわさき子ども「夢と未来」プラン個別事業実施状況（平成20年度） | 1 |
| 基本目標1 | 子どもの権利を尊重する社会づくり | 1 |
| | （1）子どもの権利の尊重 | 1 |
| | （2）子どもの参加の推進 | 2 |
| 基本目標2 | 家庭の育てる力を支える仕組みづくり | 3 |
| | （1）男女がともに担う子育ての推進 | 3 |
| | （2）子育てしやすい就労環境の整備 | 3 |
| | （3）多様な保育サービスの充実 | 4 |
| | （4）要支援家庭対策の充実 | 4 |
| | （5）経済的負担の軽減 | 6 |
| 基本目標3 | 子育て家庭を支援する地域づくり | 7 |
| | （1）地域における子育て家庭への支援 | 7 |
| | （2）相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり | 10 |
| | （3）健やかに育ち、育てる地域活動の促進 | 14 |
| 基本目標4 | 親と子の心とからだの健康づくり | 15 |
| | （1）安心できる妊娠と出産 | 15 |
| | （2）親と子の健康づくり | 15 |
| | （3）思春期の保健対策の充実 | 17 |
| 基本目標5 | 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり | 18 |
| | （1）家庭や地域の教育力の向上 | 18 |
| | （2）幼児・学校教育の充実 | 18 |
| | （3）遊びや体験の場の整備 | 20 |
| 基本目標6 | 子どもと子育てにやさしいまちづくり | 22 |
| | （1）子育てに配慮した住宅の整備 | 22 |
| | （2）安心して外出できる環境の整備 | 22 |
| | （3）こどもの安全を確保する活動の推進 | 23 |
| | かわさき子ども「夢と未来」プラン 所管局（区）・担当一覧 | 25 |

かわさき子ども「夢と未来」プラン 実施状況について(平成20年度実績)

基本的視点

- 1 家庭と地域の育てる力を構築する
- 2 一人ひとりの子どもを尊重する
- 3 次代の親を育む
- 4 多文化共生の子育てを進める
- 5 地域の特性を生かす
- 6 地域や社会の資源を有効に活用する

基本理念

小さな命に大きな未来、育ち育てるまち・かわさき

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 子どもの権利の尊重
- 2 子どもの参加の促進

子どもの意見表明・参加の促進

- 児童虐待の通告や育児不安への対応を強化するため、フリーダイヤルの導入や相談体制の整備等を行った。
- 子どもの会議の推進**
- 川崎市子ども会議において38人の子ども委員が参加し、「学校」「エコ」「福祉」の3部会に分かれて、調査を行い、「かわさき子ども集会」で発表を行うとともに、51か所で中学校区子ども会議を開催した。

基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 男女がともに担う子育ての推進
- 2 子育てしやすい就労環境の整備
- 3 多様な保育サービスの充実
- 4 要支援家庭対策の充実
- 5 経済的負担の軽減

男女がともに担う子育ての意識啓発

- 教育文化会館・各市民館において、男女平等推進学習を12学級開催し、家庭・地域教育学級を19学級実施した。実施にあたっては、土日開催や保育をつける等、子育て中の保護者が参加できる条件整備を図った。
- 保育受入れ枠の拡充**
- 平成19年7月に策定した「緊急保育5か年計画」に基づき、認可保育所、小規模認可保育所、かわさき保育室の整備及び家庭保育福祉員の保育受入れ枠拡大に向けた取組みを進めた。
- ひとり親家庭への支援**
- 就業・自立支援センターにおいて、職業紹介業務を実施し、50名の就業実績があった。
- 障害のある子どもへの総合的支援**
- 平成22年度開設予定の新たな地域療育センターについて、基本・実施設計を完了、着工した。

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 地域における子育て家庭への支援
- 2 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり
- 3 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

親子が気軽に集える場の提供

- 平成20年10月に、市内7か所のこども文化センターにおいて児童館型地域子育て支援センター事業を開始した。
- 子育て情報の提供の充実**
- 各区において子育てに関する情報のホームページへの掲載を進めた。
- 青少年の健全な育成環境の形成**
- 子どもたちの健やかな成長のための社会環境づくりについて、市民の理解と協力を得るため、7月(JR武蔵溝ノ口駅)、11月(小田急線新百合ヶ丘駅)に、街頭キャンペーンを実施した。また、各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業説明及び情報の共有を図った。

基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 安心できる妊娠と出産
- 2 親と子の健康づくり
- 3 思春期の保健対策の充実

妊産婦の健康診査・健康相談等の充実

- 平成20年度10月妊婦健康診査の助成回数を5回に拡充し、助成額も増加する制度改正を行った。
- 周産期・小児救急医療体制の充実**
- 平成21年度の総合周産期母子医療センターの開設に向けて、聖マリアンナ医科大学病院の改修工事を実施するとともに、4月から市立川崎病院において、NICU(新生児特定集中治療室)を再開しました。

基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

主な施策の実施状況

施策の方向

- 1 家庭や地域の教育力の向上
- 2 幼児・学校教育の充実
- 3 遊びや体験の場の整備

地域の教育力の向上

- 第5回川崎市地域教育会議交流会を開催し、地域教育会議間の交流と情報交換、市民への広報の場を提供した。
- 幼児教育の充実**
- 新城幼稚園の跡地を活用し、民設民営の認定こども園を平成22年4月に開設するため、設置・運営する法人を公募し、選考委員会を経て決定した。
- 子どもの遊びと健全育成の推進**
- 狭あい施設解消・児童数増加等に対応するためのわくわくプラザの整備を7か所実施した。また、「子育て支援・わくわくプラザ」について、20年4月時点で994人の登録があった。

基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

主な施策の実施状況

施策の方向

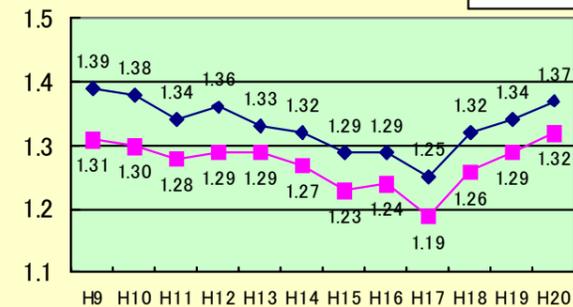
- 1 子育てに配慮した住宅の整備
- 2 安心して外出できる環境の整備
- 3 子どもの安全を確保する活動の促進

子育てに配慮した民間住宅の普及推進

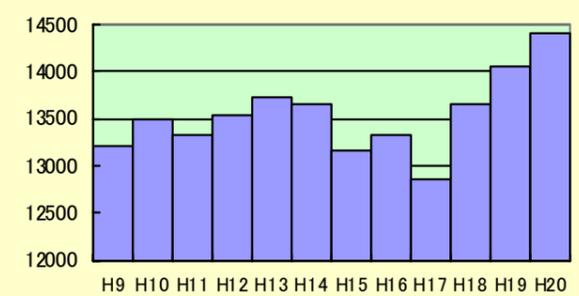
- 子育て等あんしんマンション認定制度が創設され、1団地を認定した。
- バリアフリー化の推進**
- 向河原駅(2基)、宿河原駅(3基)、高津駅(2基)と3駅のエレベーター補助を行った。
- 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進**
- 学校防犯について、関係法規の変更により学校安全全体計画が義務付けられたことを受け、各学校での作成を指導した。

川崎市の出生動向の推移

合計特殊出生率の推移



出生数推移



| | H9 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 全国 | 1.39 | 1.33 | 1.32 | 1.29 | 1.29 | 1.25 | 1.32 | 1.34 | 1.37 |
| 川崎市 | 1.31 | 1.29 | 1.27 | 1.23 | 1.24 | 1.19 | 1.26 | 1.29 | 1.32 |

| | H9 | H13 | H17 | H18 | H19 | H20 |
|-----|---------|---------|---------|-----|-----|-----|
| H9 | 13,214人 | 13,721人 | 12,845人 | | | |
| H10 | 13,489人 | 13,646人 | 13,648人 | | | |
| H11 | 13,317人 | 13,175人 | 14,051人 | | | |
| H12 | 13,542人 | 13,331人 | 14,399人 | | | |

目標事業量設定施策

| 施策名 | 平成16年度実績 (計画策定時) | 平成20年度実績 | 平成21年度目標 (計画最終年度) |
|--------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|
| 保育所定員 | 11,175人 | 12,785人 | 12,490人 |
| 延長保育 | 113か所 (うち19時以降6か所) | 136か所 (うち19時以降37か所) | 126か所 (うち19時以降19か所) |
| 一時保育 | 9か所 | 23か所 | 20か所 |
| 休日保育 | 2か所 | 6か所 | 7か所 |
| 乳幼児健康支援一時預かり | 2か所 | 2か所 | 3か所 |
| 地域子育て支援センター | 8か所 | 27か所 (旧子育て広場含む) | 22か所 (旧子育て広場含む) |
| 子育て広場 | 8か所 | | |
| ショートステイ事業 | 2人 | 2人 | 各区5人程度の 対応枠の確保 |
| トワイライトステイ事業 | 0人 | 0人 | 各区5人程度の 対応枠の確保 |
| ふれあい子育て サポート事業 | 子育てヘルパー 会員480人 | 子育てヘルパー 会員563人 | 子育てヘルパー 会員1,000人 |
| ※放課後児童健全育成事業 (国庫補助対象) | 56か所 | 75か所 | 71か所 |

※放課後児童健全育成事業を包括した「わくわくプラザ事業」は、全児童を対象として、全公立小学校114校で実施している。

かわさき子ども「夢と未来」プラン 個別事業実施状況(平成20年度)

基本目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

(1) 子どもの権利の尊重

| 推進項目 | 内容(◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|--------------------|---|---|---|--|-------------|--------------------|
| ①子どもの権利についての普及・啓発 | ○市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるために、「かわさき子ども権利の日のつどい」を実施するとともに市民企画の講座・イベントなどを支援します。 | 11月20日の「かわさき子どもの権利の日」を中心に約2か月間にわたり、市民との協働の企画・運営による「子どもの権利の日のつどい」の開催、子どもにかかわる関連事業の広報、地域での市民企画事業への支援、子ども夢パークにおける子ども参加事業を実施した。「子どもの権利の日のつどい」(講演)には、子どもの保護者を中心に500名の市民が参加し、子どもを支えるおとなや地域の役割を考えた。市民企画事業は12グループが、市内各地で子どもの権利にかかわる学習会等を企画・実施した。 | 子どもの権利についてより多くの市民へ周知を図るために、事業の効果的な広報を進める必要がある。 | 事業への市民の参加、関係団体及び市民グループ等との連携を進めていく。 | 市民・こども局 | 人権・男女共同参画室〔子どもの権利〕 |
| | ○子どもの権利に関する意識の向上を図るため、条例パンフレットの配布などによる啓発・広報を充実するとともに、市ホームページこどもページの作成に子ども自身がかかわる取組を支援します。 | 市内全校に通う小学4年生、中学2年生、高校1年生、市立小学校入学予定の子の全保護者にパンフレットを配布した。保育園等子どもにかかわる施設の職員及び保護者に向けて、パンフレットの配布とともに研修・学習会等の実施を支援した。公募による小学5年から中学1年生の子ども記者14名が、養成講座を修了した後、市内の施設やイベント等取材し、こどもページに取材記事を掲載した。養成講座:夏休み(4日間)、記者活動:取材3回、ホームページ作成学習3回、「かわさきキッズタイムズ」4号発行。 | 効果的な啓発・広報を実施するために、ホームページの活用及び条例パンフレットの配布方法を検討する必要がある。 | 関係部署、関係機関と連携しながら総合的に子どもの権利条例の周知を図っていく。また、子ども記者事業等を通して、子どもの参加や情報発信を進める。 | 市民・こども局 | 人権・男女共同参画室〔子どもの権利〕 |
| ②子どもの意見表明・参加の促進 | ◎子どもの意見表明・参加を中心とした行動計画に基づき子どもの参加施策の充実を図ります。また、引き続き次期行動計画の策定を進めます。 | 「川崎市子どもの権利に関する行動計画」(平成17～19年度計画期間)の実施結果について、事業所管課への自己評価調査結果、子どもの権利委員会の評価を併せて公表した。「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」(平成20～22年度計画期間)の進行管理を行った。 | 第2次行動計画が着実に進むよう、計画の進行管理を行う。 | 第2次行動計画の実施状況と施策の評価をまとめる。 | 市民・こども局 | 人権・男女共同参画室〔子どもの権利〕 |
| ③子どもの権利侵害に対する相談・救済 | ○子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関である人権オンブズパーソンの子どものに向けた広報を進め、周知を図ります。 | 人権オンブズパーソン子ども教室は、今年度新たに小学校5校を加え、中学校5校の全10校で実施し、いじめや友達関係等の話題を通して、子どもの権利侵害や人権オンブズパーソン制度について分かりやすく話をした。また、社会を明るくする運動の一環として、中学校1校で講演会を実施した。 | 教育委員会や学校の年間授業計画等と人権オンブズパーソンとの日程調整の必要がある。また効果的に実施するため、学校からの要望を考慮する必要がある。 | 人権オンブズパーソン子ども教室は、小学校・中学校の全10校で引き続き実施予定。学校の規模、子どもの人数、特性などを考慮し、講義、対話などの方法も検討する。 | 市民オンブズマン事務局 | 人権オンブズパーソン担当 |
| | ○子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関として、人権オンブズパーソン相談事業の拡充を図ります。 | 人権オンブズパーソンの活用・普及を行うため、関係機関との連携を図りながら、今年度新たに巡回人権オンブズパーソンを3回実施した。20年度末、子どもの相談件数は201件、救済件数は7件(うち21年度2件継続)であった。 | 人権オンブズパーソン相談・救済事業について、市民への理解と活用拡大を図る。 | 巡回人権オンブズパーソンを継続実施する。今年度初めて新任校長研修で人権オンブズパーソン制度にかかる講義を行う他、関係機関連絡会議等を実施して理解を広め、協力・連携を図る。民間相談機関と協力・連携を強化し、活用拡大を図る。 | 市民オンブズマン事務局 | 人権オンブズパーソン担当 |
| | ○相談窓口や機関を記載したカード等を子どもたちへ配布することにより、子ども自身が相談できる窓口の周知を図ります。 | 市内の小中学校、高等学校の全生徒に対し子どもSOSカードを配付した。 | 他の相談カードと配付時期が重複しないように調整する必要がある。 | 引き続き市内の小、中学校、高等学校の全生徒に子どもSOSカードを配付し、こども自身が相談しやすくなることにより、虐待防止の早期発見に努める。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | | 市内全ての保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校の児童生徒に「人権オンブズパーソンの相談カード」17.5万枚と小・中学校保護者向けにチラシ10万枚を配布し、ポスター掲示を依頼した。また、人権オンブズパーソン相談事業について「教育だより」での紹介や全市広報掲示板等で普及に努めた。 | 学校をはじめ、市内各施設にポスター掲示・リーフレット配布等を推進し、さらに周知を図る。 | 市内の保育園児、幼稚園児、小中学校児童生徒、高校生全員に「人権オンブズパーソン相談カード」と小・中学校保護者向けのチラシを配布する。 | 市民オンブズマン事務局 | 人権オンブズパーソン担当 |
| | | 子どもたちが夏休みに活用できるように、前期(7月末)に総合教育センターの教育相談等を紹介している相談カードを市立各小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒と教職員に配付した。また、各区の学校運営支援担当を通して、区役所等にも置き周知拡大を図った。 | 「オンブズパーソンの相談カード」や市民・こども局の虐待防止「子どもSOSカード」との配付時期の調整を図る必要がある。 | 引き続き、学校教育の中で子どもの権利についての学習を推進し、相談機関の重要性を子どもたち自身及び家庭の保護者、教職員等の子どもを支える大人にも理解してもらい有効に機能できるよう啓発を進める。 | 教育委員会 | 人権・共生教育担当 |
| | ○児童養護施設等に入所する子どもへ権利ノートを配布し、子ども自身が自分の権利を確認するとともに、生活の不安を軽減したり、相談・救済の方法を伝えたりします。 | 権利ノートを児童養護施設等に入所している子どもに配付した。 | 権利ノートに付されたオンブズパーソン行き送付ハガキについて、昨年度と同様に封書添付のうえ配布するなど、個人情報の保護が必要である。 | 児童養護施設等に入所する子どもに対して引き続き権利ノートの内容を説明し配付する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| ④児童虐待等への対応の充実 | ○児童相談所を中心とした児童虐待問題対策委員会における虐待防止に関する各事業の企画・運営を推進します。 | パチンコ店等パトロール、学校向け出張研修、関係機関職員及び民生委員・主任児童委員向け研修会、市民および関係者対象の講演会等を開催した。また、新たにラチッタデッラのハロウィンパーティーでオレンジリボンキャンペーンを実施した。各関係機関同士の連携強化を目的に、「川崎市子ども虐待対応・連携の手引き」を作成した。 | 「川崎市子ども虐待対応・連携の手引き」を活用し、各関係機関同士の連携の強化を推進する。児童虐待の早期発見、早期対応、発生予防のための広報活動や研修活動について、フィールドの拡大が必要である。 | 虐待に関する各事業の企画・運営を引き続き推進する。また、広報活動や研修活動のフィールド拡大について検討する。 | こども本部 | 児童相談所 |
| | ○市及び各区の児童虐待防止連絡協議会を中心とした、関係機関の連携の強化と関係機関職員への研修等の充実を図ります。 | 平成18年度から要保護児童対策地域協議会を立上げ、代表者会議を2回、実務者会議を40回実施した。 | 協議会での情報や協議内容を実際の現場にも周知、共有し、適切な保護及び実効性のある支援に向けたネットワークを構築する必要がある。 | 関係機関及び関係団体等の連携と協力によって要保護児童対策の推進を図る。 | こども本部 | こども家庭センター |
| | ○児童虐待防止啓発講演会などイベントや関係機関との連携等による虐待防止に向けた広報の充実を図ります。 | パチンコ店等パトロール、学校向け出張研修、関係機関職員及び民生委員・主任児童委員向け研修会、市民および関係者対象の講演会等を開催した。また、新たにラチッタデッラのハロウィンパーティーでオレンジリボンキャンペーンを実施した。 | 児童虐待の理解を推進するため、今後も啓発広報活動の対象施設を拡大する等の取組が必要である。 | 児童虐待の件数増加に伴い、引き続き事業の充実を図る。 | こども本部 | 児童相談所 |
| | ○児童虐待予防のため、保健福祉センターで開催している育児不安をもつ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。 | 教室は、開設167回、参加者延数 1,881名であった。各区ともグループカウンセリングに加え、個別の支援方法を組み合わせ実施し、又、スーパーバイズを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、虐待の未然防止や支援の充実を図った。 | 育児不安・負担を軽減し、孤立を予防することで、虐待の発生予防、進行予防のためにさらに充実強化していく必要がある。 | 虐待の未然防止を図るため、今後さらなる充実強化を進めていく。 | こども本部 | こども家庭課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|---------------|---|---|--|--|----------------|------------------------|
| ④児童虐待等への対応の充実 | ◎虐待相談・通告への初期対応の充実のため、児童相談所の体制整備や児童虐待防止センターの機能を拡充します。 | 児童虐待通告から48時間以内の児童の安全確認実施を徹底するため、こども家庭センター内で実施している電話相談事業の見直しを行い、平成20年度からはフリーダイヤルを導入した。また、児童虐待防止センターの相談員と児童・青少年電話相談の相談員が協力し合い、どちらの回線に入った相談にも対応する体制をつくるなど、通告・相談に対する体制の充実と効率的な運用を図った。 | 児童虐待防止センターについて、引き続き広報活動を行う必要がある。 | 継続実施する。 | こども本部 | 児童相談所 |
| | ◎施設等を退所し在宅となった被虐待児やその保護者への訪問による相談等の充実を図ります。 | 子育て中の家庭を対象に、訪問による育児相談や育児支援等を行い児童虐待の予防に努めた。乳幼児訪問指導事業との一本化により、こども家庭支援員による育児支援と母子訪問指導員による技術的援助を行うことで、事業の充実を図っている。 | 子育て支援の活用は児童虐待の予防につながる。支援の充実に努めながら継続する必要がある。 | 継続実施する。 | こども本部 | 児童相談所 |
| | ◎児童相談所の専門性の強化及び被虐待児やその保護者に対する心のケアと家族関係の修復に向けたカウンセリング等の支援体制の確立を目指す。 | 児童虐待のあった家族に対し、子どもの自立も視野に入れながら親子関係の再構築を目指した保護者への支援をしている。措置児童の家庭引取りに係るアンケート調査の実施、ワークシートを用いた評価会議を行い客観的な支援方針の立案を行う等、家族再統合に向けた支援の検討を行った。 | ワークシートの改訂、里親委託ケース及び一時保護ケースのアセスメントと検討のさらなる充実が必要である。また、家族再統合の支援体制をより充実するために、職員のスキルアップを推進する必要がある。児童虐待の発見から家庭復帰後まで、一貫した対応に努める専任の組織整備が急がれる。 | ワークシートの見直しを行う。家族再統合のアセスメントや評価会議を通し、職員のスキルアップを推進する。支援体制の確立を目指す。 | こども本部 | 児童相談所 |
| ⑤多文化共生の推進 | ○地域の外国人市民が、学校の授業の中で自国の文化を児童生徒に伝えることを通し、異文化理解や相互の文化を尊重することを旨とした「民族文化講師ふれあい事業」を推進します。 | 民族文化の紹介や指導を行う外国人市民等を「民族文化講師」として小学校51校、中学校5校、特別支援学校1校、高等学校1校に派遣した。 | 民族文化講師の派遣依頼をする学校が増加しており、講師の効果的・効率的な派遣を検討する。この事業本来の目的でもある、より身近な地域に在住する外国人市民への協力依頼が各学校で計画できるような促していく。 | 引き続き、「民族文化講師ふれあい事業」等の多文化共生施策の充実を図り、学校における多文化共生の教育活動を支援していく。 | 教育委員会 | 人権・共生教育担当 |
| | ○国籍・民族・言語・文化などの違いにかかわらず、すべての人々が互いに人権を尊重し合い、共に生きる地域社会の創造をめざすものとして、民族文化についての講座や各種行事を行う「ふれあい館事業」の推進を充実します。 | 人権尊重学級、家庭教育学級、多文化交流学級、民族文化講座、識字学級などの開催や、桜本小学校との「人権共生教育会議」を通じ、子どもから高齢者まで、人権思想の啓発など推進を図った。 | 学校や地域に密着した事業の展開を進める必要がある。さらに、一層の充実を図る。 | 継続して、より一層の事業の充実を図る。 | こども本部 教育委員会 | 青少年育成課 生涯学習推進課 |
| | ○保育所や幼稚園に通う外国人の子どもへの理解を深めるため、施設職員がその国の文化や生活習慣などを学習する機会を充実します。 | 保育士が多様な文化的背景をもつ子どもについての理解を深めるために、人権研修等への参加や保育園での自主研修の中で実施し、学習の機会を充実させた。 | 外国人の子どもが入園していない園では、研修の方法を検討する必要がある。 | 多文化共生の理解を深めるため、引き続き研修を実施する。 | こども本部 | 保育課 |
| | | 人権尊重教育研修という名称は無いが公立学校全校種及び私立幼稚園公私立保育園教職員対象に、幼児教育課題研修、幼児特別支援教育研修、幼稚園・保育園・小学校の連携研修、幼児事故予防研修を実施、また幼稚園教諭対象に幼稚園教育研修会を実施した。その教職員研修の根底にはすべて、人権尊重教育の理念がながれていた。 | 人権尊重教育を基盤に幼児教育センター研修をくみみて、人権教育に対する理解をさらに深める必要がある。 | 幼児教育センターの研修事業においてさらに人権尊重教育研修を進める。 | 教育委員会 | 幼児教育センター |
| | ○海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障についての支援を促進します。 | 長期間にわたる海外生活で、日本語習得が不十分な帰国児童生徒や日本語の個別指導が必要な児童生徒に、日本語指導等協力者を派遣することにより、日本語習得の支援に努めた。 | 帰国・外国人児童生徒の編入学が年々増加し、特に中学校時における編入生徒への十分な支援ができていない状況であり、日本語指導等協力者派遣体制の検討が必要である。また、家庭環境や教育歴が多様化している中で、特別支援や不登校、学年齢超過など難しいケースが増加している。 | 日本語指導等協力者派遣事業後の学習支援へつなげるために、各関係機関とのネットワークづくりを進める。また、日本語指導等協力者の研修を充実させ、指導力の向上を図りながら、関係機関と連携して事業を推進する。 | 教育委員会 | 総合教育センター カリキュラムセンター |

(2) 子どもの参加の推進

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|----------------|---|---|---|--|-------|-------------------|
| ①子ども会議の推進 | ◎川崎市子ども会議において、子どもが主体となった事業を展開する中で、子どもたち自身が「川崎のまちづくり」を考え、意見表明し、情報を発信していくことを支援します。 | 38名の子ども委員が参加し、「学校」「エコ」「福祉」の3部会に分かれて、それぞれ調査を行い、12月21日(日)の「かわさき子ども集会」で発表を行った。また21年3月26日(木)に市長へ1年間の活動報告を行った。 | 子ども達への活動の周知と子ども会議への参加促進、及び中学校区子ども会議と行政区子ども会議との関係を明確にし、さらなる活動の推進を図る必要がある。 | 中学校区・行政区子ども会議の連携について検討を行う。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| | ◎地域社会のあり方などについて、子どもと大人で一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した地域社会づくりを推進します。 | 中学校区・行政区子ども会議として、中学校区地域教育会議の開催により、51か所で開催、行政区地域教育会議の開催により、7行政区で開催。子ども委員の募集、実施方法や実施回数は、それぞれの地域の実状に合わせて行った。 | 子ども達への活動の周知と参加促進及び子どもの意見表明権の場として実施されている川崎市子ども会議との関係のあり方を明確にする必要がある。 | 川崎市子ども会議との連携など各子ども会議で出された意見を地域や行政に反映できる仕組みづくりを目指す。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| | ○他都市の子ども会議との交流を促進し、活動の活性化を図ります。 | 他都市との直接的な交流は行えなかったが、「ストップ地球温暖化展」や「子ども環境ミーティング」などに参加・出演し、市内外に子ども会議の活動や意見を発信することができた。 | 各地のさまざまな子ども会議の活動、組織等の情報収集が必要となる。 | 市内の各子ども会議との交流を深めるとともに、他都市の子ども会議の情報収集等を推進していく。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| ②子どもの主体的な活動の推進 | ○「子ども夢パーク」における子どもの自主的、自発的な活動を促進するため、子どもの活動を支えるサポーターやボランティアの充実を図り、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図ります。 | 子ども夢パークの運営を支援するボランティア組織として、地域や利用者によって組織された「支援委員会」が、指定管理者の行う施設の管理運営に協力・支援している。子どもの意見を施設の運営に反映させる組織として、利用する子どもなどにより組織された「子ども運営委員会」が指定管理者により設けられた。 | 今後、子どもが主体となった運営体制の確立・定着・発展を図る。 | これまで培ってきた仕組み・取組を維持し、さらなる充実を図る。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| ②子どもの主体的な活動の推進 | ◎子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。 | 平成20年12月にこれまで研究を行っていた4校に加え、新たに4校(上丸子小学校・東橋中学校・中野島中学校・金程小学校)を指定した。また、コミュニティ・スクール8校との連絡会により、教育委員会と学校との連携を深めるとともに、フォーラムを開催して他の学校へ取組成果を発信した。 | 各区にコミュニティ・スクールの研究に取組む学校が設置され、区内の学校に取組成果を発信及び活用し、各校に設置された「学校教育推進会議」等の組織を活性化していくことが必要である。 | 各区の教育担当を中心にコミュニティ・スクールにおける支援と取組成果の発信を進めていく。 | 教育委員会 | 教育改革推進担当 (企画課) |
| | ○青少年自身の企画運営により青少年フェスティバルを通して、青少年の社会参加の促進を図ります。 | 青少年の社会参加を目的とした、第14回川崎市青少年フェスティバルを実施した。 | 青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促すためにさらなる広報活動を推進していくことが必要である。 | 青少年フェスティバルのあり方を含め、青少年の社会参加の促進について検討を行う。 | こども本部 | 青少年育成課 |

基本目標2 家庭の育てる力を支える仕組みづくり

(1) 男女がともに担う子育ての推進

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|-------------------|--|--|--|---|----------------------------------|--------------------|
| ①男女がともに担う子育ての意識啓発 | ◎男女平等推進学習や家庭教育学級、両親学級等、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画し、参加を促進します。 | 男女共同参画センターにおいて、20年6月29日(日)に「男性のための料理教室」を、20年8月23日(土)、10月25日(土)、12月6日(土)に男女共同参画協働事業「元気になる！男のこだわり料理塾」を実施した。また、20年10月13日(月・祝)に『パパのための子育て支援セミナー「父親の楽しみ方と絵本の読み聞かせ」』を実施した。 | 男性の意識改革やライフスタイルの見直しは男女共同参画社会づくりにおいて不可欠であり、年齢や職業にかかわらず、多くの男性に参加してもらえるよう内容の充実や効果的な広報が必要である。 | 男性が参加しやすい講座の時間・内容等を踏まえて企画し、実施を検討していく。 | 市民・こども局 | 人権・男女共同参画室〔男女平等推進〕 |
| | | 各保健福祉センターにおける両親学級では、夫婦で協力して子育てをしていく啓発のため、沐浴、妊婦体験ジャケットの体験や座談などを通して父親の育児参加意識を高めている。受講者実数における夫の割合は約56.3%で、前年度に比べ2%増加している。開設回数116回、受講者実数は、初妊婦3,892人、父親2,190人である。プレパパママ教室として、土曜日に年6回開催し、受講者実数409人(初妊婦208人、夫201人)であった。 | こどもが健やかに成長・発達していく環境づくりのために、より安定した家庭環境づくりが必要であり、父親の育児・育児参加促進は今後もますます重要な課題である。 | 両親学級案内時に、父親の参加を促し、平日参加できない妊婦や夫のために、土曜開催であるプレパパママ教室を充実していく。 | こども本部 | こども家庭課 |
| | | 男女平等推進学習については、教育文化会館・各市民館にて12学級実施した。土・日や夜間の時間帯で開催した学級もあった。また家庭・地域教育学級については、教育文化会館・各市民館・分館にて19学級実施した。その多くに保育をつけており、子を持つ保護者が参加できる条件整備を図った。 | 今後も、父親の参加の機会を設ける工夫をし、父親の家庭教育参加への促進を図ることを目的とした事業を実施する必要がある。 | 学級の開設時期の工夫をしながら、男女が子育てを担える学習の機会を提供していく。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| | | ○小学生、中学生、高校生及び保護者向け教材・カリキュラムを活用した男女平等教育や意識啓発を実施します。 | 市内小学校5年生を対象とした男女平等教育参考資料を作成、配布した。(児童用計12,274冊、教員用計642冊)内訳：市立小学校115校(児童用11,886冊、教員用564冊)、公立特別支援学校4校(児童用69冊、教員用51冊)、私立学校6校(児童用319冊、教員用27冊) | 参考資料の活用率を向上させ、より効果的な男女平等意識の啓発をめざすため、配布対象学年(年齢)とそれに伴う内容について、検討する必要がある。 | 内容や配布対象の検討を行い、男女平等教育等の一層の推進を目指す。 | 市民・こども局 |
| ②若い世代からの子育ての意識づくり | ◎若い世代から乳幼児や子育てについて関心や理解を深めるため、中学生や高校生などを対象とした育児体験学習を実施します。また、乳幼児やその親と一緒にふれあい、交流する事業を実施します。 | 公立保育園全園で育児体験学習を実施した。20年度は、中学生1,877名、高校生448名、大学生2名、専門学校生2名が参加した。また、交流保育で小学生202名が参加した。 | 全園で育児体験学習を実施しているが、まだ交流のない学校も多いので、今後は積極的に連携を図る必要がある。 | 継続実施する。 | こども本部 | 保育課 |

(2) 子育てしやすい就労環境の整備

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|---------------------|---|---|---|--|---------------------|--------------------|
| ①育児・介護休業制度等の啓発・利用促進 | ○川崎市労働情報、市ホームページなどによる関係法令や制度についての情報提供や啓発を行います。 | 啓発情報誌「かわさき労働情報」は、労働関係法令の整備・改定状況や労働関連情報を勤労者及び事業者へ提供するために、市内事業所、関係機関等に配布している。平成20年度においては、6月1日発行号に「男女雇用機会均等月間」、10月1日発行号に「ワークライフバランスシンポジウム」、3月1日号に「次世代育成支援対策推進法が改正されます！」として、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりに向けた企業等の取り組みを促進する概要記事を掲載し啓発をおこなった。また、子育てしやすい就労環境を促進するセミナー及びフォーラムの広報や均等・両立推進企業表彰の案内など、市ホームページへの掲載と併せて周知を図った。 | 広報・啓発に努め、事業趣旨の周知徹底を図ることが求められている。 | 引き続き、事業の趣旨に基づき、勤労者等への適切な情報提供に努めていく。 | 経済労働局 | 労働雇用部 |
| | | ○事業所における男性の育児・介護休業取得促進の積極的な働きかけを行います。 | 「かわさき労働情報」への原稿掲載により、男女共同参画社会の推進と仕事と育児、介護の両立支援を進めるワーク・ライフ・バランス支援に向けた情報提供を実施した。川崎市男女共同参画センターでは、平成20年度事業のメインテーマを「ワーク・ライフ・バランス」として、さまざまな公開講座・イベント・調査研究開発事業等を実施した。 | 今後も、さらに事業所における子育てしやすい就労環境整備のために、意識啓発を継続していく必要がある。 | 継続実施する。 | 市民・こども局 |
| ②仕事と子育てが両立できる職場づくり | ○女性の多様な働き方に関する情報提供や講座の広報を行うなど女性の就労継続を支援します。 | 「かわさき労働情報」への原稿掲載により、男女共同参画社会の推進及び仕事と育児、介護の両立支援を進めるワーク・ライフ・バランス支援に向けた情報提供を実施した。平成20年2月ワーク・ライフ・バランスをテーマとした男女平等かわさきフォーラムを実施した。また、川崎市男女共同参画センターでは、ワーク・ライフ・バランスをテーマに公開連続講座を実施した。 | 引き続き、就労継続を望む女性に支援するため、情報提供を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた社会的気運の醸成を図るための周知・啓発に努める必要がある。 | 継続実施する。 | 市民・こども局 | 人権・男女共同参画室〔男女平等推進〕 |
| | | ○商工会議所等と連携し、企業や事業主に対して、働き方の見直しや短時間勤務制度、フレックスタイム制度等の導入を啓発するなど、子育てがしやすい職場環境づくりを進めます。 | 平成19年度から八都府市により実施している「八都府市ワークライフバランス推進キャンペーン」の開催については、商工会議所や労働組合等と協賛し、11月を強化推進月間として、八都府市共同のキャンペーンとして一斉退社(ワークライフバランスディ)の呼びかけや、働き方の見直しとして、ワークライフバランス月間等の広報に取り組んだ。また、本市独自の取組としては、11月25日にワークライフバランス推進フォーラムの開催や、庁内における取組において、一斉退社、職員研修等を実施し、ワークライフバランスの推進を図った。 | 引き続きワークライフバランスの推進に取り組むと共に、次世代育成支援についての、企業との連携による取組を進める必要がある。 | 新たな取組の検討を含め、継続実施する。 | こども本部 |
| | ◎企業の社会的責任(CSR)の視点に立って、市内の事業所における仕事と家庭が両立できる就労環境の整備を促進するための取組の検討を進めます。 | 関係局と連携しながら、企業がCSRの一環としても取り組んでいる取組を紹介し、他企業に対する普及・啓発を実施した。 | 仕事と家庭生活の両立支援を推進するための、本市におけるCSR活動を検討していく必要がある。 | 引き続き、企業におけるCSR活動の取組について、普及・啓発を促進していく。 | 総合企画局 | 都市経営部 |

(3) 多様な保育サービスの充実

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|--------------------|---|--|---|--|-------|------------|
| ①保育受入れ枠の拡充 | ◎認可保育所の整備を基本としつつ、認可外保育事業との連携により、平成19年4月の待機児童解消を目標に保育受入れ枠を拡充します。 ①認可保育所の新設・改築・増築などにより定員の拡充を図ります。 ②独自施策である認定保育園を拡充し、併せて援護の充実を図ります。 ③3歳未満児対象のおなかま保育室の活用を図ります。 ④家庭保育福祉員(保育ママ)の拡充を図ります。 ⑤認可保育所における定員を超えた受入れを進めます。 | 平成20年度は、平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」の前倒しを行い、平成21年度にむけ、認可保育所(新設7か所・開設民営化2か所・増築指定管理化3か所・定員変更2か所)、小規模認可保育所(3か所)、かわさき保育室(5か所)の整備及び家庭保育福祉員の保育受入れ枠拡大に向けた取組を進めた。 | 計画策定時からの就学前児童数を大幅な増加にあわせて、保育所利用申請者の高まりに伴い、計画の前倒し等を行い、大幅な保育所整備を進めているにもかかわらず、待機児童が増えている状況にあるため、社会状況等の変化に合わせた計画の見直しを図る必要がある。 | 平成19年7月に策定した「保育緊急5か年計画」の中間年にあたる平成21年度内に、認可保育所の整備目標量等を含めた計画の見直しを行い、「保育緊急5か年計画(改訂版)」を策定していく。 | こども本部 | 保育所計画・整備担当 |
| ②多様なニーズに応じたサービスの充実 | ◎就労形態の多様化に対応するため、19時以降の延長保育を拡充します。 | 長時間延長保育実施園は、22か所から37か所に拡充を図った。 | 新規開設保育所には運営当初から、既設の保育所には民営化する際に、長時間延長保育事業を付加している。今後とも市民ニーズの高い事業であるので、引き続き拡充を検討する必要がある。 | 新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。 | こども本部 | 保育課 |
| | ◎女性の就労形態の多様化や保護者の緊急時・リフレッシュのための一時保育事業を拡充します。 | 一時保育事業実施園は、20か所から23か所に拡充を図った。 | 一時保育専用の保育室が必要なことから、新規開設保育所には、一時保育事業を付加することができるが、既存保育所へ拡大していくことが難しい。 | 新築整備保育所を中心に実施園の増加を図る。 | こども本部 | 保育課 |
| | ◎保護者の子育てと就労の両立を支援するための乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の充実を図ります。 | 乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)を、エンゼル幸及びエンゼル多摩の2か所で実施した。また、平成21年度開設予定の施設との調整を開始した。 | 現在、南部地域(幸区)と北部地域(多摩区)の2か所で実施しているが、中部地域での事業開始が要望されている。 | 平成21年度に市内3か所目の施設を設置する。 | こども本部 | 保育課 |
| | ◎休日保育の拡充を図るとともに、年末保育を実施します。 | 20年度の実施状況は29日(月)114名、30日(火)98名、31日(水)50名、合計延262名であった。利用者数は241名で公立185名、民間56名であった。休日保育については公立では未実施。休日保育実施園6か所(民営) | 日曜、祝日、年末に勤務する保護者の職種(例、理容、美容業、商店主等)が限られており、利用件数に限りがある。人員の配置及び予算の確保が難しい。 | 引き続き事業を継続し、休日保育の拡充整備を検討する。また、年末保育についても継続実施する。 | こども本部 | 保育課 |
| ③保育サービスの質の向上 | ◎保育の質の向上や利用者へのサービスの選択に資するため、認可保育所における第三者評価事業を実施します。 | 園の規模や区別等を考慮し、公立保育園14か所で実施した。 | 民間保育所への受審促進の方策について、検討が必要である。 | 継続実施する。 | こども本部 | 保育課 |
| | ◎認可外保育施設に対する指導・監督の充実を図ります。 | 地域保育園指導監督要綱に基づき、定期的に地域保育園若しくはその事務所に立ち入り、その設備若しくは運営について、国の指導監督基準に基づき、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問(立入調査)を実施した。 | 一定の水準以上の運営や保育サービスが提供されているか専門的かつ客観的な立場から立入調査をすることにより、児童の健全な育成環境を保持していくことができる。 | 継続実施する。 | こども本部 | 保育課 |

(4) 要支援家庭対策の充実

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|------------------------|---|---|---|---|-------|--------|
| ①社会的養育が必要な子どもへの支援 | ◎児童養護施設等で子どもたちのより良い生活環境を確保するために、職員の資質向上や設備等の充実に向け支援します。 | 児童福祉施設等に入所している子どもたちのより良い生活環境の確保と、施設職員の資質向上や各施設の設備等の充実に向けた補助金を交付した。 | 子どもたちのより良い生活環境を確保するため、施設整備等を充実する必要がある。 | 継続実施する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ◎市民の里親制度等への理解を深めるため、里親や児童ファミリーグループホーム制度の広報を充実します。 | 里親や児童ファミリーグループホーム制度について、懸垂幕の設置、ポスターの配付、市政だよりへの里親募集の記事掲載、庁内放送などにより広報を図った。 | 新たな広報手段について、里親会と連携し検討する。 | 広報手段を検討し、継続実施する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ◎施設と里親の中間的形態としての児童ファミリーグループホームの増設に向けて検討します。 | 児童ファミリーグループホーム6か所に対して、補助金を交付した。 | 増設に向けては、実施者の確保及び住宅の借上げなどの課題がある。 | 増設に向けて検討する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ◎里親の知識の習得や体験の共有等で養育技術向上を図るための研修を充実します。 | 里親認定前研修、新規登録里親研修、継続里親研修、あゆみの会と共催研修、施設養育実習を実施した。 | 研修内容のさらなる充実を図る必要がある。 | 継続実施する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| ②児童養護施設等を退所した子どもへの自立支援 | ◎児童養護施設等を退所した子どもの助言指導、及び社会生活への適応がスムーズにいくための支援事業を充実します。 | 児童養護施設等を退所した子どもについて、1施設の職員が訪問及び来所等の方法により、5名の子どもに、延べ27回助言指導を行い、社会生活へのスムーズな適応を支援した。 | 引き続き支援の強化を図る必要がある。 | 継続実施する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ◎児童養護施設等を退所した子どもの就労等自立を支援する児童自立援助ホームの設置を検討します。 | 就労等自立を支援する児童自立援助ホームについて、他都市の動向を把握するなど検討した。その上で、川崎市におけるニーズを勘案の上、設置を検討している。 | ノウハウを有している実施者の確保を図る必要がある。 | 設置に向けて検討を継続する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| ③ひとり親家庭への支援 | ◎母子生活支援施設に入所している家庭の自立に向けた生活支援を充実します。 | 指定管理者制度により管理運営を行った。 | 引き続き生活支援の充実を図る必要がある。 | 今年度で現法人との指定管理協定が終了するため、年度内に公募を実施し次年度以降の指定管理協定を実施。移行期間も含め、利用者支援の質の維持、向上を図る必要がある。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ◎求人情報の提供等を行う就業・自立支援センター事業を実施し、母子家庭等の就業及び自立を支援します。 | 就業・自立支援センターにて無料職業紹介業務を実施し、常勤9名、パート・派遣社員・非常勤等41名の母子家庭の就業実績があった。 | 事業の周知の徹底、セミナーの定期開催、ハローワークとの連携を、さらに図っていく必要がある。 | 母子家庭の増加は今後も拡大していくことが予想され、母子自立支援プログラム策定員と自立支援教育訓練給付金事業等との連携を取りながら母子世帯への支援を継続して進めていく。 | こども本部 | こども福祉課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|---|--|--|---|--|----------|--------------------|
| ③ひとり親家庭への支援 | ○母子家庭等に対して、自立支援教育訓練給付金、常用雇用転換奨励金などの給付事業を実施し、就業機会の増大を図ります。 | 母子家庭等の就労相談件数142件、自立支援教育訓練給付事業14件、母子家庭高等技能訓練促進費支給事業6件を実施し、就業機会の増大を図った。 | 事業の周知の徹底、プログラム策定員等就労相談員との連携、ハローワークとの連携を、さらに図っていく必要がある。 | 児童扶養手当法改正による手当の一部支給停止に伴い、プログラム策定事業及び自立支援教育訓練給付事業は需要が今後も拡大していくことが、予想され、自立支援センターや就労相談員等との連携支援を推進する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ○ひとり親家庭等日常生活支援事業における支援員の研修の充実と父子家庭も含めた広報の充実を図ります。 | ひとり親家庭等に対して、生活援助（家事・介護その他日常生活の便宜）92件、子育て支援（保育サービス及びこれに付帯する便宜）208件の派遣支援を実施した。また、支援に係る生活援助・子育て支援の支援員の充実を図るための研修を実施した。 | 潜在的ニーズの強い事業であると考えられ、支援の必要な母子家庭等に対し事業実施についてのさらなる広報・周知を行う必要があるため、区役所等の関係機関との連携を密に行うことは重要である。 | 関係機関と連携を深め、事業実施について市民へ十分な広報・周知を図るとともに、市民に安定した利用ができるよう支援員の確保等、事業の充実を図る。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ○父子家庭への相談体制の充実を図ります。 | 父子家庭に対して、ひとり親家庭等日常生活支援事業派遣件数10件、電話相談2件、来所相談2件を実施した。 | 母子福祉センターにおける父子家庭への支援事業が、十分に認知されていないため、対象者に対して、さらに周知を図る必要がある。 | 区役所等関係機関と連携を深め、事業実施について市民へ十分な広報・周知を図る。また、母子福祉センターにおいて実施していた弁護士相談を就業・自立支援センターにおける特別相談事業として、新たな枠組みに位置づけ、特別相談事業の父子家庭の活用促進を図る。 | こども本部 | こども福祉課 |
| ④障害のある子どもへの総合的支援 | ◎障害児の総合的な支援を行う、障害児地域療育センターの新たな1か所整備を検討します。 | 平成22年4月に宮前区平（向丘診療所跡地）にて民設民営による新規開設を目指して、設置・運営法人については公募により社会福祉法人新生会を決定した。20年度においては、近隣調整を行いつつ、基本・実施設計を完了し、着工に至る。並行して既存療育センターの利用者に対する説明会を実施した。 | 本市の地域療育センターとしては、初めての民設民営による施設であり、運営方法などについて十分な検討が必要である。 | 平成21年度：建設工事 ⇒ 竣工、利用者説明・協議 平成22年度：運営開始 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ○障害児地域療育センターは、障害のある児童の在宅生活の充実に向けて、相談支援から、レスパイト等のサービスまで、利用しやすい体制の整備を検討し、家族支援機能の充実を進めます。 | 保健所等の関係機関との緊密な連携をとりながら、相談、診察、検査、評価、療育・訓練及び指導等の総合的療育サービスを展開した。 | 特に北部において、新規の相談児童件数が増加している。また、障害状況において、「ボーダーライン」、「ノーマル及び未確定」のように診断名がはっきりしないが、発達上の問題からの相談が増加している。このため、相談体制の整備が課題である。 | 保健所、学校他の関係機関との連携により相談体制の充実を図る。また、市内4か所目の地域療育センターの整備を図る。 | こども本部 | こども福祉課 地域療育センター |
| | ○保健福祉センター、保育所、幼稚園、学齢期の子どもたちへの療育支援をネットワーク化し、系統的で継続的な援助を行う体制づくりを進めます。 | 保健福祉センター、保育所、幼稚園、医療機関、教育機関、児童相談所及び発達相談支援センターとの日常的な連携を図り障害児及び家族の支援を実施した。 | 軽度の発達障害児の相談が増加しているため、より円滑且つ十分な相談体制の確立が今後の課題である。 | 引き続き関係機関との連携に努める。 | こども本部 | こども福祉課 地域療育センター |
| | ○LD、ADHDや高機能自閉症等の対人面での障害のある軽度発達障害児への、就学前の集団生活の支援と、幼稚園・保育所への専門的な支援を推進します。 | 就学前の集団生活支援、保育所への専門的な支援を実施した。 | 軽度の発達障害児が増加しているため、十分な相談体制の確立が今後の課題である。区保健福祉センター、児童相談所、地域療育センター、発達相談支援センター等の関係機関が連携して、障害の早期発見や、発達障害児や家族への専門的相談・支援に向けた、ネットワークの強化及び発達相談支援者のコーディネイトを進めていく必要がある。 | グループによる指導や学校、幼稚園、保育所への専門的指導等支援を効果的に実施していく。 | こども本部 | こども福祉課 地域療育センター |
| | ◎LD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある学齢児への総合的な支援体制の整備に努めます。 | 平成19年度の「発達障害者支援体制整備検討委員会」での検討結果を受けて、具体的な取組として、20年1月に新設した川崎市発達相談支援センターを中心とした関係機関連携による支援強化を図るとともに、保育所・幼稚園を主に関係諸機関の職員向けの「発達相談支援コーディネーター養成研修」を年6回開催した。また、保健・福祉・医療・教育等の関係機関で構成する「川崎市特別支援連携協議会」を設置し、継続して検討・検証を行う場を設けた。 | 子どものライフステージに応じた児童とその家族への相談・支援については、乳幼児期での発達支援、学齢期での就学支援、成年期での就業支援等、多岐多様にわたり、継続・一貫した支援の仕組みづくりが求められている。よって、保健・福祉・医療・教育、さらには労働に至るまでの関係機関のより一層の連携した取組が必要である。 | さらなる連携強化と支援体制づくりの取組を検討・実施する。研修は継続実施し、発達障害に対する理解と支援を啓発する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ○個別対応の重要性が高い、自閉症や発達障害に対する総合的な支援を推進する「発達障害者支援センター」の整備を検討します。 | 発達障害児・者の支援を総合的に行うため、平成20年1月に本市で初の発達相談支援センターを開設。 相談支援実績）19年度（H20年1～3月）：延べ415件 20年度：延べ2,349件 | 発達相談支援センターを中核として、発達障害児・者や家族への専門的相談や、関係機関とのネットワークの強化及び発達相談支援者のコーディネイトを進めていく必要がある。 | 22年度開設予定の（仮称）西部地域療育センター、及び23年度開設予定の（仮称）中央療育センターに発達障害者支援機能を付置する。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ○「地域の子育て支援」のキーステーションとして、保健福祉センター、障害児地域療育センターの連携により、専門的なコーディネートの確立に努めます。 | 多摩区では、乳幼児特別相談に併せて巡回相談を実施し、特別相談で勧められた親子に対して、ケースワーカーと理学療法士が育児支援の観点から支援を行なった。（年間6回実施） | 現在、保健福祉センターでは、障害者自立支援法に基づくサービスの支給決定を行っているが、地域療育センターとの連携については、乳幼児健診との連携を含め協力体制を進めつつある。また、保護者のニーズが高いことから、支援をととして養育能力の向上と家族関係の改善を目指す必要がある。 | 障害者自立支援法の施行に伴い、児童相談所も含めた支援のための体制づくりと連携を図っていく。 | こども本部 | 地域療育センター |
| ○障害が疑われる子どもを対象とした地域の子育てグループなどへの支援を進めます。 | グループ指導が効果的である場合については、小集団によるグループ指導により効果的に支援を実施した。 | 軽度の発達障害児の相談が増加しているため、一般の子育て支援とも連携した十分な相談体制の確立が今後の課題である。 | 基本的には、個別の指導が必要であるが、集団的係わりが必要な児童についてはグループによる指導を実施する。 | こども本部 | 地域療育センター | |
| ④障害のある子どもへの総合的支援 | ○幼稚園、保育所における障害のある子どもの受入れを促進します。 | 障害のある子どもの受入れは最終的に「川崎市保育園園児等の健康管理委員会」での審査を経て入所を決定した。最近では重度でも入所するケースが増えた。各園で障害のある子どもの支援とその子を含めたクラス集団全体の支援をする。巡回相談専門相談員の助言をもらい進めた。 | 最近ではADHDや集団になじめない等の「特別な支援を必要とする子ども」が多くなってきている。巡回相談専門相談員に助言をもらい園全体で取り組んでいる。 | 継続実施する。 | こども本部 | 保育課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|------------------|------------|--|--|--|-------|----------|
| ④障害のある子どもへの総合的支援 | | 16・17年度文部科学省の委嘱研究を受け、教育・保健・児童福祉の関係者の委員で構成する会議を開催しながら、幼稚園における特別支援教育についての研究を行った。引き続き「幼児特別支援教育連絡会」を設置し、川崎市における0歳から就学移行期までの一人一人のニーズに合った育ちを保障するために必要な支援の方法の具現化を図ることを目的に、2回の会議を実施した。 | 私立幼稚園においては、協会全体で特別支援教育への理解や研修、教育内容・支援体制の充実をすすめている。今後も個別の指導計画記入を推進し、多くの発達相談支援コーディネーターの養成をしていきたい。その拡大が課題である。 | 障害児の受け入れの促進を図るために、障害への理解を深めるための研修の充実や障害児を受け入れている園への支援体制の構築に努める。また、他機関と連携しながら乳幼児期の特別支援教育の支援体制づくりをすすめる。就学を意識したとりくみを推進する。 | 教育委員会 | 幼児教育センター |
| | | 19・20年度の指導主事研究において、発達に不安のある子どものいる家庭と園が子どもの成長発達を共に支援するためのツール「個別の指導計画作成に向けて（用語例集）」を作成した。私立幼稚園6園において記入への取り組みを図った。 | 実施に際しボランティアの協力が不可欠であるが、その協力要請が困難である。また、保健福祉センター、療育センター、保育園・幼稚園等を通して、参加者を募るがその周知の仕方も課題である。 | 地域での支援にむけ、実施方法や内容等保健福祉センターとの連携を視野にいれた検討をすすめる。 | | |

(5) 経済的負担の軽減

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|----------------|---|--|---|--|--|-----------------|
| ①幼稚園等の保育料負担の軽減 | ○私立幼稚園に通園する園児の保護者に対し、その負担を軽減するため、保育料等の補助を行います。 | 国の制度改正に伴い、小学校1～3年生や保育所及び認定こども園を利用する兄弟のいる園児についても第2子以降の補助額が適用されることになり、対応を行った。 | 本事業は国庫補助事業であるが、19年度以降、補助金に係る国の負担割合が縮小されている中で、補助制度を維持していくための市の財政負担が増大している。 | 私立幼稚園に通園する園児の保護者負担を軽減していくために、補助制度を維持していくとともに、国の制度拡大等に対応していく。 | こども本部 | こども企画課 |
| | | ○幼稚園（幼稚園類似の幼児施設）に在籍する幼児の保護者に対する援護費を交付し、幼児教育の推進を図ります。 | 対象園の要件見直し検討も視野に入れ実施していく必要がある。幼稚園の定義についても、見直しを図る必要がある。 | 継続実施するとともに、対象園の要件等について検討していく。 | | |
| ②教育費の援助 | ○経済的理由により就学が困難な家庭に対して、経済的援助（就学援助制度）を行います。 | 小学校4,257人（6.15%）、中学校2,409人（9.17%）、計6,666人（6.98%）に対し、経済的援助（就学援助制度）を行った。 | 就学援助における認定者数、認定率ともに近年の経済的不況の影響によって年々増加してきている状況となっている。 | 法的、制度的にも保障されている事業であり、必要としている世帯に対し、必要な援助を行っていく。 | 教育委員会 | 学事課 |
| | | ○経済的な理由のため、修学が困難な高校生に対し、奨学金を支給します。 | 平成20年度は、高校奨学金は申請986名（倍率2.8倍） 大学奨学金は申請31名（倍率3.1倍） | 近年の不況等の経済状況から応募者が増加し、競争率が高くなり応募者の状況は厳しくなっている。 | 今後も、限られた原資を考慮し、真に奨学金を必要とする者に対し、適確な支援を実施していく。 | 教育委員会 |
| ③医療費等の支援 | ○小児医療費助成、重度障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、小児ぜん息患者医療費助成、小児特定疾患医療費助成等を実施することにより、子どもの健康と福祉の増進を図ります。 | 保険医療費の自己負担相当の医療給付を着実に実施した。平成19年7月から開始した小児慢性特定疾患医療費助成受給者に対する日常生活用具給付事業の周知が図られ、申請件数が増加した。 | 各制度の運営状況を見据えながら制度の充実について検討していく必要がある。また、小児慢性特定疾患医療給付事業において平成21年10月実施の制度改正により、申請手続きに変更点が生じるため、適切に制度移行を図る。 | 引き続き事業を着実に実施していく。 | こども本部 健康福祉局 | こども家庭課 障害福祉課 |
| | | ○経済的理由で入院することが困難な妊産婦を援助する入院助産制度を実施し、経済的負担の軽減を図ります。 | 経済的理由で入院することが困難な妊産婦69名に入院助産制度を活用し、経済的負担の軽減を図った。 | 制度実施の施設の確保が必要である。 | | |
| ④児童手当制度等の充実 | ○児童手当については、支給額の増額、支給対象年齢の拡大等、制度改正に伴う国庫負担区分の見直しを、また、児童扶養手当についても、父子家庭も含めた支給範囲の拡大、所得制限の緩和を国に要望します。 | 児童手当を含めたさまざまな次世代育成支援の着実な推進を図るため、「大都市民生主管局長会議」や「指定都市市長及び市議会議長の連名による要望」などにより、国に制度の充実を要望した。 | 制度の改正などを含め、今後の国の動向に注視が必要である。 | 平成20年度児童扶養手当の制度改正があったが、今後も国の動向に注視していく。 | こども本部 | こども家庭課 |

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | |
|-------------------|--|--|--|--|---|--------|--------|
| ①区における子育て支援の拠点づくり | ◎区役所を子育ての総合的な支援拠点として整備し、区を主体として、それぞれの地域特性を生かした子育て支援を展開します。 | 区内の子ども関係機関・施設や地域の子ども支援関係団体の代表者で構成する「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」を開催して情報交換・意見交換し、課題の共有化、解決へ向け協議を深めた。「通訳及び翻訳バンク」(8言語対応)事業を区内ボランティアの協力を得て実施し、日本語を母国語としない親子への支援を行った。子育て支援センター、保健福祉センター、地域療育センターと共催で乳幼児親子及び学齢期親子への発達支援を月例で実施した。不登校児支援事業として、フリースペース(子ども文化センター利用)の運営や精神科医によるスーパーバイズを月1回実施した。 | 区内の子どもに関する事業の各機関・団体の協働体制についてや、区の総合的な子ども支援施策をさらに検討する必要がある。ネットワーク会議では情報交換と課題解決に向けた連携強化について協議する。 | 引き続き関係機関の連携を拡充発展するとともに、「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」の的確な運営により、関係団体との連携・協働体制を進めていく。区の特性やニーズに即した総合的な子ども支援を行う。 | 川崎区役所 | 子ども支援室 | |
| | | 区内の子ども支援団体、関係機関の代表者で構成する「幸区子ども総合支援ネットワーク会議」を年3回開催し、各活動の情報交換や相互協力支援策の検討を行った。また、実務者による子どもに関する課題を検討するために4部会を開催した。 | ネットワーク会議は情報交換の場であるとともに、課題解決に向けた具体的な行動に取り組む組織として各部会との連携を強化することが課題である。 | ネットワーク会議の充実を図るとともに、各部会との有機的な連携を図る。 | 幸区役所 | 子ども支援室 | |
| | | 平成18年4月に子ども相談窓口を開設し、子どもに関する窓口を1本にし、速やかな相談の対応を実施してきた。平成20年度は子ども支援室に区教育委員会が同席する事で、就学児・生徒の相談対応について学校との連携がスムーズとなり、相談支援の強化が図れた。 (参考)H20年相談窓口受付件数 ・乳幼児相談250件 ・母子手帳交付等3,257件 ・小中学生相談156件 ・保育所入所関係1,861件 ・高校生、その他相談82件 ・転入者情報提供787件 ・案内情報提供1,268件 | 就学児(者)に対する学校と地域との更なる連携強化が必要である。 | 相談を的確に受け止められるよう従事者の研修の強化を図り、更に関係部署との連携を重ね、子ども支援の展開を進める。 | 中原区役所 | 子ども支援室 | |
| | | 平成20年3月に、地域における総合的な子ども支援を推進するために「高津区子ども総合支援基本方針」を策定し、この基本方針に基づく今後3年間の事業実行計画を9月にまとめた。庁内及び関係機関に周知するとともに、庁内各部署、関係機関と連携しながら総合的な子ども支援を推進し、実行計画の実施状況を庁内会議にて確認を行い、取組の促進を図るとともに評価を実施した。 | 今後、実行計画に沿いながら事業展開をしていくことになるが、関係部署との協力、連携体制が必要である。 | 実行計画に沿って着実に事業展開ができるように調整を行い、毎年、進捗状況を確認・検証する。 | 高津区役所 | 子ども支援室 | |
| | | 区内の子どもに係わる関係機関、団体等との意見交換や情報収集、行事等への参加により現状把握を行った。また、区役所を総合的な子ども支援の拠点とすることを目的とし、子どもに係わる関係機関、施設、団体等の代表者により構成する「子ども総合支援関係者懇談会」を開催し、地域における子ども支援体制の構築を図った。 | 区内の子育て支援の取り組みにも地域差がみられるが、関係機関・団体が各々の特性を生かしながら、支援を進めていくことが必要である。 | 平成20年4月に子ども支援室が設置され、区役所が子ども支援の拠点となるために地域の子どもへの総合的な支援に向けて機能強化を図る。 | 宮前区役所 | 子ども支援室 | |
| | | 事務局を含め32の団体及び機関の子ども・子育て支援関係者で構成する会議を3回開催した。連携会議を構成する者相互の情報交換を促進し、主催する諸事業・諸活動を相互に協力・支援し合い、各関係者・団体が活動を通しての課題や連携のありかたの意見交換をおこなった。 | 子どもに関する地域支援者の連携体制のありかたや、多摩区の総合的な支援施策の方向性を示す。 | 「(仮称)多摩区子ども支援基本方針」を連携会議を母体にして策定する。 | 多摩区役所 | 子ども支援室 | |
| | | 平成18年4月から「子ども相談窓口」を開設し、円滑な運営のために関連機関との調整を行った。また、麻生区子ども関連ネットワーク会議を年3回実施した。地域の大学との連携や子ども関連ネットワーク会議の関係機関や団体のネットワークについて研修の企画を検討・実施した。 | 子どもの様々な問題解決にむけて、情報の共有化を図り、関係機関、団体の連携を強化していくことが必要である。 | 麻生区子ども関連ネットワーク会議の活用と連携を図り、子育て・子育て支援の充実を図る。 | 麻生区役所 | 子ども支援室 | |
| | | ◎区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。 | 区内の関係機関・施設と協同して各種事業を実施した。 ・「男性の育児参加促進事業」(保育園、地域子育て支援センターと共催)年6回 ・「幼・保・小連携」意見交換会1回、小学校教諭の保育園実地研修17保育園で20校37名参加 ・「児童虐待防止対策」南部児童相談所等と共催の講演会開催、月例ケース検討会議・「民間保育園長連絡会」の定例実施 | 民間施設は区を単位とした集まりがないため、「区」を単位とした事業実施について、理解と協力を得ていく必要がある。より一層の効果的・継続的な連携が必要である。 | 区の特性・ニーズに即した課題解決、子どもの総合的な支援に向けて、引き続き関係機関・施設との連携を強化していく。 | 川崎区役所 | 子ども支援室 |
| | | 平成20年7月末から8月末の期間に小学校教諭の公立保育園実習体験研修を実施し連携を図った。また、区内小学校と幼稚園、保育園による就学にむけての代表者連絡会を平成20年11月、担当者交流会を平成21年1月に実施した。 | 関係機関との情報交換等、継続的な連携が必要である。 | 公立保育園をはじめ私立保育園や幼稚園と小学校との連携を図る。 | 幸区役所 | 子ども支援室 | |
| | | 中原区における子育て支援を推進し、保護者や支援に関わる機関や団体の情報交換及び相互協力等を行うため、乳幼児(未就学児)を対象とした「子育てネットワーク」と、就学児以上を対象とした「子ども支援ネットワーク」を運営した。 ・子育てネットワーク…ネットワーク会議4回開催、24団体(機関・団体)が参加し情報の共有を図った。また、情報誌「ネットワーク通信」の編集部会を12回開催し、10号から15号を発行した。 ・子ども支援ネットワーク…ネットワーク会議3回開催、23団体(機関・団体)が参加し、活動として「子どもの生き方・あり方プロジェクト」として議論をし、ネットワークに参加している団体が、自分達として何ができるかを出し合った。 | 更に2つのネットワークがそれぞれに、課題を共有しながら、関係団体との連携強化を図り、活動を進めていくことが重要である。 | それぞれのネットワークの連携を更に深めながら、それぞれの課題の検討を進めていく。 | 中原区役所 | 子ども支援室 | |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|-------------------|--|--|--|--|------------------------------------|----------------------|
| ①区における子育て支援の拠点づくり | ◎区内における子育て関連施設等の連携体制の構築により、地域のだれもが安心して子育てができるよう支援を強化します。 | 区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を4回、情報部会6回、幼・保・小連携部会4回、子育てグループ支援部会4回開催し、情報交換やホームページ・子育て情報誌等情報発信の充実、子ども・子育て支援の今後の方向性についての検討を重ね、地域における子ども・子育てネットワークの充実を図った。 | 情報発信の充実、就学後の情報の充実、子育てグループ活動支援等部会の充実強化を進め、より一層のネットワークの推進を図る。 | 各団体等との連携を強化する中で、参加と協働のより一層の推進を図る。 | 高津区役所 | こども支援室 |
| | | 子どもに係わる関係機関、施設、団体等の実務者により構成する「宮前区子育て支援関係者連絡会」(隔月に開催)に参画し、地域における子育て支援に関する情報の共有化、課題の検討等を行った。また「子ども安全・安心協議会」による総会等を通じて、児童の登下校時などにおける地域での防犯の取組状況等の情報交換を行い、地域による見守りパトロール等による連携や取組を進めた。 | 地域による見守りパトロール等の実施・拡充の方法、連携をどのように持つかが課題である。 | 宮前区子育て支援関係者連絡会の継続的開催(隔月に開催)及び子ども安全・安心協議会総会等の開催を継続して実施する。 | 宮前区役所 | こども支援室 |
| | | 地域の団体(民生委員児童委員)や関係機関(公私立保育園・幼稚園・小学校)との連携会議を開催し、課題の共有と事業の協力体制を強化した。庁内のこども施策関連部署との検討会議を開催し、事業の情報交換・協力体制を図り区役所が拠点として機能できるよう整備した。 | 連携会議の充実と就学時期・就学後の環境整備の役割分担を検討する。 | 各団体・機関・部署との連携を強化しながら協働による地域の支援体制を推進する。 | 多摩区役所 | こども支援室 |
| | | 区内の民生委員児童委員・子ども会等の団体、子育てサークルやボランティア・障害児のサークル等区民の代表、区社会福祉協議会・保育園・幼稚園・学校・区役所内関係各課等30名の委員による「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を設置し連携と情報の共有化、課題に向けての検討を図った。 | 麻生区子ども関連ネットワーク会議で情報交換を行い、相互の状況理解を深め連携を強化する。 | 区内でより連携を深め、子育て関連施設の充実や有効活用の調整、関係機関が連携しての子育て支援策の構築が行なわれるようネットワーク会議の継続開催を行う。 | 麻生区役所 | こども支援室 |
| | | ◎親子が気軽に集い、子育て情報の提供や相談の場としての地域子育て支援センター(旧子育て広場を含む)を拡充します。また、両親ともに利用できるよう、土曜・日曜に行事等を開催します。 | 平成20年4月に「ゆめいく日進町保育園」内(川崎区)に、5月に「はるひ野保育園」内(麻生区)に保育所併設型の子育て支援センターを開設した。また、平成20年10月からは市内7か所のこども文化センターにおいて、地域子育て支援センター事業(児童館型)を開始し、平成20年度末までに市内27か所事業を実施した。運営等に関して、地域子育て支援センター全体会議を開催し、情報交換を行った。 | 保育所型・児童館型それぞれの機能、役割を精査し、今後の設置計画を立てていく必要がある。 | 地域バランスを考慮しながら、今後も設置箇所を増やしていく予定である。 | こども本部 |
| ②親子が気軽に集える場の提供 | 地域子育て支援センターふるいちばの第3土曜日開所を平成20年度も試行的に継続実施。時間：午前9時30分から午後4時まで(7月から午後4時に延長)対象：0歳児から就学前の児童と保護者。大人利用総数のうち父親利用者は年間平均30.8%と19年度33.7%と変わらず、高い割合で推移しており、父親と子どもみの利用も増え、また父親が主体的に子どもとふれあい、一緒に遊ぶ姿が多く見られ、土曜開所が定着化している。また、20年度はここを拠点として活動している子育てボランティアが区協働推進事業費を活用し、住民主体での活動も行なわれ、内容の拡充が図れた。 | 土曜日開所時参加者からは、ボランティアへの感謝の気持ちと第3土曜日開所の継続を望む声が多かった。20年度子育て支援センターが増えたことに伴い、活用についての周知が課題である。 | 継続して土曜日開所実施を行なう。新設の子育て支援センターの周知を図る。 | 幸区役所 | こども支援室 | |
| | ○民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。 | 地区民生委員・児童委員協議会が主体となり運営している子育てサロンは5箇所(渡田、大師、田島、小田、中央地区)にある。児童・家庭支援担当保健師が参加し、子育てについて専門的な立場から助言等を行ったり、運営上の側面的支援を行なっている。地域福祉計画に基づき「まの縁側」が7箇所開設され、こどもから高齢者まで世代間の交流も目的となっている。また、田島地区・大師地区ではサロンを運営している民生委員・児童委員の交流会・学習会を実施。 | 運営している民生委員・児童委員の主体性を活かしながら側面的支援を行なっていく。また、今後開設の増加が見込まれるので、効率的な関わりの検討が必要。 | 引き続き保健師の専門性を活かした支援を行う。中央地区(大島地区)にもサロン開設の意向あり。 | 川崎区役所 | 保健福祉サービス課 地域保健福祉課 |
| | 日吉地区の5か所の町会で「赤ちゃん相談」を実施した。赤ちゃん相談を実施するボランティア対象に「ボランティア研修会」を実施し、子育てに悩む母親の理解を深めるよう支援した。民児協主催月1回実施の子育てサロン「ハナビひろば」に保健師を派遣し支援を行った。日吉地区赤ちゃん相談や、地域の子育て支援者のPRの場として赤ちゃんハイハイあんのつどいを行った。 | サポートしているボランティアの世代交代を視野に入れながら、支援していく必要がある。 | 世代間の交流も図りながら継続して実施していく。赤ちゃん相談ボランティアとすすく子育てボランティアとの交流研修会を行いボランティア同士の横のつながりを強化していく。 | 幸区役所 | 保健福祉サービス課 | |
| | 地域ごとの地区子育て支援推進委員会で開催する子育てサロンは、自主サロンを入れ18会場で実施され、平成20年度は200回、参加親子延数は12,915人、従事したスタッフは、役員ボランティア延総数は、2,701人であった。事務局として、子育てサロンの運営に協力する職員は派遣について、保健福祉センター及び保育園との調整を図った。また、子育て支援実行委員会が主体となり、ボランティア研修を行った。また、こども文化センター等を会場とする子育てグループが、自主的なサロンや、グループ活動を行っており、保健福祉センターの職員や、保育園職員が支援・協力を行った。 | 更に子育てサロン等の支援の充実を図ると共に、自主的なサロンへの支援強化を行う。また、子育てサロン参加者が主体的な力を発揮できるよう支援が必要である。 | 中原子育て支援推進実行委員会の中で、サロン活動の更なる充実を図れるよう支援する。 | 中原区役所 | こども支援室 | |
| | 自主サークルの活動や高津区社会福祉協議会が開催している子育てサロン「きらり」に、地域子育て支援センターの職員を派遣し支援した。「きらり」の実施状況として開設11回、述べ参加者数は435組であった。 | 参加者の子育て力、意識の向上に向けた支援内容の充実。 | 各団体が地域で実践している子育てサロン等との連携を強め、子育て支援の充実を図る。 | 高津区役所 | こども支援室 | |
| | 民生委員・児童委員協議会主催の子育てサロン開設(1箇所)への支援を行う。またこども支援室が地域の方々の支援を得ながら行う子育てサロンを試行的に開催(2回)した。子育てサロン等へ子育て講座・遊びの紹介等を行うため保健福祉サービス課保健師、保育園の保育士等の派遣の調整を行った。 | 円滑な運営のために関係機関との協力が必要。 | 子育てサロンの充実、地域における世代間の交流の場の拡充を図る。 | 宮前区役所 | こども支援室 | |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | |
|------------------------------------|---|---|--|--|---|--------------------------------|--------|
| ②親子が気軽に集える場の提供 | ○民生委員・児童委員や社会福祉協議会、市民自主グループ等が地域の中で主体的に実施している子育てサロン等を促進、支援します。 | ・親子の集いの場「ママとあそぼう/パパもね」は、3地区4か所で年間29回実施、合計1,827名の親子が参加した。マット、玩具の貸出しも実施し区内の子育て広場・子育てサロン等の支援と情報の広報等を行ない、利用者の増加を図った。関係者の研修会も3回実施し区民への啓発を行った。・外遊び事業はゴルフ場やせせらぎ館、学校校庭を利用し4回実施。自然の中で遊びを創造し親子のふれあいや世代の交流を推進した。 | 市民自主グループへの支援や地域での自主的な活動への支援（マット等の配備、支援者の体制、開催場所との連携等）検証が必要である。また、主任児童委員との密な連携が必要である。 | 今後も公立保育園園長会、地区民生委員児童委員協議会等と連携して親子の集いを開催する。またこどもの外遊びを通して地域の支援者ネットワークにより主体的に活動できる体制をつくる。さらに関係者の交流・研修会を行い、地域における世代交流の拡充も図る。 | 多摩区役所 | こども支援室 | |
| | ◎こども文化センターにおいて、乳幼児がより利用しやすくなるよう施設の整備を図ります。また、子育て相談などができるよう職員の専門性の向上を図ります。 | 麻生区内には民生委員・児童委員が実施している子育てサロンが7か所になる。平成17年度から20年度まで、60の子育て関連サークルについてアンケートを依頼し回答を得た。その調査を元に子育てサークル代表者の交流会を区社会福祉協議会子育て支援部会と実施し、意見交換を行った。子育てサロンを含むサークルが活動しやすい環境をつくるため、区内こども文化センターとの意見交換を行った。こども文化センター独自の子育て支援事業を開始し、意見交換会を実施した。 | 子育てサロンが安定的に運営され、保育等の定期的な学習等を支援する。継続的に意見交換をしていく必要がある。 | 子育てサロンが安定的に運営され、保育等の定期的な学習等を支援する。継続的に意見交換をしていく必要がある。 | 平成21年度以降も、子育てサークル支援や、子育てサロンの研修、子育て支援センターとの協力での遊びや子育ての学習等継続予定。 | 麻生区役所 | こども支援室 |
| | ◎こども文化センターにおいて、乳幼児がより利用しやすくなるよう施設の整備を図ります。また、子育て相談などができるよう職員の専門性の向上を図ります。 | 乳幼児が安心して利用できるように、老朽化した床の改修を行った。子育て相談などの充実を図るため、各区保健福祉センター及びこども支援室等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施した。また、地域子育て支援センター（児童館型）を7か所実施した。 | こども企画課や各区の保健福祉センター、こども支援室等とさらに連携し、支援の充実を図る。 | こども文化センター施設整備計画に基づき、順次床の改修を実施する。地域子育て支援センターの実施か所を増やす。放課後子どもプランを実施する。 | こども本部 | 青少年育成課 | |
| ③育児サポートの充実 | ◎市民同士が互いに子育て支援する「ふれあい子育てサポート事業」について、子育てヘルパー会員を増やし、より多くの援助活動ができるよう充実を図ります。 | 年3回の子育てヘルパー養成講座を開催するとともに、他機関で実施している子育て支援者養成講座等へ事業説明を行うなど、ヘルパー会員の増加に向けた取組を行った。 | 利用会員のニーズが高いのに対し、ヘルパー会員数が伸び悩んでいるため、利用会員への対応が困難になっている。 | 制度について広報を行い、会員数、活動件数の増加を図る。 | こども本部 | こども企画課 | |
| | ◎産後間もない核家族等に、身の回りの世話や育児の援助を行う産褥期ヘルパー派遣事業を実施します。 | 妊産婦が出産前後の体調不良により育児や家事が困難な家庭に対し、ヘルパーを派遣し、援助を実施した。平成20年度の利用実績は、利用実人員305人、利用延べ回数2,357回となっている。 | サービス提供する事業者の数が、区によってばらつきがあるため、事業者数を増やしていく必要がある。 | 継続実施していく。 | こども本部 | こども企画課 | |
| ④民生委員・児童委員、主任児童委員活動への支援 | ○民生委員・児童委員、主任児童委員の地域における子育て家庭への相談・援助活動を支援するため、研修等を充実します。 | 主任児童委員研修会、新任民生委員児童委員研修会、児童委員研修会、中堅民生委員児童委員研修会、女性リーダー研修会等を開催。また、全国主任児童委員研修会等へ参加し、「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」が社会全体に求められている中で、児童・妊産婦に関する福祉を積極的に推進する民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援するため研修を行った。 | よりきめ細やかな相談援助活動が行えるよう、目的課題に即した研修内容の充実が必要である。 | 民生委員児童委員協議会の主任児童委員部会において効果的な研修に取組んでいく。 | こども本部 健康福祉局 | こども福祉課 地域福祉課 | |
| ⑤保健福祉センター、保育所、幼稚園等における地域子育て支援機能の充実 | ○保健福祉センターの専門性を活用し、地域が主催する子育て講座等へ講師を派遣するなど支援を充実します。 | 地域子育て支援センターに定例の講座を開設し、育児相談やこどもの育ちに必要な支援や時々の話題を保護者に提供している。支援を必要とする子や親（保護者）に支援を継続しフォローアップしている。 | 機関連携の強化。個人情報保護の観点から、こども支援関係の各機関、施設及び民生委員児童委員などのこどもに関する情報の受け渡しに充分注意する必要がある。 | 平成21年度は民営子育て支援センターへの講師派遣も予定している。区内4箇所にも拡大予定。 | 川崎区役所 | 保健福祉サービス課 | |
| | | 「すくすく講座と育児相談」を地域子育て支援センターふるいちばにおいて12回実施した。日赤奉仕団主催事業に、保健師が参加し親子遊びと育児相談を5回実施した。 | 要請に応じるため保健福祉センターからの派遣職員等の調整が必要である。 | 地域子育て支援センターふるいちばは継続実施する。日赤奉仕団については、自立して事業実施ができるようになり、派遣を縮小する予定。 | 幸区役所 | 保健福祉サービス課 | |
| | | 地域で開催されている子育てサロン・子育て支援センターすみよし、ふぁみーゆ大戸・各子育てグループの自主活動の支援に、保健福祉センターの医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士等を、また保育所の保育士や栄養士の派遣を行い、要請に応じた地域支援の調整を実施した。 | 要請に応じるため保健福祉センターや、公立保育園等からの派遣職員等の調整が必要である。 | 地域の要請には今後も出来るだけ応えるよう援助を行う。 | 中原区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 地域保健福祉課 | |
| | | 地域子育てサロン、子育てグループ、地域子育て支援センター等に保健福祉センターの保健師・栄養士・歯科衛生士等を派遣し、子育てに関するアドバイス等を行った。 | 支援内容の検討と講師の調整が必要である。 | 関係機関や自主グループとの連携をさらに深め、対象者に適した内容で実施できるよう努めていく。 | 高津区役所 | 保健福祉サービス課 | |
| | | 地域の主任児童委員等が開催する「子育てサロン」や自主子育てグループ等が主催する「赤ちゃん広場」(月1回、区内8か所にて開催)等に保健師や保育士、栄養士を派遣し、育児に関するアドバイスや遊びの紹介等を実施し、支援を行っている。 | 運営の担い手育成の支援が必要である。 | 対象とする支援グループの拡充と、新たな場の開拓や運営の担い手の育成も目指し、継続的に実施する。 | 宮前区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 | |
| | | ○保健福祉センターの専門性を活用し、地域が主催する子育て講座等へ講師を派遣するなど支援を充実します。 | 支援者養成講座は基礎・養成講座や実習を取入れ、修了者が地域の活動に参加したり新たに自主グループを設立し活動を開始した。 | 派遣について、すべての要請に応えることは困難なため、保育園、地域子育て支援センター等とも連携が必要。支援者養成講座の修了者の継続のための支援や、活動の場の情報提供が必要である。 | 関係機関、市民グループとの連携をさらに深め、専門性を生かして支援を充実させていく。支援者養成講座内容の評価と活動支援への地域のネットワークの活用。 | 多摩区役所 | こども支援室 |
| | | | 保育園や地域子育て支援センター、子育てサークルの要望に応じて、保健師や助産師の定期的な派遣を行なっている。また、地域子育て支援センターと保育園の職員で、子育てや遊び等の講座を実施した。 | 派遣の要請に順次こたえるため、区内の全体状況を把握し内容と講師の調整をする必要がある。 | 関連機関で調整を行いながら、支援を継続の予定。 | 麻生区役所 | こども支援室 |
| | ○幼稚園の在園児を正規の教育時間終了後も引き続き預かる「預かり保育」を推進します。 | 私立幼稚園の預かり保育事業について、補助金を交付した。平成20年度末において、市内の私立幼稚園85園中60園にて預かり保育を実施した。 | 補助事業の体系等を見直す中で、地域での子育て支援の向上のために、実績に応じた補助の充実などを図る必要がある。 | 私立幼稚園の預かり保育事業について、実施状況の把握を行うとともに、幼稚園協会等と調整を図っていく。 | こども本部 | こども企画課 | |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|------------------------------------|--|---|---|---|-------|----------|
| ⑤保健福祉センター、保育所、幼稚園等における地域子育て支援機能の充実 | ○保育所や幼稚園において園庭開放や地域の子どもの交流、子育て相談、保育参加などを行い地域における子育て家庭を支援します。 | 保育所においては園庭で、親子が自由に遊んだり、保護者が子どもが遊んでいる様子を見守りながら他の保護者と情報交換をしたり、保護者が保育者に気軽に子育ての相談を出来るなど、子育てに安心感を得られるような時間を作り、再び子どもと向き合えるように支援を実施した。また、移動動物園や人形劇等のイベントを実施し、多くの親子が参加した。園により身体測定や絵本の貸し出し等実施している保育園もある。 | 雨天時の保育園内利用の問い合わせがあるが、日常においては保育園内が空いているためスペースがない。（地域子育て支援センターを紹介している。） | 引き続き各園でできる支援をしていく。 | こども本部 | 保育課 |
| | | 教職員研修を通して、特別支援教育や保護者等々のかかわり方、相談に重点をおき、その重要性と支援の仕方についての理解を深めた。幼稚園では、地域のニーズに合わせて園庭開放や預かり保育、子育て相談などに取り組んでいるところも多い。 | 子育て家庭がおかれている状況は、家庭・地域環境により様々である。各幼稚園が地域の実情に即した、子育て支援が展開されるよう研修内容・方法の充実が必要である。 | 乳幼児関係機関、幼稚園・保育園等で子育て支援を推進する資料とするために、市内約4000件の家庭を対象に「川崎市乳幼児の生活実態調査」を実施した。今後はこの周知にむけ報告書を配付した関係機関への説明や支援の可能性を探ることが重要である。 | 教育委員会 | 幼児教育センター |
| | ◎児童福祉施設等の養育機能や地域の子育て資源を活用し、保護者の疾病、出産等により家庭における養育が困難になった子どもを一時的に養育するショートステイ事業を拡充します。また、保護者が残業等により不在となり、家庭での養育が困難になった子どもを保護者が帰宅するまでの間預かるトワイライトステイ事業を実施します。 | ショートステイ事業を、しゃんぐりらベビーホームで実施した。 | ショートステイ事業の広報を強化する必要がある。 | トワイライトステイ事業（定員2名）の実施に向け検討及び準備作業を進める。 | こども本部 | こども福祉課 |

(2) 相談・情報提供の充実と子育てネットワークづくり

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|--------------|---|---|---|--|--------------|--------------------------------|
| ①相談体制の充実 | ○市民の子育てについての相談に的確に対応するため、相談窓口の役割を明確化するとともに、市民にわかりやすく広報し、相談体制の充実を図ります。 | 各区において「こども相談窓口」を設置した。 | 子どもに関する市民からの相談に的確に対応し、支援するための体制整備を引き続き進めていく必要がある。また、関係機関との連携を密に図りながら相談・支援を行う必要がある。 | 引き続き相談体制の充実を図る。 | こども本部 区役所 | こども福祉課 こども支援室 |
| | ○乳幼児をもつ家庭の身近な相談窓口として、保育所、幼稚園の専門性や地域性を活用し、相談事業を進めます。 | 公立保育所全園において相談事業を実施した。 | 相談事業の園によるばらつきをなくすため、保育相談実施のPRを工夫する。また相談内容の多い食事面や生活習慣面について「ワンポイントアドバイス」等のチラシを配布し参考にしてもらう。気軽に相談できる雰囲気作りにも配慮する。 | 継続実施する。 | こども本部 | 保育課 |
| | | 公立幼稚園では、入園希望者や在園児の保護者の抱える不安や心配に対し、保護者の気持ちの理解を図りながらアドバイスや必要な機関の紹介を行っている。また私立幼稚園協会においても相談事業を行っているが、幼児教育センターもその一端を担っている。幼児教育センターの教職員研修において、幼児や保護者理解を重要視した研修を取り入れている。 | 保護者の置かれている状況により、抱える問題や課題が異なることから適切な対応を行うためには、相談技術の向上や市内にある社会資源への知識が必要とされる。このことから、保護者の相談に対応できる資質や技術向上のための教職員研修が重要と考える。 | 現在の幼稚園の相談事業は、在園児が主であるが、未就園児の保護者への支援を行う園も増えている。教職員の相談の技術向上をめざす研修を実施し、幼稚園における相談の充実にも努める。 | 教育委員会 | 幼児教育センター |
| | ○子育てに関するさまざまな相談に応じられるよう、相談員の専門性の向上を図るため、研修を充実します。 | 家庭相談員に対し、家庭児童相談研修・連絡会4回、神奈川県都市家庭相談員連絡協議会研修・連絡会4回、県家庭児童相談研修・連絡会1回、全国家庭児童相談研修・連絡会1回を実施した。また、子ども教育相談に対しては、子ども教育相談研修・連絡会を5回実施した。 | 研修の内容を検討・充実させるとともに、児童相談所や関係機関との連携の強化を図る必要がある。 | 研修の内容を検討する。児童相談所や関係機関との連携の強化を図る。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ○相談内容により、より適切な窓口の紹介ができるよう、相談機関連絡会等の設置による連携・相互支援の強化を図ります。 | 家庭相談員と児童相談所との連絡会を開催し、連携を図った。 | 区と児童相談所との連携をさらに図っていく必要がある。 | 区と児童相談所との連携を引き続き図る。 | こども本部 | こども福祉課 |
| | ◎児童相談所における相談支援の強化、夜間・休日の電話相談や里親からの緊急連絡体制を確立するなど機能強化を図ります。 | こども家庭センター内で実施している電話相談事業を見直し、平成20年度からはフリーダイヤルを導入した。また、児童虐待防止センターの相談員と児童・青少年電話相談の相談員が協力し合い、どちらの回線に入った相談にも対応する体制をつくるなど、事業の充実と効率的な運用を図った。 | 児童相談所及びこども家庭センターの機能をさらに強化する必要がある。 | 引き続き、児童相談所及びこども家庭センターの機能強化の推進を図る。 | こども本部 | 児童相談所 |
| ②子育て情報の提供の充実 | ○子育てガイドブック（全市版、区版及び外国語版）を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。 | 全市版「かわさき子育てガイドブック」を25,000部作成し、子どもを出産する世帯を中心に、母子健康手帳と併せて配布した。 | 区においても「○○区版子育てガイドブック」を作成しており、全市版に掲載する項目と、各区版に掲載する項目との切り分けが課題である。 | 継続実施する。 | こども本部 | こども企画課 |
| | | 外国人が一番多い区として、平成19年度子育てガイドの外国語版（簡略版）を窓口や育児相談等で配布を行った。平成20年度は既存のガイドブックの更新を行い、改訂版を10,000部発行した。 | 情報の更新を、2.3年毎に行う必要がある。 | 平成21年度は情報を更新する。子育て中の母親を中心とした編集委員会に委託する方法で編集、作成予定。 | 川崎区役所 | 保健福祉サービス課 こども支援室 |
| | | ネットワーク会議の部会4として、0歳から18歳未満のこどもの情報を提供するために「こども情報ネット」を4・5・6号の発行を行なった。メンバーは他の3つの部会から委員を2名、推薦委員1名、事務局等の11名で構成し年10回の編集会議を開催した。平成20年9月、12月、3月の年3回、各10,000部、子育て関連施設、小中高校等へ配布した。 | 地域からの情報収集ができる体制が必要。地域のニーズを把握し、そのニーズに対応した内容の情報提供が必要。 | 21年度も継続して年3回発行する。年度内第1回目の発行は、提供する情報が活用しやすい7月夏期休暇前の時期とする。 | 幸区役所 | こども支援室 |
| | | 子育てネットワーク会議の中から改訂検討委員を選出し、検討会で、改訂内容の検討を行い、情報の更新作業を行い4月中旬に発行予定である。13,000部発行 | 子育てガイドブックの定期的（2年ごと）な改訂版の発行としているが、適切な情報の更新を考えると、2年間を定期とすることについての検討が必要。 | 改訂に対する考え方の整理が必要。 | 中原区役所 | こども支援室 地域保健福祉課 保健福祉サービス課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|--|--|---|---|---|----------------------------|---------------------|
| ②子育て情報の提供の充実 | ○子育てガイドブック（全市版、区版及び外国語版）を作成し、子育て家庭への情報提供を充実します。 | 高津区子ども・子育てネットワーク会議の検討をふまえ、高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」の内容更新を行い、6,000部印刷し、母子健康手帳交付時や新たに高津区へ転入した子育て家庭等で配布を行った。 | 情報内容の改訂及びタイムリーな更新管理。 | 制度改正などに伴い、高津区子育て情報ガイド「ホッとこそだて・たかつ」のタイムリーな更新管理と就学後の子育て情報の追加など充実を図っていく。 | 高津区役所 | 保健福祉サービス課 こども支援室 |
| | | 子育て中の母親が中心となり、平成18年3月に作成した子育てガイドブック「とことこ」改訂版を、子育て中の転入世帯などの区民に配布した。 | 3年に1回の改訂のため、内容変更の対応が課題。 | 平成21年度の改訂に向けて、委員を公募し関係機関と連携して編集作業を行い、年度内に発行する。 | 宮前区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 |
| | | 平成20年12月「多摩区子育てBOOK」編集委員会を経て作成。母子健康手帳交付時や、乳幼児を持っている多摩区への転居者にも配布している。また、こども支援室の業務案内を作成し区内の幼稚園・保育園・小・中学校に配布し、相談窓口としての区役所機能を広報した。 | 利用状況を把握し、地域の活動情報の収集発信及び情報内容のタイムリーな更新を行う。 | 地域子育て支関係団体の広報面での支援も行う。 | 多摩区役所 | こども支援室 |
| | | 魅力ある区づくり予算にて「子育てガイドinあさお」平成17年度1,000部発行・配布平成18年度改定版作成 平成19年度12,000部発行・配布 平成20年度継続配布した。 | 継続発行の為の予算確保。 | 今後も改訂版を発行していく方向である。子ども関連ネットワーク会議の関係機関・団体がガイドブック作成 | 麻生区役所 | 保健福祉サービス課 |
| | ◎子育てに関する情報のホームページへの掲載や子育て支援施設などにおける情報提供の充実を図ります。 | 市民向けのリーフレット「子育てを応援します」を8,000部作成し、市内地域子育て支援センター、私立幼稚園、公私立保育園、市民館等の施設に配布し幼児教育センターで行っている「相談」「講座」等の紹介を行った。また、市内の公私立幼稚園・保育園のファイル用の情報収集や、保護者向けの書籍購入に努め、閲覧・貸し出しの宣伝を行った。教職員と保護者向けに幼児教育センターが行う研修や相談等が一目でわかるよう、年間の主要な事業を知らせる案内チラシを作成した。 | 最新情報の入手のために、他機関との連携の必要がある。 | 他機関とのネットワークづくりや、子育て家庭の実態把握などをすすめ、幼児教育センター事業に反映させ、充実に努める。 | 教育委員会 | 幼児教育センター |
| | 川崎区のホームページに「かわさき区こども支援総合ページ」を更新。②子育て支援ガイドブック「さんぼみち」外国語概要版(6ヶ国語)・子育てかわら版を配布。③「こども情報コーナー」の設置年長児の入学準備チラシ「もうすぐ1年生」を幼稚園・保育園及び就学時健診等で配布。④新入学児・生の安全確保啓発チラシ「新一年生の安全のために」を入学説明会で配布。⑤こども総合情報紙「かわさきくのこども」を発行し、幼保小各家庭宛や関係施設、商業店舗で配布。 | 新規転入子育て世帯への情報提供方法が課題である。 | 引き続き、地域の実情に即した情報提供を行う。「こども情報コーナー」の拡充整備を行う。「かわさき区こども支援総合ページ」の管理をこども支援室が行い、情報発信を充実する。 | 川崎区役所 | 保健福祉サービス課 こども支援室 | |
| | 区内の子育て関連機関の協力を得て、区内の遊び場情報を児童・家庭支援担当で集約、作成し、子育て関係機関へ配布。単なる遊び場情報の提供だけでなく、育児不安の強い母親への支援の観点から情報提供を行った。保健指導の場面で活用している。幸区役所のホームページにも掲載している。 | 子育て中の親から、毎月の発行を待ち望んでいる声が多く、28日の発行は、期日厳守に努めている。また、子どもの生活リズムを考え、午前中の活動、外あそび、参加無料等の記事を中心に掲載している。 | 継続し発行する。母子保健の観点から、遊び場情報のみでなく、子育てアドバイスの紙面づくりも行っていく。紙面を見やすく改善すると共にインターネットユーザーの利便性向上を図る。 | 幸区役所 | 保健福祉サービス課 こども支援室 | |
| | 幸区ホームページでは子育て・保育などの情報を掲載しているが、区役所情報と関係局の情報をわかりやすく提供、簡易に検索できるようにするために、「こども・子育て情報」のホームページを新設、同時にモバイルからもアクセスできるシステムを構築した。 | こども・子育て情報の更新および内容の更なる充実を図ることが必要。 | こども・子育て情報のホームページの充実。 | 幸区役所 | 保健福祉サービス課 こども支援室 | |
| | 幸区子育て情報誌編集委員会を立ち上げ、区民と協働で編集誌を編集、発行する。作成した情報誌は、区役所区民課での出生届時に配布するほか、市民館や区役所の窓口、関係機関の窓口等で配布する。 | 区民のニーズを盛り込んだ情報誌の発行。 | 平成21年度末までに編集会議にて内容検討、発行を行なう。 | 幸区役所 | 保健福祉サービス課 こども支援室 | |
| | 子育てネットワーク会議の作業部会を作り、区内の最新の子育てに関する情報を掲載した子ネット通信を年6回発行し、子育て家庭へ情報提供を行った。子ども・子育てに関する情報のホームページの定期的な情報の更新を行った。また、子ネット通信のカレンダーのページに加え、特集のページ掲載も行った。 | 就学児以上の情報提供の充実を図っていく必要性がある。 | 子育てネットワーク会議、子ども支援ネットワーク会議を通じて、関係団体の情報の収集とタイムリーな発信を図っていく。 | 中原区役所 | こども支援室 | |
| | ガイドブック「ホッとこそだてたかつ」の冊子6,000部の発行及び、HP・携帯サイトの情報の充実と更新を実施した。高津区内の地域情報を盛り込んだ子育て情報紙を親の視点で区と協働で作成、発行することにより、子育て中の親のニーズにあった情報紙となった。より多くの市民にタイムリーに情報を提供するため「あつたかつうしん」全ページをホームページ「ホッとこそだてたかつ」に掲載した。 | 情報のタイムリーな更新管理及び就学後の情報収集、情報提供の充実が必要。 | 情報内容を充実するとともに、定期的かつタイムリーな更新管理を行っていく。 | 高津区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 企画課 | |
| | 子育てガイドブック「とことこ」に掲載しきれない情報は、年2回発行する宮前区子育てかわら版に最新のこどもの遊び場・子育てグループ等を掲載し情報提供を行った。 | ホームページから情報提供をしたが、地域ポータルサイトの活用が課題。 | 区ホームページや地域ポータルサイトからのさらなる情報発信等を図っていく。 | 宮前区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 | |
| | 子育てのフリースペースや催しを中心とした「子育てカレンダー」の他に、制度等も含めた総合的な情報提供である「子育てWeb」「子育て情報」「こどもページ」のメンテナンス・バージョンアップを図り、タイムリーに区民に必要な子育て支援情報を発信した。 | 市民が利用しやすいホームページ、新たな情報のメンテナンスを実施する必要がある。 | システムの更新を行う。「多摩区子育てWebカレンダー」を隔月更新していく。「子育て情報」コーナーにも、子育て支援機関・団体と連携し、政策を協働で進めていく。 | 多摩区役所 | こども支援室 | |
| 麻生区のホームページ内に毎月の子育て施設の情報を掲載した「子育てカレンダー」を作成・更新(1回/月)を行なっている。区役所のロビー、こども相談窓口カウンター前に子どもに関する情報を一元化して区民へ提供する「こども情報コーナー」を設置し、毎月の更新と新規情報の提供を行った。さらに、市政だより等の広報誌での発信も行った。また「こども関連ネットワーク会議」作業部会で小学生にアンケートから「みんなのちず」作成12,000部作成、小学校に配布した。その後区民祭や区の運動会、福祉まつり等で区民に「みんなのちず」の活用について知らせた。 | 子どもの情報を関係機関・団体・区民の方から定期的・継続的に提供をうけられるシステムづくり。 | ホームページへの子どもに関する情報の掲載の充実を図る。こども情報コーナーでは、子育て情報を区民に一元化して提供する。また、資料化して活用できるようにする。「みんなのちず」の活用をしていく。 | 麻生区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 | | |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | |
|---|---|--|--|---|--|--------------------------------|-----------|
| ③子育てネットワークづくりの推進 | ◎子育て関係機関、団体、住民等が連携し、地域における子育てネットワークづくりや世代間交流を推進します。 | 「川崎区子ども総合支援ネットワーク会議」全体会議3回、「発達支援部会2回」「要保護児童対策部会2回」「こども情報部会1回」を開催し、課題の共有、解決に向けた協働での支援の実施を行った。「川崎区子育て支援関係機関連絡会」6回開催。「川崎区子育てフェスタ」開催。 | 民間の子育て支援機関や子育て支援団体との連携・協働体制の整備や、地域の子育て支援者の育成強化。 | 引き続き官民によるネットワーク会議、関係機関・施設の長による連絡会議、子育て機関担当者による連絡会など各連絡会議で連携を図り、地域全体でのこども支援を推進する。 | 川崎区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 | |
| | | 幸区子ども総合支援ネットワーク会議の一部会として「みんなで子育てフェアさいわい」を、平成21年2月14日土曜日に開催した。一般参加者数769人、関係者参加数195人であった。部会委員は区役所・市民館・社会福祉協議会のほか、地域教育会議・公立保育園・地域子育て支援センター・民生委員児童委員協議会・赤十字奉仕団・更生保護女性会・ヘルスパートナー・ヘルスメイト、こども文化センター、区PTA等が協力した。アンケートを実施したが、「地域との温かいかわりにふれてよかった。」という感想が多く書かれ、このフェアの目的が達成された。 | 子育て世代の企画への参画の推進。このイベントをきっかけとし、関係団体、関係機関等の子育てネットワークづくりの更なる推進。 | 次年度も継続実施。 | 幸区役所 | こども支援室 | |
| | | 未就学児の保護者を対象にした「子育てネットワーク」と就学児以上の児童等を対象にした「こども支援ネットワーク」を運営し、それぞれの子育て支援の推進を図った。また、それぞれの交流の場として、「なかはら子ども未来フェスタ」を開催した。子育てサロンの中には、小学校と連携し、命の授業をサロンの場で実施したり、中学生のボランティア受入れを行う等、世代間の交流の活動を進めている。 | なかはら子ども未来フェスタの効果的なあり方の検討を進める。 | なかはら子ども未来フェスタの運営を地域主体での実施の方向性を検討。 | 中原区役所 | こども支援室 地域保健福祉課 保健福祉サービス課 | |
| | | 区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、子育てグループ、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を開催、各機関、団体が有する情報の共有化、抱える課題に向けた検討を行った。保育園児と地域の高齢者とのふれあいや、地域の子育て中の親子を対象に、民生児童委員・主任児童委員と協働して子育て家庭への支援を実施、世代間交流を図った。 | 地域における子育てネットワークのより一層の推進。 | 各団体等との連携を強化する中で、参加と協働のより一層の推進を図る。 | 高津区役所 | こども支援室 | |
| | | 地域の老人クラブ、主任児童委員、公立保育園、社会福祉協議会が連携し、平老いこいの家にて、世代間交流「ひだまりニコニコ」を3回開催した。また、小学校区ごとに小学校区子ども安全・安心協議会が設置され、児童の登下校時などにおける地域での子どもの防犯・安全のため、学校、PTA、町内会・自治会、防犯部、青少年指導員、老人クラブ、わんわんパトロール等による連携や取組を進めた。 | 地域により対象となる子育て中の親子の参加が少ない。地域により、使用可能な会場の確保が難しい。また、地域の特色を活かした無理のない自主的活動を継続的に支援していく必要がある。 | 「ひだまりニコニコ」は会場を向丘出張所に変更し、参加者が来やすいように考慮。また、子ども安全・安心協議会は、小学校区ごとの代表委員を中心に連絡会議を開催し、取組情報や経験を意見交換・交流し、情報の共有を図りながら地域での取組を推進する | 宮前区役所 | こども支援室 | |
| | | 子育て支援会議の委員として参画。子ども支援関係機関・支援団体、子育てグループ等の実施機関が集まり、情報誌発行や「たまたま子育てまつり」を開催。初めての企画で地元高校生によるイベントや商店街連合会との協働によるイベントを開催し、併せて世代交流を図った。 | 区内の子育て情報の収集・交換・発信の機会として活用。また「たまたま子育てまつり」をこども支援室事業の広報や支援者養成にも活用する。 | 縦割りで実施されているこども支援事業を実践者の視線から横断的に、効果的につなげていく。 | 多摩区役所 | こども支援室 | |
| | | 区内の子どもに関係する団体（民生委員児童委員・子ども会等）、区民の代表（子育てサークルやボランティア等）、区社会福祉協議会・各施設・区役所等の代表者による「麻生区子ども関連ネットワーク会議」を年3回開催し、情報の共有化、課題に向けた検討を行った。また、大学・行政・地域の連携を図り、交流と次世代の学生の育成を支援した。 | 情報の提供と共有をし、ネットワークの課題を調整していくことが必要である。各機関の連携を図り世代間交流と支援が求められている。 | 麻生区子ども関連ネットワーク会議は定期的に開催の予定。大学・行政・地域連携の内容充実と世代間交流の推進を図る。 | 麻生区役所 | こども支援室 | |
| | | ○社会福祉協議会が実施する地域の子育て支援事業を促進します。 | 社会福祉協議会、南部地域療育センターとの共催でボランティア養成講座を開催。実施にあたり、タイアップをはかるための協議を社会福祉協議会と保健福祉センターを中心に進めた。 | 関連機関との連携。 | 平成21年度も社会福祉協議会と協働しての実施を計画している。また、こども支援室との共同開催も検討したい。 | 川崎区役所 | 保健福祉サービス課 |
| | | 社会福祉協議会・保健福祉センター・市民館共催の子育てグループ交流会は6月26日に実施、子育てグループ講演会は7月4日実施。 | 関係機関との連携。 | 区内の子育て支援事業に関して、連携の推進を図る。 | 幸区役所 | こども支援室 | |
| | | 社会福祉協議会が主催した「子育て交流会」に保健福祉センター、こども文化センター、看護協会、こども支援室などが協力し、開催した。 | 子育てネットワークの拡充が必要。 | この活動を、子育てネットワークの部会活動として位置づけ、ネットワーク全体で共有化を図っていく。 | 中原区役所 | 保健福祉サービス課 | |
| 社会福祉協議会主催の「児童委員活動強化推進委員会」に出席し（5回開催）、区内の子育て支援について協議し実施に協力した。 | 特に民生委員・児童委員との連携・協働の推進を継続していく。 | 区内の子育て事業に関して社会福祉協議会との連携をさらに推進していく。 | 高津区役所 | こども支援室 | | | |
| 社会福祉協議会が主催する「地域交流会」に参加し、子育て支援関係者等との情報交換を行い、支援に協力した。 | 区こども支援室が開催する会議等と内容等の重複をしないよう調整が必要である。 | 身近な小地区単位での開催により、交流を継続的に実施し、内容の充実を図る。 | 宮前区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 | | | |
| 保健福祉サービス課や社会福祉協議会が実施する子育て支援事業に対して、こども文化センターとの協力体制を図りながら情報交換を行い、情報の収集・発信を支援した。 | 子育て支援について、連携をさらに深める必要がある。 | 今後も情報交換を行いながら、協力関係を継続していく。 | 多摩区役所 | 保健福祉サービス課 こども支援室 | | | |
| 区社会福祉協議会・柿生地区・麻生東地区社会福祉協議会でそれぞれ子育て支援事業を実施している。こども支援室は、麻生区社会福祉協議会子育て支援部会の会議に出席し、事業の検討、実施協力をしている。麻生区内の子育て関連グループの状況調査を協同で実施し、まとめ、その調査を基に、子育てサークル代表者と子育て関連グループ代表者会議を実施した。 | 自主サークルの代表者が毎年変更になるサークルが多く、調査の継続と代表者会議の要望の把握が必要である。 | 会議に継続参加し、平成21年度の計画・事業を協力実施する。 | 麻生区役所 | こども支援室 | | | |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | |
|---|---|---|---|---|--|---------------------|---------------------|
| ③子育てネットワークづくりの推進 | ○地域において、子育て中の人にあいさつなどの声掛けをし、子育てを温かく見守る地域活動を促進します。 | 「地域緊急情報連絡網」を拡充し、より多くの施設へ情報を配信。関係者の協力で「地域見守り看板」の掲出を図っている。 | 地域「見守り看板」の掲出等により不審者情報の発生件数が平成18年度の47件から19年度28件、20年度8件へと減少し、犯罪抑止の効果はあったが、犯罪発生者の抜本的解決策は困難である。 | 地域緊急情報連絡網」の更なる拡充を図り、パトロール活動等の実施により非行や犯罪発生への抑止を図る。 | 川崎区役所 | こども支援室 地域振興課 | |
| | | 幸区こども総合支援ネットワーク会議の一部会「子どもの安全安心」の中で、委員間で意見交流を図った。また、区内の小中学生を対象とした自転車マナー標語コンクールを実施した。 | 自転車マナー標語の活用。こどもの安全安心なまちづくりのために部会で実施できることの検討。 | こどもの安全安心なまちづくりのために関係機関と連携を図っていく。 | 幸区役所 | こども支援室 | |
| | | こども支援ネットワークの参加団体である区民生委員児童委員が中心となり、町内会などと連携し、定期的な見守り、あいさつ運動を展開している。 | 見守り手の層をより広げていくことが課題である。 | こども支援ネットワークのなかでも具体的な実践として情報交流を深めていく必要がある。 | 中原区役所 | こども支援室 | |
| | | 区内の主任児童委員、保育園、幼稚園、自主サークル、地域教育会議等の代表者で構成する「高津区子ども・子育てネットワーク会議」を4回、情報部会6回、幼・保・小連携部会4回、子育てグループ支援部会4回開催し、情報交換やホームページ・子育て情報誌等情報発信の充実、子ども・子育て支援の今後の方向性や子育てにやさしいまちづくりをめざして検討した。また、高津市民館主催の子育てフェスタに協力実施し地域での交流の推進に努めた。 | 情報発信の充実、就学後の情報の充実、子育てグループ活動支援等部会の充実強化を進め、より一層のネットワークの推進を図る。 | 各団体等との連携を強化する中で、参加と協働のより一層の推進を図る。 | 高津区役所 | こども支援室 | |
| | | 「うえるかむクラス」を1回開催し、区内の子育て情報の提供や地域の人達との交流を行った。要保護児童地域対策協議会実務者会議では講演会を1回、事例検討会を2回開催。子ども安全・安心協議会等を6回、講演会等を2回、地域安全マップづくりを5回開催し、また広報紙を2回発行。 | 「うえるかむクラス」は多数の参加があり、開催回数の増加を検討する必要がある。 | 転入者が地域とかかわりを持ちながら子育てが出来るような支援の検討を継続していく。子育て支援団体・機関との連携を強化し、地域でも子育て支援の推進を継続していく。 | 宮前区役所 | こども支援室 | |
| | | 地域の子育てコミュニティの充実のため、子育て支援パスポート事業を実施。パスポートの普及を図るため市政だよりやケーブルTVの放映、子育てまつりでの抽選会を実施。さらに区内幼稚園保育園小学校の保護者にチラシ配布。また行政サービスコーナーでの発行を開始し、協働による事業の推進を図った。パスポート発行 4,029件、協賛店 137店舗、生田地区文化施設3館の入館料割引 | 協働事業として、目的を共有しながら役割を分担し、区民の意見をききながら検討し効果的・効率的な展開をする。 | こどもを見守る地域活動の担い手として、商店会や地域の関係機関との協働・協力による地域活動を拡充していく。 | 多摩区役所 | こども支援室 | |
| | | 「麻生区安全・安心まちづくり協議会」に参加し、子どもの地域での安心についてのネットワーク化を図った。 | 地域と学校の協力・連携体制の構築。 | 個々の地域や学校のニーズに合わせて区として対応できることへの取組み。 | 麻生区役所 | こども支援室 | |
| | | ○地域の中で、市民の自主的な活動による子育て交流会等への支援を充実します。 | 区内3か所まで延べ6回、計38グループ対象に子育てグループ交流会を実施。実施に当たっては、管内のこども文化センター、教育文化会館分館、区社会福祉協議会等と協働した。「子育てボランティア講座」を開催し、子どもの状況や子育ての話、遊びの実践の講座を行い資質の向上に役立った。 | 活動しているグループの支援、関係機関の連携強化。 | 平成21年度も区内3ヶ所で実施予定。また関係機関で連携し、課題・ニーズの把握、支援を行っていく。子育てグループの活動の活性化が図られるよう、子育て連絡会での情報の一元化と区民への情報提供の充実を図る。 | 川崎区役所 | 保健福祉サービス課 こども支援室 |
| | | 幸区内子育てグループ交流会及び子育てグループ講習会への支援を実施した。また、「日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会」の開催や、地区子育てグループに対する支援を実施した。 子育てグループ交流会 1回 14グループ 19人参加 子育てグループ講演会 1回 3グループ5人、一般10人、町会など35人計50人 日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修会 2回 38人参加 地区子育てグループ支援 1グループ 地区子育て支援グループ支援 11グループ | 子育てグループのメンバーが持っている力を発揮できるように内容を考えていく必要がある。 | 区内の子育て関連の組織が連携し、支援の充実をはかると共にネットワークを有効に機能させる。 | 幸区役所 | 保健福祉サービス課 | |
| | | 子育てネットワークで顔見知りになった関係機関が、共催してグループ交流会開催をするなど、共通認識をもって運営をすることが出来た。また、子育てグループ同士の交流の場として「なかはら子ども未来フェスタ」を開催した。リーダー研修会を開催した。 | 看護協会の開催する「子育てホットステーション」から生まれてくる子育てグループへの効果的な支援体制の整備。 生涯学習を担う、市民館との連携強化が必要。 | お互いの活動の理解を深めネットワークの充実を図っていく。 | 中原区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 | |
| 高津区子ども・子育てネットワーク会議子育てグループ支援部会において区内の自主的な活動による子育てグループの活動を調査し、内容をまとめた。 | 子育てグループ同士が連携できるよう支援が必要である。 | 子育てグループ活動活性化のため交流会等を行い子育て支援を充実を図る。 | 高津区役所 | こども支援室 | | | |
| 区内の子育てネットワークが月1回6か所にて主催する「赤ちゃん広場」等へ保健福祉センターの保健師、公立保育園の保育士等を派遣し、子育てに関する相談や助言を行うとともに、遊びの提供や環境整備づくり等の支援をした。 | 活動継続のためのグループリーダーや、運営の担い手の育成に対する支援が課題である。 | 自主保育グループ等との交流を拡充するとともに、グループのニーズ等を把握し、支援を広げる。 | 宮前区役所 | こども支援室 保健福祉サービス課 | | | |
| 子育て支援グループ、子育て支援機関等が2ヶ月に1回程度集まって会議をもち、情報交換を行いながら活動の発表やPRの場「たまたま子育てまつり」を開催した。また「多摩区子育てBOOK」の編集委員会を設置し、子育てサークル、サロン等の情報収集や編集を通じた交流を支援した。 | 子育てグループの活動状況やニーズを把握し、自主的な活動を支援する。 | 子育て支援グループとの連携により、自主的な子育てグループに対する支援のあり方の検討や交流を深める。 | 多摩区役所 | こども支援室 | | | |
| 「親子ハーモニーランドinあさお」の主催する活動を保健福祉センター、市民館、区社会福祉協議会、地域子育て支援センター、こども総合支援担当等との協働で支援をした。企画委員会を年11回開催し、交流会を3回実施、ハーモニーランド通信を3号作成し区民配布した。「子育て人材バンク事業」で子育てサークル活動に子育てボランティアを89件延べ164名派遣した。 | 子育て中の親子と行政・関係機関・団体の協働作業で、区民ニーズに沿った活動を展開しているが、子育ては年齢と共に学校等に移行していき、メンバーの確保と継続が課題である。子育てボランティア登録者確保の為周知する。 | 市民の自主活動のネットワークへの支援。ハーモニーランドinあさおの活動の支援の継続子育て人材バンクの継続実施。 | 麻生区役所 | こども支援室 | | | |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|------------------|--|---|--|---------------------------------|-------|--------|
| ④子育てサークル活動などへの支援 | ◎こども文化センター等における活動場所の提供や保健福祉センター等による講師の派遣などを行い、子育てグループを育成します。 | 子育てグループに対して、活動の提供等を実施した。なお、施設によっては、団体利用にとどまらず、保健福祉センター及びこども支援室等と連携し、乳幼児の保護者の交流や相談活動などを実施した。 | 各区の保健福祉センター及びこども支援室と連携の充実を図る。 | 引き続き、利用の促進を進めると共に、関係局と連携を図っていく。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| | ○地域において親自身が協力して子どもを保育する地域子育て自主グループへ活動費を補助することにより、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力を高めます。 | 自主グループ6団体に対して、活動費補助金を交付した。 | 市内の子育てグループの幼児構成が1～2歳児が多くなっており、本事業の補助要件を満たすグループが少なくなっている。 | 広報の充実を図るとともに、補助要件についての見直しを検討する。 | こども本部 | こども企画課 |

(3) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|-----------------|--|--|--|--|-------|--------|
| ①青少年の健全な育成環境の形成 | ◎青少年関係機関・団体、関係業界、行政が一体となって、青少年の社会環境健全化に取り組む、青少年の健全な育成環境推進事業を推進します。 | 子どもたちの健やかな成長のための社会環境づくりについて、市民の理解と協力を得るため、7月(武蔵溝ノ口駅)、11月(小田急線新百合ヶ丘駅)に、街頭キャンペーンを実施した。また、各区で「こども110番」情報交換会を開催し、事業説明及び情報の共有を図った。 | 県青少年保護育成条例の改正内容について、小・中学生の保護者へ積極的に啓発することが必要である。 | 青少年保護育成条例について、周知や啓発活動を行う。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| | ◎少年補導員への支援を行い、地域における青少年の非行の防止を図ります。 | 各警察署が所管している少年補導員活動に対して、補助金を交付し、活動の支援を行った。 | 各警察署との連携を深め、各地域の実状に合わせた支援が必要である。 | 引き続き補助金を交付し、活動の支援を行う。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| ②青少年育成団体活動の推進 | ○青少年育成連盟への支援を行い、青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体の活性化を図ります。 | 青少年の健全育成の推進と指導者の育成、青少年団体活動の活性化を図るため、青少年育成連盟へ補助金を交付し、活動の支援を行った。 | 青少年団体に関する市民の理解を深めるとともに、青少年団体活動への参加について、啓発することが必要である。 | 引き続き、青少年育成連盟への支援を行う。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| ②青少年育成団体活動の推進 | ○青少年指導員に支援を行い、地域社会で青少年の育成活動の推進を図ります。 | 地域における青少年健全育成の推進の取組として、青少年指導員が地域巡回パトロール活動を実施した。また、PTAとの情報交換会を開催し、地域巡回パトロール活動での情報の共有を図った。さらに、「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」における社会環境実態調査や街頭キャンペーン等の活動を実施した。 | 地域巡回パトロール活動情報交換会を各中学校区ごとに開催するなど、より地域に密着した形で行っていく必要がある。 | 引き続き、情報交換会を開催し、中学校区への開催拡大を図る。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| | ○青少年の社会参加・啓発を進めるため、川崎市青少年育成推進委員会が実施する青少年健全育成事業(青少年フェスティバル等)を推進します。 | 青少年育成推進委員会に委託している青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいの企画立案・実施協力等を青少年ボランティアが行い、社会参加の促進を図った。また、行事への啓発活動を行った。 | 青少年フェスティバル及び成人の日を祝うつどいは青少年が主役の事業であり、より多くの青少年の参加を促し、広く市民にも活動内容を知ってもらうため、さらなる広報活動を推進し支援していくことが必要である。 | 青少年ボランティアの参加をより促進するため、広報活動等の充実を図り、青少年育成推進委員会事業を推進する。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| | ○地域青少年活動の活性化を図るため、子ども会等が行う少年団体のリーダー養成事業への支援を図ります。 | 川崎市子ども会連盟に事業を委託し、各種研修事業においてジュニアリーダー、シニアリーダー等の養成を図った。 | 受講生の参加率を上げるため、より充実したプログラムによる研修が必要である。 | 引き続き、リーダー養成のための研修の充実を図り、地域における青少年活動の活性化を図る。 | こども本部 | 青少年育成課 |

基本目標4 親と子の心とからだの健康づくり

(1) 安心できる妊娠と出産

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|--------------------|---|--|---|---|-------|--------|
| ①妊産婦の健康診査・健康相談等の充実 | ◎母子健康手帳交付時の相談体制や母子保健サービスの情報提供の充実を図り、安心、安全な妊娠期を過ごせるように支援します。 | 母子健康手帳交付時には、保健福祉センターの活用や、身近な地域での子育てサービスの情報提供をしている。また、保健師や助産師がアンケートをもとに、妊婦と面接し妊娠中の生活等についてのアドバイスや相談をし、必要な方には、継続支援を行った。区役所に子ども支援室が設置され、母子健康手帳交付時面接機能が強化された。 | 安心・安全な妊娠期が過ごせるように、子育て支援に関する情報提供や相談支援の場として重要であり、窓口と支援関係部署・機関との連携強化が必要である。 | 関係部署・機関との協力連携強化を図るとともにホームページの活用等、より一層の充実を図っていく。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| | ○妊産婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査における相談を充実します。 | 平成20年10月から妊婦健康診査の助成回数を5回に拡充し、助成額も増加する制度改正を行った。妊娠時期による追加交付対象者も含め制度の移行はおおむね順調に完了した。市政だより、ホームページ、市バス広告、川崎駅構内河川情報掲示板を活用した制度改正及び受診の重要性について周知を図った。 | 平成21年度から、助成回数を5回から14回に、助成額も大幅な拡充を行うため、円滑かつ安定した事業推進を図っていく必要がある。 | 制度の運用状況の把握に努めより有効で安定した事業の実施を図っていく。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| | ◎う蝕や歯周病に罹患しやすい妊娠中におけるブラッシング指導の充実を図ります。 | マザーズ・ブラッシング事業の開催回数は76回、390人の妊婦の参加者があった。 | 事業の実施回数が各区平均月1回のため、予約が取れない、妊婦の体調不良、日程が合わない等、希望月に受診できない場合がある。 | 妊婦に対する歯科保健については、本人のみならず生まれてくる次世代へも影響を及ぼすため、今後も引き続き継続していく。 | 健康福祉局 | 健康増進課 |
| ②両親学級の充実 | ○夫や就労している妊婦の受講促進のため、土曜、日曜や夜間に開催します。 | 父親の参加がしやすいよう土曜開催で市看護協会に委託しプレパパママ教室を年6回実施している。また、教室OBによる自主グループも誕生し、子育て支援の充実につながっている。 | 安心、安全な出産や順調な子育てのために、父親の育児参加促進は今後もますます重要な課題でありさらなる充実強化が求められる。 | 平日参加できない妊婦や夫のために、土曜開催であるプレパパママ教室の充実を図る。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| | ○両親学級において、禁煙指導や食生活に関する指導を強化します。 | ニューファミリー育成事業における禁煙教育の充実により、妊娠を機に妊婦や夫に対する禁煙や受動喫煙の減少を進めた。さらに望ましい食生活についても教育の充実を図った。川崎市看護協会への委託により土曜実施しているプレパパママ教室の参加者が増加している。 | 妊娠・出産は、家庭の中で親子の健康づくりに対する価値観を再形成しやすい好機であり、両親学級は重要な場面であるため、望ましい食習慣や禁煙指導の充実強化が求められる。 | 引き続き、運動や休養も合わせて、両親学級での教育の充実を図っていく。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| ③不妊治療への対応 | ◎治療費が高額となる特定不妊治療の費用の一部を助成することで不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業を実施します。 | 広報による本事業に関する周知が進んだこと、平成18年度より通算助成期間が5年に延長されたこと、また、平成19年度より所得制限が緩和され年間助成回数が1回から2回に拡充されたことなどにより申請件数は増加している。 | 自治体によって、申請期間等仕組みが多少異なるため、当市の制度についての広報を徹底する必要がある。 | 広報の徹底等、制度の円滑な運営に努め引き続き充実強化を図っていく。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| | ○不妊に伴う悩みに対する相談支援体制の強化を図ります。 | 保健福祉センターで実施している女性コーナー等における産婦人科医師や助産師による相談支援の充実を図った。 | 不妊に伴う悩みは深刻で複雑であり、相談支援体制の充実強化が求められるため、平成21年4月から不妊専門相談センターを設置し、体制の強化を図り安定した事業実施を行っていく必要がある。 | 不妊専門相談センターの周知を図り保健福祉センターと協力連携しながら引き続き充実強化を図っていく。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |

(2) 親と子の健康づくり

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|---------------------|---|--|--|---|-------|-----------|
| ①健康診査・育児相談・地区活動等の充実 | ○健やかな発育、発達支援のため、乳幼児健康診査や育児相談等子育て支援の場としての機能の充実を図ります。 | 保健福祉センター実施の乳幼児健診の受診率は高く、さらに上昇している。発達障害の気づきに対応しやすいため、5歳児健康診査の間診票の内容を見直した。健診は地域に住むほとんどの親子が利用する機会であり、区の実情に合わせて育児についての啓発のため、ボランティア、保育園等との連携のもと、読み聞かせ等の場面の有効利用を進めている。保健福祉センターで定例に開催される育児相談のほか地域の子育て交流の場に保健師が向かい相談を行なうなど、身近な地域での事業を展開している。 | 発達支援・虐待予防の観点から、乳幼児健診における相談機能への期待が高まっており、限られた時間で、いかに効果的で市民の満足の得られる健診にするかを、検討していく必要がある。 | 健やかな子育て支援はもとより、要支援ケースの早期気づきの場面としてより一層の充実強化を図る。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| | ○保健福祉センターの各事業や地区活動において、親子が集える場づくりや子育ての仲間づくりを推進し、育児不安の軽減や親子の孤立を防止するよう努めます。 | 子育てグループ等からの依頼に応え、グループの活動場所に出向き育児の学習、健康教育を実施している。地域の実情に合わせ、地域全体の子育てグループのネットワーク化に取り組む中で、仲間作りの必要性等について啓発を行っている。 | 子育てグループの育成により母子の孤立防止を図り、仲間同士の交流から育児困難感の軽減につながる。子育てグループの活動が円滑に継続できるよう、関係機関が連携して支援していく必要がある。 | 子ども支援室の設置により、地域の子育て支援ネットワーク強化が図られる中で、関係機関との連携を図りつつ母子保健事業による子育て当事者への働きかけを充実していく。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| ②家庭訪問指導の充実 | ○妊娠中毒症予防訪問、新生児・未熟児訪問、家族計画指導訪問等を適切な時期に適切な方法で行い、個別のニーズに応じた支援を進めます。 | 出生数が増加傾向であることに加え、区役所において子ども支援室が設置され、母子健康手帳交付時の相談機能強化が図られたことで訪問利用率が高くなっており新生児訪問件数は増加している。 | 平成21年度は国の乳幼児家庭全戸訪問事業を川崎市においても「こんには赤ちゃん事業」として実施するため、体制を作っていく必要がある。また、子育てをめぐる状況の変化が著しいことから、支援者側の研修の充実などが必要である。 | 相談窓口や支援関係部署、地域の関係団体との連携体制づくりの充実強化を図る。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| | ◎虐待等の未然防止のため、各健診時や家庭訪問等で、養育支援の必要な対象を早期に把握し、的確にフォローする体制を充実します。 | 母子訪問指導員の訪問件数475件、子ども家庭支援員の訪問件数283件の訪問を行い、子育て支援の充実強化を図った。 | 適確に判断支援していくために、母子訪問指導員や子ども家庭支援員のスキルアップのための研修会の充実が必要。また、子ども家庭支援員は人員数が減少傾向にあり、人材の確保が必要である。 | 育児支援家庭訪問事業は、平成21年度から事業の組替を行い、事業実施に即した事業課に振分けを行なった。(母子訪問指導員事業は子ども家庭課、子ども家庭支援員事業は中央児童相談所) | 子ども本部 | 子ども家庭センター |
| ③母子保健教室の充実 | ○児童虐待予防のため、育児不安をもつ母親や子どもとの関係がうまくいかない母親のための教室を充実します。 | 各区ともグループカウンセリングに加え、個別の支援方法を組み合わせ実施し、又、スーパーバイズを有効に活用しながら、事業の効果的な運営に努め、虐待の未然防止や支援の充実を図った。 | 育児不安・負担を軽減し、孤立を予防すること、虐待の発生予防、進行予防に対する本事業の役割を充実強化していく必要がある。 | 虐待の未然防止を図るため、区役所子ども支援室、保健福祉センターほか関係機関の連携を深め、支援体制を整えながら、本事業の充実強化を図っていく。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |
| | ○乳幼児期からの健康づくりを推進するため、遊びや食生活、生活リズム等の大切さを体験学習するちびっこ健康教室を充実します。 | 開催282回、参加者実数5,177人、参加者延数10,195人であり、子どもの健全な成長発達を促すよう支援を行なうとともに母親の不安に対応する相談、指導を行った。地域の状況にあわせた教室の運営をしている。 | 参加親子の乳幼児期の子育てがより健やかなものとなるように、健康づくりの学習のほかに発育・発達の経過観察や母親支援の場としての役割が大きくなっている。 | 他事業との有機的な連携を図りながら事業の位置づけをし、今後さらなる充実強化を図っていく。 | 子ども本部 | 子ども家庭課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|---------------------|--|---|--|--|-------|-----------------------|
| ③母子保健教室の充実 | ○子どもの不慮の事故防止や家庭用品安全対策についての知識の普及・啓発を図ります。 | 販売店等における監視指導及び家庭用品試買等試験検査（総検査数349件、うち乳幼児用繊維製品検査数 193件）を実施した。また、販売形態の多様化を受け、通信販売での試買検査を初めて実施し、外国製の乳幼児用繊維製品の違反を1件発見した。また、離乳食教室（22回、521人）を通じ、乳幼児の保護者に対し、家庭用品の表示の見方や誤飲誤食事故の防止対策等、家庭用品に関する正しい知識の普及啓発を行った。 | 外国製の乳幼児用繊維製品については、違反が後をたないため、対策の強化及び根本的解決の手法を検討する必要がある。法の規制対象外の家庭用品及び有害物質についても、健康被害発生が危惧されるため注意を要する。また、近年、通信販売やインターネット等販売形態の多様化が進んでいるため、流通形態に即した手法による試買検査を実施していく必要がある。 | 引き続き、外国製の乳幼児用繊維製品を中心に試買等試験検査及び販売店等への監視指導を実施すると共に、販売形態の多様化に対応した試買等の手法を検討する。また、様々な機会をとらえて消費者に対し家庭用品の適正な使用方法等に関する啓発活動を強化し、健康被害に関する積極的な状況把握に努める。 | 健康福祉局 | 生活衛生課 (H21から健康安全室) |
| ④「食育」の推進 | ◎「食育」を地域社会全体で推進していくため、保健や教育等をはじめとするさまざまな分野が連携し、乳幼児期からの食に関する学習の機会や情報提供を推進します。 | 12月に「川崎市食育推進会議部会」を、3月に「川崎市食育推進会議」を開催。食育の全学的な展開について検討し、食育関連団体、企業及び庁内関係部署との協働により、毎月19日「食育の日キャンペーン」の実施、味覚体験教室や食育イベントの開催につなげた。また、食育リーダー養成教室を、10月、2月の2回開催し、54名を養成した。3月には川崎市食育取組事例集「かわさきの食育」を5,000部発行し、食育の普及啓発を行った。 平成19年度に作成した食に関する年間指導計画は、総合教育センター紀要に掲載して公立学校・幼稚園に配付をした。平成19年度単年度の研究だったため、実践後の検証や家庭や専門家との連携の仕方を検討するまでには至っていない。 | 食育を広く推進するため、家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携を持ち、すべての年代において健全な食生活の実現に向けた食育に取り組むことが重要。 | 川崎市らしさを生かした食育推進のため、川崎市食育推進会議を引き続き開催し、関係団体及び企業等と一層の連携を図りながら具体的な取組の充実を図る。また、区においては、食育推進分科会を中心に、区の特性を生かした食育を推進する。 | 健康福祉局 | 健康増進課 |
| | ○家族の健康と食生活についての基礎づくりをするため、「食と健康教室（離乳食・幼児食教室）」や「母と子の食生活共同体験事業」等の教室の充実を図ります。 | 「母と子の食生活共同体験事業」は平成19年度をもって終了したが、各区役所保健福祉センターを中心に、「食と健康教室（離乳食・幼児食教室）」等、講話や調理実習、試食等を通じた事業を展開している。平成20年度実績（7区役所保健福祉センター）食と健康教室 238回 延べ 5,936人受講 | 「川崎市食育推進計画」「かわさき健康づくり21」の目標にある、朝食の欠食率の改善等に関して、食習慣が形成される幼い時期からの食教育が重要となる。食育推進の視点から「食と健康教室」等を充実させていく。食生活改善推進員（食生活改善のためのボランティア）等と連携し、幅広い年齢を対象とした地域活動を強化し、地域ぐるみの食生活改善への取組が重要となる。 | 引き続き教室（食と健康教室）を実施。乳幼児期からの食育を推進する。 | 健康福祉局 | 健康増進課 |
| | ○生涯を通じて健康な歯を保つために、その基礎となる乳幼児期のむし歯を予防するとともに、歯科保健に関する生活習慣の定着を図るため、健診と保健指導を充実します。 | 1歳児歯科健診88回、予防処置254回、定期歯科健診210回、親子の歯科教室53回、1歳6か月児健診240回、3歳児健診234回、歯の健康教室255回、育児相談88回、衛生教育36回、その他87回開催し、健診および保健指導で45,300人の参加があった。 | 予防処置は年間254回開催しているが、2歳までの年齢制限と1人1回限りの処置となっている。生涯を通じて健康な歯を保つためには、かかりつけ医との連携および保健指導の強化、受診者の制限の緩和など予防処置が積極的に受けられる環境づくりが課題である。 | 引き続き、乳幼児期からの継続したう蝕予防のために歯科健診および保健指導を推進していく。 | 健康福祉局 | 健康増進課 |
| ⑥外国人に対する母子保健サービスの充実 | ○外国人の親子に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布や外国籍育児教室、通訳ボランティアの派遣等による支援を充実します。 | 外国人妊婦に対して、外国語版母子健康手帳の無償配布を行った。外国籍育児教室は、川崎、高津、宮前の3区で実施した。その他、自主的に活動している外国籍母子グループへ援助を行った。保健福祉センター実施の乳幼児健康診査の問診票改訂版の英語版を作成した。 | 外国籍母子の方も安心して子育てできるように環境づくりをしていく必要がある。母子保健サービスに関する印刷物の外国語版を整備していく必要がある。 | 子育て支援として今後も継続実施。 | こども本部 | こども家庭課 |
| ⑦周産期・小児救急医療体制の充実 | ○症状の変化しやすい小児の初期救急に対応するために、小児急病センターの充実を図るとともに、中部地区のあり方を検討します。 | 南部小児急病センターにおける取扱患者数は、約13,000人。また、北部小児急病センターにおける取扱患者数は、約11,000人であった。 | 南部小児急病センターは病院併設型として実施しているが、重症患者の対応などにより、診療の一時停止または患者の長時間待ちが生じている。また、中部地域については、小児急病センターが設置されていないため、中原区、高津区の患者が利用しづらい現状にある。 | 引き続き、南部小児急病センターにおける小児科医師の疲弊解消にむけて、地域の医師の参加の調整を図る。また、中部地域においては、参加できる医師の数にも限りがあるので、近隣病院と連携した体制等を検討する。 | 健康福祉局 | 地域医療課 |
| | ◎妊娠・出産時における生命の安全を確保し周産期救急医療の充実を図るため、切迫早産、胎児異常などのリスクの高い妊娠・分娩・新生児に対して24時間体制による総合的周産期母子医療センターの設置を促進します。 | 平成18年度、既存の施設に3床増床され、計9床となった。平成21年度の総合周産期母子医療センター（NICU・12床、MFICU・6床）の開設に向けて、聖マリアンナ医科大学病院において改修工事に着手した。 | 市内における母体・胎児及び新生児の周産期救急医療の受入体制が充分でなく、市外の医療機関で対応するケースが生じている。 | 平成21年度聖マリアンナ医科大学病院に総合周産期母子医療センターを開設する。 | 健康福祉局 | 地域医療課 |
| ⑧アレルギー対策の充実 | ○アレルギーをもつ子どもの健康増進のため、アレルギー相談を充実します。 | 各区役所保健福祉センターにおいて、年10～12回程度実施し、全市で76回実施した。 | アレルギーの子どもの増加一方で、医師の確保が難しく、市内全区で従来どおりの日数で開催することが困難になってきている。今後は継続して医師の確保を図っていく必要がある。 | 市民のアレルギーに関する関心が高まっており、当事業の継続・充実を図っていく。 | 健康福祉局 | 環境保健課 |
| | ○ぜん息児キャンプや水泳教室を通じてのぜん息児の健康回復・増進を図ります。 | ぜん息児水泳教室 5月12日～7月14日の月曜日（計10回）にスポーツクラブエポック中原で実施 あおぞらウェルネス 7月29日～8月1日（3泊4日）にハケ岳少年自然の家で実施。 | 参加者に対する、ぜん息以外の疾病への対応や医療関係スタッフの安定的な確保が課題である。 | 本事業は小児のアレルギー対策として有効であるが、今後は新型インフルエンザの流行等を踏まえ、実施について慎重に検討する。 | 健康福祉局 | 環境保健課 |
| | ○アレルギー講演会等によりアレルギー疾患に対する正しい知識を普及します。 | アレルギー講演会を1回、知識普及講演会を2回、ぜん息児健康回復教室（1～2日1コース）を各区で開催、ぜん息等アレルギー疾患職員研修会（2日1コース）、医師会対象研修会（1日）を実施した。 | アレルギーについて様々な情報が氾濫しており、より正確な知識の普及が必要である。 | 近年、市民のアレルギーに関する関心が高まっており、当事業の継続・充実を図っていく。 | 健康福祉局 | 環境保健課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|-------------|--|--|--|---|-------|-----------------------|
| ⑨ 予防接種事業の推進 | ○乳幼児の定期予防接種対象疾病について、正しい知識の普及啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図ります。 | 法令の改正により平成18年度からの麻しん、風しん予防接種の対象年齢等の大幅な変更について、影響を受ける者に対する個別通知、ちらし配布などによる周知徹底を行った。また平成20年度から、麻しん、風しん2回目の予防接種を5カ年計画で年齢を拡大し実施しているため、市内中高等学校にちらし配布など周知を行った。 | 平成17年5月から、日本脳炎予防接種について積極的勧奨の中止措置が取られており、再開の際にはその対応について検討を行う必要がある。平成20年度から、麻しん、風しん2回目の予防接種を5カ年計画で年齢を拡大し実施しているため、影響を受ける者に対する個別通知、市内中高等学校にちらし配布など、周知を引き続き行う必要がある。 | 引き続き、正しい知識の普及啓発と接種勧奨による感染症の発生及びまん延の防止を図る。 | 健康福祉局 | 疾病対策課 (H21から健康増進課) |

(3) 思春期の保健対策の充実

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|----------------|---|---|---|--|----------------|---|
| ① 思春期保健相談等の充実 | ○本人、家族が相談しやすいように、相談機関の広報の強化や体制の充実を図ります。 | 各区保健福祉センターで随時、電話・面接相談を実施しており、電話相談件数は65件。面接相談は、163件の実績。「こども家庭センター」の事業として毎週土曜日実施のホットライン思春期電話相談事業を実施しており、281件に対応した。 | 思春期の心とからだの問題や、性や性感染症に対する相談窓口についての情報提供をする必要がある。 | 区役所内の各部署、関係機関の連携強化に努め、相談支援体制の充実を図る。 | こども本部 | こども家庭課 |
| | ○心の問題への対応を充実するため、保健福祉センター、精神保健福祉センター等の関係機関の協力連携を強化します。 | 区役所にこども支援室が設置され、不登校、ひきこもり、発達の心配等に対する相談機能や学校との連携が強化された。個別ケースの相談支援を通じ、関係職種や他機関との協力連携が図られた。 | 喫煙、飲酒、思春期やせ症など思春期特有の心の問題への対応の充実が求められている。相談窓口についての広報を充実させるとともに関係機関とのさらなる協力連携が必要。 | こども支援室、保健福祉センター、精神保健福祉センター、学校等、関係機関の連携をより一層強化していく。 | こども本部 | こども家庭課 |
| ② 思春期保健健康教育の推進 | ◎性に関する健全な意識の醸成や性感染症予防に関する正しい知識の普及等を図るため、保健福祉センターと学校等が連携し、本人や保護者への思春期保健健康教育を推進します。 | 学校(小・中・高等学校)やPTA・地域ボランティア等と協力連携により、生徒や保護者に対し、思春期の心と体、性、性感染症、薬物依存、赤ちゃんのイメージづくりなどのテーマで命の大切さを考える健康教育を実施した。地域の子育て交流の場で中学生が赤ちゃんふれあいを体験する学習が行われる際、保健福祉センター保健師が事前学習会で指導するなど、側面的な支援を実施した。 | 思春期保健の推進のため、体の仕組みや性・健康に関する学習、赤ちゃんについての学習等の健康教育の充実のため、学校保健との連携を強化する必要がある。 | 保健福祉センターと学校など、さらなる関係機関の協力連携を推進し充実を図る。 | こども本部 教育委員会 | こども家庭課 健康教育課 総合教育センター (カリキュラムセンター) |
| ④ エイズ対策の強化 | ○エイズの感染防止の正しい知識等の普及啓発や相談、検査の充実を図ります。 | 学校における講演会の開催は、教育機関と各区保健福祉センターとの協力体制のもとに実施。中学生・高校生、保護者や教職員を対象にエイズ等性感染症予防に関する正しい知識の普及啓発教育を実施した。平成21年3月末現在、エイズ等性に関する衛生教育実施校33校、参加者6,101名。 | 若年者のHIV感染報告が全国的に増加している傾向があり、家庭・地域・学校への取組みを継続・強化する必要がある。 | イベントの開催や広報媒体活用・学校への情報発信を継続する。また、検査が受けやすい利便性に配慮した検査体制づくりを進めていく。 | 健康福祉局 | 疾病対策課 (H21から健康安全室) |

基本目標5 子どもが豊かに育つ学びや遊びの場づくり

(1) 家庭や地域の教育力の向上

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|-------------|---|--|---|---|-------|------------------------|
| ① 家庭教育の充実 | ◎子どもへの理解を深め、親の役割や家庭のあり方、地域の課題に関して学ぶ機会を提供し、親としての成長を支援するため、教育文化会館・市民館における家庭教育学級の充実を図ります。 | 教育文化会館・各市民館・分館が実施する家庭・地域教育学級については、19学級(長期6・短期13)実施した。適宜保育を併設し、子を持つ保護者が参加できる条件整備を図った。また学級への父親の参加促進のため、一部の学級で土日に開催するなどの工夫を行った。 | 父親の家庭・地域教育学級への参加促進を図る必要がある。 | 子をもつ保護者の不安や悩みの解決に向けた学習機会を提供するとともに、子育てを始めたとする地域の課題を地域全体が支え合いながら解決を目指す社会環境の醸成を図る。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| | ○子育て期の親の学習を支援するため、教育文化会館・市民館主催事業に保育を併設します。 | 教育文化会館・市民館・分館が実施する「識字学習活動」「家庭・地域教育学級」「男女平等推進学習」「市民自主学級」「市民自主企画事業」等において、適宜ボランティアによる保育を併設実施した。また、保育事業に関わるボランティアへの研修も教育文化会館・市民館4館において実施した。 | 館によってはボランティアの数が不足している。また、ボランティアとの協働で事業を行っているため、コミュニケーションを十分に取、事業の目的等を理解してもらいながら、協力して保育を実施していく必要がある。 | 子育て中の保護者の学級等主催事業への参加を保障するために、保育を併設し、保育に関わるボランティアの養成を行う。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| | ◎PTAや自主グループによる、家庭教育や子育てに関する学習活動を支援するため、委託家庭教育学級の充実を図ります。 | PTA等家庭教育学級…身近な地域で同じ学校に通う子を持つ保護者を対象に家庭教育に関する学習会を小学校PTA等が実施した。(公立幼稚園1園、小学校102PTA、中学校5PTA、特別支援学校1PTA) 自主グループ家庭教育学級…地域の子育てグループや支援団体による家庭教育学級を1事業実施した。(1グループ) | これまであまり家庭教育に関心を向けてこなかった保護者の学級参加促進に向けた取組を、さらに強化していく必要がある。 | より多くのPTAIにPTA等家庭教育学級の開設を呼びかけるとともに、啓発活動も推進する。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| ② 地域の教育力の向上 | ◎子育て支援に関する施策を行う関係機関の連携会議や、連絡会議を開催するとともに、協働して子育てフェスタ等を実施し、地域において子育てを総合的に支援します。 | 平成20年度においては、6区で子育て支援啓発事業を実施し、親と子が気軽に参加できるフリースペース等を設置し親同士の交流ネットワークづくりの促進を図るとともに、広報紙やチラシの作成・配布を通じての子育て関連情報の提供を行った。また、子育て支援関係機関等と連携会議を実施するなど、他機関との連携促進を図った。 | 子育て支援関係機関・団体との連絡・連携に関連して、教育文化会館・各市民館、区こども支援空間において、今後さらなる連携強化を図る必要がある。 | 子育てに関する様々な課題解決に向け、区子ども支援室等関連機関との連携関係を強化していく。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 教育文化会館・各市民館 |
| | ○地域や社会の課題解決に向けた市民の学習の場づくりや、学習・文化・芸術の振興や市民の交流・ネットワーク化を、市民と行政の協働によって進める、市民自主学級・市民自主企画事業などの市民参画事業の充実を図ります。 | 教育文化会館・市民館・分館が実施する市民自主学級・市民自主企画事業については、市民の企画提案に基づき、行政と市民が協働しながら地域の課題解決等に向けた事業を創り上げるものである。市民自主学級については、教育文化会館・各市民館・分館において、50学級(うち基本目標に合致する学級数は25)実施した。また、市民自主企画事業については、教育文化会館・各市民館・分館において、76事業(うち基本目標に合致する事業数は38)実施した。 | 乳幼児期の親が安心して事業の企画提案・運営に取り組めるよう、企画者の子どものための保育者確保等、参加促進に向けた支援体制の強化を図る必要がある。 | より多くの市民の参画を得ながら、地域の課題解決を図っていく協働事業を推進していく。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| | ◎地域の教育に関する課題の解決に向けて、学校や関係機関と協働して取り組む、市民の自主的・主体的な組織である行政区・中学校区地域教育会議の活性化を図ります。 | 「教育を語るつどい」の実施、広報誌の発行、中学校区・行政区子ども会議など各地域教育会議で実施している。また、「川崎市地域教育会議交流会」を実施し、地域教育会議間の交流と情報交換の場及び市民への広報の場を提供している。平成18年度から、地域教育会議の予算を柔軟化し、区ごとに中学校区・行政区地域教育会議が連携し、様々な事業が展開できる仕組みを取り入れた。また、地域教育会議のホームページを立ち上げ、情報交換と情報提供の機会の充実を図った。 | さらなる活性化に向けて、予算の柔軟化などの検討を進める必要がある。 | 地域教育会議活性化予算の更なる柔軟化などを図り、地域教育会議の活性化を図る。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| | ○地域社会のあり方などについて、子どもと大人と一緒に考えるための行政区・中学校区子ども会議を充実させ、子どもたちの意見を反映した、地域社会づくりを推進します。 | 中学校区子ども会議として、中学校区地域教育会議の主催により、51か所で開催し、行政区地域教育会議の主催により、7行政区で開催した。子ども委員の募集、実施方法や実施回数は、それぞれの地域の実状に合わせて行った。 | 子ども達への活動の周知と参加促進のほか、子ども意見表明として実施されている川崎市子ども会議との関係を明確にする必要がある。 | 各子ども会議で出された意見が反映される仕組みづくりを目指す。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |

(2) 幼児・学校教育の充実

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|--------------|--|--|--|--|-------|--|
| ① 豊かな人間性の育成 | ◎子どもたちが自分の存在を肯定し、自尊感情や自信を持って生きるとともに、他者を尊重して生きる姿勢を育むための取組を進めます。 | 道徳教育の充実を図るとともに、体験活動(栽培・飼育など)等のいのちに触れる活動を全校で展開した。また、全校の人権尊重教育推進担当者を対象に「子どもの権利学習」に係る研修を4回実施し、各校での取組を強化した。 | 「子どもの権利に関する条例」の趣旨をさらに周知徹底するなど、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。 | 各学校で道徳教育・人権尊重教育の充実に向け、子どもの権利に関わる「参加型権利学習」資料集を使つての研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取組む。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○読書活動や体験活動等を通して豊かな人間性や社会性を育成するための教育活動を充実するとともに、家庭や地域と連携して社会のルールを守る子どもを育成するための取組を進めます。 | 学校図書館を土曜、日曜、長期休業期間中地域に向け開放した。小・中・高17校において実施し、そのうち7校において図書貸し出しを実施した。「かわさき読書週間」を設定(10月27日～11月9日)した。「かわさき読書の日のつどい」(11月15日・中原市民館)等による、子どもの読書活動の普及広報を行なった。また、子ども読書100選中学生版を各学校(学校保管分と中学1年生全員)・関係機関に配布した。 | 学校図書館等における読書環境の整備・読書の楽しさを広める普及広報活動・読書活動推進における学校と行政の連携が必要である。 | 「第2次子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動への理解を広めるために、家庭への普及広報や地域との連携を推進し、子どもたちの豊かな心の育成を目指す。 | 教育委員会 | 指導課 生涯学習推進課 |
| | ○「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、これまで積極的に取り組んできた、一人ひとりが違いを認め合い、互いの人権を尊重し合えるような人権尊重教育を推進します。 | 「子どもの権利学習派遣事業」では、小学校2～4年生を対象に、子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につける参加型学習を行う「CAPプログラム」の講師を小学校53校、161学級に派遣した。また、子どもの権利学習資料として、小学校1年生「かがやき」16,000部、「はたらくひとびと」17,000部、小学校5年生「みんな輝いているかい」16,000部、中学校1年生「わたしもあなたも輝いて」11,000部、(※教職員用指導資料冊子を別刷りで配付)全児童生徒「相談カード」104,000枚の作成・配付及び人権尊重教育推進担当者研修会開催・全4回の必修研修で参加型権利学習のファンリテーターを養成した。 | 「子どもの権利学習派遣事業」を希望する学校が増加しており、効率的な事業実施が求められている。さらに、「権利学習講師派遣事業」において、各学校・学年の実態と要望に応じた講師派遣に努めていきたい。 | 学校教育の中で、子どもの権利についての学習が推進され、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが様々な場面等で態度や行動に現れるよう支援していく。 | 教育委員会 | 人権・共生教育担当 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| ② 健やかな身体性の育成 | ◎体力測定等を行うことで、子どもたちの体力・運動能力等を定期的に把握し、課題や対応策について専門的な分析・検討を行うとともに、子どもが運動の楽しさを味わうことのできる授業づくりや運動をする動機付け等を行うことで、子どもたちの主体的な健康づくりや基礎体力づくりを支援します。 | 小学校では、平成20年度「児童生徒健康・体力づくり推進事業キラキラタイム」を全校で実施するとともに、体力づくりの一環として「地区別運動会」を実施した。また、抽出席による新体力テストの結果を分析・考察し、小・中学校教員が参加する「体育・保健体育合同研究発表会」において報告し、体力向上に向けた意識の啓発を図った。 | 各小学校で実践した「子どもキラキラタイム」をうけ、今後は中学校も生活習慣の見直しや運動の習慣化などを目的とした「イキイキスクール」を実践していく。拠点校を中心として、全校で実施を働きかけていくが、具体的にどのように取組んでいくか今後検討していく必要がある。 | 新体力テストに関しては、中学校は、ほぼ全校で実施しているが、小学校は、抽出席以外では実施校が少ない。自主的に実施する学校を増やしたい。昨年度初めて実施した地区別運動会のさらなる充実を図る。 | 教育委員会 | 健康教育課 |
| | ○バランスのよい食事や正しい食事マナー、食物の大切さなどを理解し、将来にわたって健康に過ごすための自己管理能力や望ましい食習慣を身につけられるよう「食に対する指導」を推進します。 | 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の学校教育活動全体で、文部科学省から配布された食生活学習教材等を活用しながら「食に関する指導」を行った。また、学校給食実施校においては学校給食を教材として、学校栄養研究会で作成している年間指導計画等を活用し、指導に取組んだ。 | 校内における推進体制の整備を働きかけ実施させるとともに、「学校における食育の推進」については、推進委員会等を立ち上げ取組む必要がある。 | 各学校においては、食に関する年間指導計画を策定し、その計画に基づき「食に関する指導」に取組んでいく。その方策として、市の食育推進計画に基づいた「学校における食育推進計画」を局内で作成し、各学校で取組めるよう検討を進める。 | 教育委員会 | 健康教育課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|---|---|--|--|---|--|-------------------------------|
| ③ 確かな学力の定着 | ◎生涯にわたって、学び続けるために必要な読み書きや正確に計算する力などの、各教科における基礎・基本の定着を図ります。 | 児童生徒の学習状況に応じた補充学習、発展学習等を全校で展開した。 | 義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。 | 教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取組む。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○子どもたちが、発達状況に応じて、自分で考え、自ら問題を解決しようとする態度の育成を重視した教育を実施します。 | 学びの意義、学びの実感を与え、意欲・態度形成等を重視した授業を全校で展開した。 | 義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。 | 教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取組む。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○子どもたちの思考力・判断力等を向上させるために、思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した教育を行います。 | 思考し判断する必要がある課題や学習場面の設定を重視した授業を全校で展開した。 | 義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。 | 教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取組む。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○さまざまな活動場面において、言語はもとより、絵画、音楽、身体活動等による豊かな表現力を育成するとともに、好ましい人間関係づくり等が図られるよう、コミュニケーション能力の向上を目指した取組を充実します。 | 各教科等における表現活動やコミュニケーション能力の育成を重視した授業を全校で展開した。 | 義務教育の質の保証をするために、研修の改善等、教員の指導力向上に向けた取組が必要である。 | 教員の指導力向上に向けた各教科等の指導事例集の作成及び全教員への配付、並びに研究・研修の実施、指導主事による校内研修での指導助言等、継続的に改善に取組む。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○子どもたちの学習状況を正しく把握し、指導方法の改善等に生かすために学習状況調査を実施します。 | 小学校5年生を対象に国語、算数の学習状況調査と学習意識調査を全校で実施した(H20.5.14)。また、中学校1～3年生を対象に国語、社会、数学、理科、英語の学習状況調査を実施し、さらに2年生を対象に学習意識調査を併せて全校で実施した(H20.11.11)。 | 調査結果を指導方法の改善等に生かすための取組を一層充実させる必要がある。 | 引き続き調査を実施し、データの蓄積と指導方法の改善に向けた取組を続ける。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○学校生活への適応の促進、基本的な生活習慣の修得など、小学校1年生に対する学習指導・児童生徒指導を充実させるために、よりきめ細かな指導ができる体制づくりを推進します。 | 小学校1年生における少人数学級(35人以下)等の少人数指導の実施のため、42校に市費非常勤講師を配置した。その結果、多くの学校で児童が、基本的な生活習慣を身に付け、望ましい学級集団の中で過ごすことができた。 | 小学校1年生における少人数学級(35人以下)の全校実施に向けた取組が求められる。 | 市費非常勤講師の充実により、小学校1年生における少人数学級(35人以下)の全校実施をめざす。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○基礎・基本の確実な定着を目指し、習熟度別学習、課題別学習などの少人数指導を推進し、個に応じたきめ細かな指導を充実します。 | 習熟度別学習(小学校29校・中学校13校)、課題別学習(小学校26校・中学校4校)、チームティーチング(小学校51校・中学校30校)を実施した。 | 学習状況調査の結果からは、個人差がかなり大きいことが読み取れることから、個に応じた決め細やかな指導を行う体制を一層充実させる必要がある。 | 一人一人にきめ細やかな学習を保障するため、引き続き少人数指導等の取組を進める。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| ④ 地域の教育力を生かした特色ある学校づくり | ◎学校の裁量権の拡大や学校評価システムの導入など、各学校が自主的・自律的な運営を行い、地域に開かれた学校づくりを促進するための仕組みを整備します。 | 国の研究委嘱を受け、川崎市学校評価実践研究を実施した。川崎市における望ましい学校評価の在り方について、研究実践校7校(小学校3校、中学校4校)において実践研究を行い、その成果を説明会の開催や報告書の作成等を通して市内各学校に発信した。 | 全校において学校評価を実施しているが、その方法や内容等の改善と一層の充実が課題である。特に、今後は各学校における学校関係者評価の実施に向けた支援の充実を図る必要がある。 | 平成21年度についても国の研究委嘱を受け、7校の研究実践校の協力を得て研究を継続する。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○学校教育に、地域の人材やNPO・民間企業・総合型地域スポーツクラブを積極的に活用することで、学校の教育活動を活性化させるとともに、教職員とは異なる多様な技能や知識、経験を子どもたちに伝達し、活力ある教育活動を展開します。 | 教育ボランティアをまとめる「教育ボランティアコーディネーター」を平成17年度から新たに112校に配置した。また、「NPO法人教育活動総合サポートセンター」に事業を委託し、子どもの学習活動や学校の教育活動を支援するために、学校の要請に応じて教育活動サポーター(退職教員、学生等)を62校に述べ3,370回配置した。各校においては、各教科等における指導の支援や教育相談、教職員の研究・研修等に有効に活用している。 | 全ての学校の配置要望に応えられないのが現状である。 | 平成21年度についても継続して配置する。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○地元の商店街や企業との連携による社会体験や就業体験活動を推進し、子どもたちの社会や職業などに対する意識を育成します。 | 市内の中学校6校を協力校に指定し、職場体験の実施を通してキャリア教育の推進を図った。また、指定校以外の中学校全校においても職場体験を実施し、中学生の勤労観・職業観を育成しながら、将来への生き方を考える支援を行うことができた。 | 職場体験を受け入れてくれる市内の企業・事業所等の開拓と学校間との調整に難しさがある。また、幼・小・中・高・大と結び付けていくための校種間の連携を考慮に入れた、職場体験学習の位置づけとお互いの連携を取りながらキャリア教育の推進を図ることが課題と考える。 | 本事業は20年度で終了したが、今後も職場体験学習の充実とキャリア教育の推進等を通じ、学習意欲を向上するとともに、学習習慣の確立を図る。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○子どもや保護者、地域住民の意見や要望を反映し、地域性を生かした教育活動を推進するために、学校教育推進会議の活動を促進したり、PTAとの協働関係を深めるなど、子ども・保護者・地域住民の学校経営への参加、参画の仕組みを整えます。 | 平成20年12月にこれまで研究を行っていた4校に加え、新たに4校(上丸子小学校・東橋中学校・中野島中学校・金程小学校)を指定した。また、コミュニティ・スクール8校との連絡会により、教育委員会と学校との連携を深めるとともに、フォーラムを開催して他の学校へ取組成果を発信した。 | 各区にコミュニティ・スクールの研究に取り組む学校が設置され、区内の学校に取組成果を発信及び活用し、各校に設置された「学校教育推進会議」等の組織を活性化していく必要がある。 | 各区の教育担当を中心にコミュニティ・スクールにおける支援と取組成果の発信を進めていく。 | 教育委員会 | 教育改革推進担当 (企画課) |
| | ○義務教育期間の9年間や中学校・高等学校の6年間など長期的な視点で教育活動の展開をはかることで、教育課程や学習環境、学校生活に連続性をもたせ、子どもの成長にあわせた指導や教育を実施します。 | 幼小連携1、小中連携7、中高連携1、高大連携2の計11の推進校ブロックにおいて、子どもの成長段階に即した望ましい校種間連携の在り方について実践研究を行った。幼小連携、中高連携、高大連携と小中連携のうちの4ブロックは平成20年度で研究が終結し、研究報告会の開催や報告書の作成等を通して、その成果を全市に還元した。 | 現在は学校行事等における児童生徒の交流を中心に連携が進められているが、今後は各教科等を中心とした教育課程編成に関する連携を重視した研究を進める必要がある。 | 小中連携の3推進校ブロック以外は2年研究であり、引き続き研究を推進する。他のブロックについては新規に推進ブロックを募集して研究を継続する。また、小中連携教育の推進のため、全中学校区に連携教育推進協議会の設置に向けた取組を進める。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ○各学校の特色化や個性化を進めるとともに、多様な専門学科を有機的につなげ、地域の総合制高校を目指した市立高等学校間の連携を一層強化し、さらに高校の教育内容を広く市民に提供するとともに、地域社会と連携した教育を推進します。 | 市立高校において夏季連携講座を開設した。(3校 5講座(略称):お菓子作り、中国語、韓国語、秘書実務、生命倫理 計48名)市立高校において社会人聴講生の受入れを実施した。(5校 14講座開設 5講座実施:美術、書道、倫理社会等 計23名の聴講生を受入れ) | 事業の充実・発展ならびに広く市民へ周知することにより、特色ある高校づくり、開かれた高校づくりをより一層推進する。 | 夏季連携講座の各学校の特色と連携の方法をより一層工夫し、魅力あるものにする。聴講生制度の市民への広報を工夫し、継続実施をする。 | 教育委員会 | 指導課 総合教育センター カリキュラムセンター |
| | ⑤ 特別支援教育の推進 | ◎従来の障害児教育の対象だけではなく、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒を含めた障害のある一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進します。 | 小・中学校における特別支援教育コーディネーター養成研修受講者数92名、巡回相談180件、巡回指導266件、通級指導教室(LD、AD/HD)通級指導教室 小学校2校・中学校1校)新設。特別支援教育サポート事業 サポーターの配置60名分(実績:小・中学校98校に配置) | 通級指導教室の対象にLD、ADHDを含めることなど、学校教育法施行規則の一部改正が行われたため、通級指導教室へのニーズが高まり、通級指導教室の拡充が課題である。また、特別支援教育サポーターの配置の拡充が必要である。 | 通級指導教室の拡充(情緒障害等通級指導教室を小学校各区計7校に設置、中学校3校に設置)特別支援教育サポート事業を拡充する方向で検討する。 | 教育委員会 |
| ○聾・養護学校は専門性を生かして、特別支援教育の地域センター的な役割を担うなど、機能の拡充を図ります。 | | 特別支援学校は県立を含め市内6校の特別支援学校の支援の地域を定め、地域の小・中学校への指導助言、公開研修などを行った。また、一貫した相談体制、広域的な支援体制を支える柱となる「サポートノート(個別的教育支援計画)」を関係機関と連携して作成し、その普及を図った。さらに、関係機関と連携協議会を設置し、就学前から学校教育期間そして卒業後まで、サポートノートの活用による一貫した相談支援体制ができるよう協議を開始した。 | 関係機関による連携システムの在り方について研究すること。また、学校教育法等の一部改正が平成19年4月に施行され、特別支援学校の機能の拡充や複数の障害種に対応できる体制整備を図る必要がある。 | 市立養護学校の過大規模化の解消のため市立聾学校に養護学校の高等部の分教室設置について検討する。特別支援学校の今後のあり方については「川崎市特別支援学校再編整備検討委員会」において検討し方向性を出す。関係機関との連携システムとして、「地域支援チーム」を立ち上げる。 | 教育委員会 | 指導課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|-------------|---|--|--|---|-------|----------------------|
| ⑥指導・相談体制の充実 | ◎教員の学級経営能力や児童生徒指導、教育相談に関する力量の向上とあわせて、スクールカウンセラーの有効な活用、相談カードの発行など、いじめ・不登校等に対する相談機能を充実させ、早期発見・解決に向けた取組を図ります。 | 市立中学校51校全校にスクールカウンセラーを配置し、校内の教育相談が円滑に行われるようになった。ケースによってはスクールカウンセラーが不登校生徒の家庭訪問や、区教育担当と連携を図る等の学校復帰に向けた動きも見られた。また、スクールカウンセラーも含めた小中学校間の連携も積極的に行われるようになった。小学校や高等学校からの要請に対して学校巡回カウンセラーを2名増員し4名体制とした。また、事件事故によるスクールカウンセラーや学校巡回カウンセラーの緊急対応派遣要請もあった。派遣の手順のシステム化を図ることによって、子どもたちの心のケアを迅速に行える体制をつくった。 | 国からの補助の割合が年々低くなってきているが、国からの補助に頼らざるを得ない実情がある。有力なスクールカウンセラーを任用するための予算の確保が大きな課題である。また、増加する小学校・高等学校からの要請や、事件事故等による緊急支援要請に迅速に対応できるように今後も体制の構築充実が課題である。 | 市立中学校全校配置の継続と小学校や高等学校からの要請や事件事故等での緊急支援を常に迅速に行えるようなスクールカウンセラー、学校巡回カウンセラーの配置を目指す。 | 教育委員会 | 総合教育センター 教育相談センター |
| | ○不登校児童生徒等に対する指導を行うため、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う適応指導教室の充実やNPO法人、フリースペースなどの専門機関等と児童生徒の在籍校とが連携をとることで、子どもたちに多様な教育機会の提供や相談機能を充実します。 | 今年度も市内の160名を超える不登校児童生徒が通級登録をした。学校復帰のためには学校との連携が必要であり、そのために学校関係者連絡会を年2回実施した。また、中学3年生の進路決定の時期には担当者による学校訪問を実施した。在籍校に対しては月末に活動状況報告書を送付するなど常に連携を図ることを継続している。保護者との連携に関しては「保護者の会」を年3回実施し、保護者の思いを受け入れるようにしている。また、保護者の悩みには常時専任カウンセラーが対応する体制を整えている。ゆうゆう広場では、不登校児童生徒の自立や社会性の促進のために体験活動を重視し、各広場での体験活動のほか、合同でのふれあい活動を年間2回、夏には1泊2日のサマーキャンプを実施している。 | 通級希望者が増加しているため、不登校児童生徒が安心して通えるような居場所を計画的に確保していく必要がある。そのため、今年度は平成21年5月の開設をめざし、ゆうゆう広場みゆきの建設に着手した。今後もゆうゆう広場の増設をすすめ、通級を希望する不登校児童生徒の増加に対応するため居場所確保に努めていきたい。合わせて不登校の未然防止の視点での取組を進め、不登校に関する教育相談機関との連携を推進することによって不登校児童生徒数を減らす対策も実施していく必要がある。 | 通級希望者が増加している地域については、不登校児童生徒が安心して通えるような居場所を計画的に確保し川崎市の不登校対策の充実を目指す。さらに教育相談関係機関との連携を図りながら不登校の未然防止の視点での取組を進める。 | 教育委員会 | 総合教育センター 教育相談センター |
| ⑦幼児教育の充実 | ◎就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育、保育資源を生かし、本市の実情に即した幼保一元化に向けた取組を推進します。 | 平成19年7月に作成した「川崎市における幼児教育の方向性及び市立幼稚園（研究実践園）のあり方に関する基本方針」を受け、新城幼稚園の跡地を活用し、民設民営の認定こども園を平成22年4月に開設するため、設置・運営する法人を公募し選考委員会を経て決定した。この認定こども園は、本市の幼保連携型認定こども園のモデル園として位置付けている。 | 平成20年度から、認定こども園の窓口をこども本部こども企画課に設置した。今後、認定こども園における保育所入所基準の整備等、関係部局との調整が必要である。 | 国や県、他都市の動向を見極めながら関係部署との協議を進め、様々な課題を解決し、開園に向けての調整・準備を行う。 | こども本部 | こども企画課 |
| | ○現在の幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、0歳から就学前のすべての子どもの育ちを支える共通の基本的な内容についての教育・保育カリキュラムを作成します。 | 認定こども園開設を受け、幼稚園と保育園の教育・保育を融合させた教育・保育計画案（3歳児から5歳児）を概ね完成させた。 | 教育・保育計画案は、幼稚園・保育園双方の経験者が作成することが望ましいが、その体制がとれなかった。 | 認定こども園実施園と共に、具体的な指導計画を立案することが求められる。 | 教育委員会 | 幼児教育センター |
| | ○私立幼稚園に対し、障害のある子どもの受入や預かり保育の拡充を含めた支援を行います。 | 平成19年度に引き続き、障害のある幼児、預かり保育子育て支援事業補助の充実を図るとともに、平成21年度における補助事業の体系等の見直しを図った。 | 補助事業の体系等を見直す中で、障害のある幼児、預かり保育・子育て支援事業補助について、ニーズに応じた支援を図る必要がある。 | 障害のある幼児、預かり保育・子育て支援事業への補助に関しては、今後とも補助体系の見直しを図りながら支援を継続していく。 | こども本部 | こども企画課 |

（3）遊びや体験の場の整備

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|-----------------|---|--|--|---|-------|--------|
| ①子どもの遊びと健全育成の推進 | ◎こども文化センターが、中学生、高校生の居場所として、より利用しやすくなるよう整備を進めます。 | 中学生、高校生の居場所づくりの一環として整備した音楽室の利用状況については、南河原こども文化センター551団体・1,535名、宮崎こども文化センター609団体1,583名、白山こども文化センター576団体1,476名（平成20年4月1日～平成21年2月までの集計） | 中高生の利用促進については、施設整備を含め、広報等で周知を図る必要がある。 | 中学生、高校生の居場所となるよう引き続きこども文化センター事業の推進を図っていく。また第25期青少年問題協議会の協議議題が「自主・自立の青少年活動を促すための支援のあり方」となったことから、その審議状況を踏まえ、中高生の居場所を検討していく。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| | ○放課後、小学校から直接こども文化センターへ来館し、利用できるアスкул制度により利用の利便性を図ります。 | 平成20年度の利用率としては、年間6,131名。（平成20年4月～平成21年2月までの集計） | こども文化センターによって、利用が全くないところもあり、将来的にあり方の検討が必要である。 | 選択肢の1つとして活用できるよう継続する。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| | ○放課後、学校施設を利用し、子どもに遊びの場を提供するわくわくプラザを充実します。 | 狭あい施設解消・児童数増加・小学校の改築、新設及び増築による整備を7か所実施した。（御幸、西御幸、大島、住吉、高津、登戸、千代ヶ丘小学校わくわくプラザ）子育て支援・わくわくプラザ事業の実施。（20年4月登録人数994人） | 大規模マンションの建設等で児童数の増加している施設の狭あい解消や、児童数増のため小学校自体が教室不足になっている施設の整備、また学校改築等による整備が必要となっている。放課後こどもプランにおける放課後子ども教室実施による学びの場の充実に向け検討が必要となっている。 | 引き続き、狭あい施設解消および障害児対応について、学校、教育委員会と協議を行いながら、わくわくプラザ施設整備計画を作成し整備を行う。また、わくわくプラザにおける学びの場について、教育委員会と連携し充実を図る。 | こども本部 | 青少年育成課 |
| | ○子どもたちが歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園を整備します。 | 身近な公園を2か所整備した。 | 平成20年3月末に改定された緑の基本計画に基づき、優先的に街区公園を配置する地区を見直したところであるが、公園緑地の整備には用地の確保が不可欠である。 | 市街地の全域で歩いていける範囲に街区公園などの身近な公園の整備を進める。 | 環境局 | 公園緑地課 |
| | ○里山の自然環境など立地特性を生かした個性と魅力ある大規模公園緑地づくりを推進します。 | 大規模公園緑地（生田緑地、菅生緑地、等々力緑地）の整備及び用地取得（用地取得は生田緑地、菅生緑地）を行った。 | 公園緑地の整備には用地の確保が不可欠である。 | 大規模公園緑地については立地特性等を踏まえて、個性と魅力ある公園づくりを進めていく。 | 環境局 | 公園緑地課 |
| | ○老朽化した近隣・地区公園を活性化するために、市民との協働により整備計画を策定するリフレッシュパーク事業を推進します。 | リフレッシュパーク事業により、御幸公園の整備を平成18年度から継続して行っている。 | 開設後相当の年月が経過し、施設の老朽化が進んでいる公園緑地については、市民意見を取り入れながら再整備を行い、機能の増進を図ることが求められている。 | 老朽化した近隣・地区公園のうち6公園を地元住民とワークショップ方式により改修計画を作成し、質の高い特色ある公園として再整備を行う。 | 環境局 | 公園緑地課 |
| | ○子どもが学び、遊び、作り続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ「子ども夢パーク」において、スタッフの育成などを進め、充実を図ります。 | 子ども夢パークは、他の青少年教育施設とともに指定管理者制度を導入している。仕様書において、スタッフの資質向上、人権等に関する研修を実施することとして、施設の設置目的にそった運営がなされるよう配慮しており、事業報告書等により、事業の実施状況を評価した。 | 研修時間の確保、研修内容の多様化により、子どもの権利を保障するスタッフとしての資質をより向上させる必要がある。なお、20年度、教育委員会から市民・こども局こども本部長に事務委任された。 | 指定管理者制度の下で、より充実した研修が図られるよう、必要に応じて指導・監督を行っていく。 | こども本部 | 青少年育成課 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 |
|-------------|--|---|--|--|---------|----------------|
| ②自然体験学習等の推進 | ◎青少年教育施設において、子どもの自然とのふれあいや野外活動の体験、仲間づくりなどを推進します。 | ハケ岳少年自然の家において、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活を体験させることにより、自然と人間とのふれあいをとおして、心身ともにたくましい児童・生徒の育成を図った。平成20年度は小学校115校、中学校51校、壘・養護学校3校にて実施した。実施学年は小学校5年生と中学校1年生。 | 本事業は、豊かな自然環境の中で集団宿泊生活・団体行動を通じて人間的触れ合いを深めるとともに、地域社会への理解を深める学校教育を推進することにより、児童・生徒の学習意欲の向上や、豊かな感性と健康でたくましい心身を育成することにつなげていくためにさらに充実する必要がある。また生活体験等地域社会に密着した体験活動の機会を豊かにすることが課題となっているので、本事業をさらに推進して教育活動全体の発展へつなげていく必要がある。 | 継続実施する。 | 教育委員会 | 指導課 |
| | ○青少年の家、ハケ岳少年自然の家における青少年団体宿泊研修を通じて、青少年の社会性や豊かな人間性を育み、心身ともに健全な青少年の育成を図ります。 | 指定管理者制度を導入し、青少年の家、ハケ岳少年自然の家、黒川青少年野外活動センターにおいて、青少年団体を中心の受け入れとプログラム提供を実施している。 | 施設の設立目的が充分活かされ、かつ利用促進が図られるようにする必要がある。なお、20年度、教育委員会から市民・子ども局子ども本部長に事務委任された。 | 指定管理者制度の下、施設の設立目的が充分活かされ、かつ利用促進が図られるよう、必要に応じて、指導・監督を行っていく。 | 子ども本部 | 青少年育成課 |
| | ○青少年科学館において、プラネタリウムによる天文学習や、地層や植物の自然観察・科学実験などの各種学習・教室を実施します。 | プラネタリウムの観覧者数75,487人、地層・林の観察7,695人、野外観察会41,152人の参加があった。 | 事業の充実に伴う効率的な職員の配置を検討する必要がある。 | 事業の統廃合と効率的な運営。 | 教育委員会 | 青少年科学館 |
| | ○各地域において夏休み親子工作教室などを実施し、創作活動を通して、親子のふれあいと子どもの創造性を育みます。 | 市内78小学校でPTAと学校が共同で、夏休み親子工作教室を実施し、20,340人が参加した。 | 学校施設工事等による開催日の調整や、間伐材の利用等で学校との連携が必要である。 | PTA、学校との連携に加え、神奈川県など他の関係機関との連携を促進し、工作教室のさらなる充実を図る。 | 教育委員会 | 生涯学習推進課 |
| | ◎市民ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園において、芸術、文化、美術、伝統、歴史などに触れ、体験する機会を促進します。 | もっこかつぎなど参加体験型の学習を展開し、市内86小学校、9,140名が参加した。実施については学校から市民ミュージアムまでバス（近隣校徒歩）で送迎し、午前9時半から11時半（午後は、1時半から3時半）までとし、給食時間に間に合うように行った。 | 参加希望校が増加の傾向にあり日程の組み方が大変難しい。「事前学習用のミュージアムノートが、児童にとって難しい内容である。」という感想が多く、分かりやすく親しみやすい内容に変更する必要がある。 | 日程調整については来年度は第4希望まで希望調査し、近隣区（幸・中原・高津）は、午後の見学に協力してもらう予定である。市内小学生が川崎の歴史を理解するうえで非常に役立つ事業であり、体験学習を重視し、用具を増やしたり時間調整をして全児童が体験出来るようにしたい。また、当事業によりミュージアムの魅力をアピールし児童や保護者からも支持されることを目指す。 | 教育委員会 | 市民ミュージアム |
| | (岡本太郎美術館) 小・中学校 69校 7,331人 | 川崎市内の全小・中学校の児童・生徒の見学には至っていない。 | 川崎市内及び市外（川崎市近隣）の小・中学校の児童・生徒に見学をしてもらう。団体見学の案内等を送付し、見学の増加を図る。 | | 岡本太郎美術館 | |
| | (日本民家園)学校体験学習(石臼・大八・井戸汲み)を実施。市内外83小学校8,696名が参加。小・中学校の見学(学校体験学習を除く)は87校7,631名。体験講座では、わら細工・竹細工・藍染めなど19講座を実施。小学生を含む参加者に好評である。囲炉裏端で聞くむかし話や古民家ライブアップ等、家族連れで民家に親しめる機会を設けた。 | 学校体験学習は人気があるが、現状では平日1日1校の対応が精一杯である。体験講座では、指導者の高齢化とともに、人員の確保が課題である。 | 市内外の小・中学校の見学を増やし、家族や将来成人した後での再来園につなげ、広く古民家・昔の生活の理解を深める一助とする。 | | 日本民家園 | |
| | ◎子どもの音楽活動の推進を目指して、音楽の祭典、オーケストラ鑑賞、行進曲かわさきの制作、地域の音楽家との交流などを推進します。 | 平成20年9月に小・中学校を対象に子どものためのオーケストラ鑑賞を行った。平成21年1月には子どもの音楽の祭典を行い、小・中・高校生に音楽活動の発表の場を設けた。また、市内中高生によるジョイフルバンドを募集・結成し、練習の成果を発表した。事業の一環として「地域に開かれた子どもの音楽活動」の推進を行い、地域の音楽家や音楽大学を招き、学校の特色を活かした活動を実施した。 | 活動により効果は得られたが、子どものためのオーケストラ鑑賞と地域に開かれた子どもの音楽活動は、定数等の関係により希望する全ての学校を対象にすることができないため、より多くの学校に音楽活動推進の機会を作る必要がある。 | 子どものためのオーケストラ鑑賞、子どもの音楽の祭典、地域に開かれた子どもの音楽活動の継続実施により、さらに多くの学校に参加の機会を作る。活動については、今まで実施してきた事業内容を振り返り、結果や成果を踏まえた改善を進めながら、子どもの音楽活動のさらなる推進を図る。 | 教育委員会 | 指導課 |
| | ○お話のおもしろさ、本を読む楽しさを体験できるように、公立図書館において幼児、小学生を対象に、おはなし会を開催し、子どもと本との出会いを促進します。 | 各市立図書館でのボランティアグループによるおはなし会等を実施した。「かわさき読書週間」(10月27日～11月9日)において、各市立図書館で子ども対象の読み聞かせ、図書館ツアー、絵本ワークショップ等を実施した。「かわさき読書の日のつどい」(11月15日)において、講師と小・中学生による詩の読みっこ大会・講演を実施した。乳幼児対象の「えほんだいすき」を発行し、乳児健康診断等で配付した。 | 学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携。 | 子どもの読書活動への理解を広めるために、家庭への普及広報や地域との連携、ボランティア支援等を推進する。 | 教育委員会 | 指導課 |
| | ◎学校図書館の充実と有効活用を図るため、学校図書館ボランティアの育成や、公立図書館との連携を推進することにより、子どもの読書習慣の形成を進めます。 | 各区の学校を巡回訪問して、図書館環境の整備、読書活動の工夫等について、司書教諭や図書ボランティアへの支援・助言等を行った。また、図書ボランティア支援として、各区において、図書館コーディネーターが企画し、公共図書館や地域文庫の方等と連携して、図書ボランティア研修会7区合計で32回開催した。全市図書ボランティア研修会は、市民にも呼びかけ2回開催し、延べ570人が参加した。 | 学校図書館等における読書環境の整備、読書の楽しさを広める普及広報活動、読書活動推進における学校と行政の連携。 | 学校図書館コーディネーターを各区3名体制とし、巡回訪問を一層充実させる。また、図書ボランティア研修会の内容を吟味し、よりニーズに合ったものにする。全市研修会は講師を招き、市民への参加を促し読書への啓発を行う。 | 教育委員会 | 指導課 生涯学習推進課 |
| ④スポーツ活動の推進 | ◎地域の自主的な運営による総合型地域スポーツクラブを育成し、子どもたちの健康・体力づくりや世代間の交流を促進します。 | 自主運営・活動を推進する環境づくりのため、既存クラブの活動支援として総合型地域スポーツクラブの普及を目指した周知活動を行うとともに、準備会組織の会議への参加・助言・周知広報の支援、啓発事業の支援等によりクラブ設立に向けた取組を行った。平成21年2月、新たに幸区でクラブが設立されたため、平成20年度末においては、地域での活動を展開する設立済みクラブが5つとなった。総合型クラブでは、子どもの体力作り、健全育成を担うとともに、コミュニティ活動の核となり地域に根ざしたスポーツ振興を図っている。 | 設立し活動が具体化する段階では、活動の核となるクラブハウス機能の確保、クラブ会員の確保・拡大、財政的な基盤整備、組織運営体制(運営役員)の確保などが課題となる。 | 当面、各区に1か所以上のクラブ設立を目指し、準備会組織の活動支援を行うとともに、未設置区での準備組織設立に向けて取組を進める。 | 教育委員会 | スポーツ課 |
| | ○スポーツセンター等において、子どもたちがスポーツに親しむ場や、スポーツを通じて親子がふれあう機会を提供します。 | 教室事業として、少年スポーツ教室、親子スポーツ教室などを実施し、個人利用(「スポーツディ(小学生以上対象)」)ではキッズスポーツや小学生対象球技のプログラムを設けるなど、子どもたちがスポーツに親しむ場や機会を提供した。 | 管理代行の指定を受けた事業者が、スポーツ施設の専門性を確保しながら、多様な市民サービスに対応していくことが重要であり、健康づくり、体力づくりとともに地域づくり、人づくりにも配慮したスポーツ施設の企画・運営が求められている。 | 指定管理者による施設運営において、公的施設の持つ役割を踏まえながら、市民ニーズに対応した柔軟な施設運営と新たなサービス展開を追求する。また、地域や他機関との連携を強化し、広範な事業展開を模索する。 | 教育委員会 | スポーツ課 |

基本目標6 子どもと子育てにやさしいまちづくり

(1) 子育てに配慮した住宅の整備

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | 頁 | 番号 |
|------------------------|--|--|---|---|--------|-------|----|----|
| ① 子育てに配慮した民間住宅の普及推進 | ○不足している適切な広さのファミリー向け賃貸住宅の供給を誘導するため、住替えを希望する高齢持家世帯の住宅を有効活用し、子育て世帯が子育ての一定期間、負担可能な家賃で利用できるような定期借家戸建賃貸住宅等の普及方策について検討します。 | 高齢者世帯等の住替えに関するニーズの分析等の成果を踏まえ、的確な相談や情報提供に向け、段階的に効果的・効率的な施策展開を行うため、持家に居住する高齢者世帯に対して住替え先に必要な情報を調査収集し、整理を行い、また、相談担当が相談業務を適切かつ円滑に行うため、必要な知識や事例等の内容を整理して業務マニュアル素案を作成し、政令市を対象として高齢者等住替え支援相談窓口に関する現況調査を行うなど、相談窓口開設に向けた調査検討を実施している。 | 高齢持家世帯等の住替えを推進するためには、ニーズを踏まえた住替え先の相談や情報提供を行う相談窓口等の整備が必要であるが、その実施には適切なニーズ把握や住替え先となる住宅、施設等の情報整理、市内事業者との協力関係等が必要であり、こうした作業や協力関係の構築には時間を要する。また、持家を賃貸化後に売却する場合、譲渡所得税において居住用財産と同等の特別控除が適用されない等、税制上の課題がある。 | 適切な規模の住宅確保を希望する子育て世帯に対し、高齢者世帯の従前住宅等への住替えに必要な情報提供や相談に応じることなどで、高齢者世帯等の住替えを支援し、住生活の改善など、住宅ストックの有効活用を図るため、高齢者住替え支援に向けた相談体制の整備、方策の検討を行う。 | まちづくり局 | 住宅整備課 | 87 | 1 |
| | ○子育て世帯の入居が促進されるよう、騒音対策や子育て支援施策との連携が図られているなど、子育て対策が施されたマンション等の共同住宅の普及方策を検討します。 | 平成18年8月に川崎市住宅政策審議会から答申「川崎市住宅基本計画の推進について」が提出され、住宅の大多数を占める民間住宅において、若年世帯が安心して子育てができる環境づくりを行うことが重要であり、実現に向けては、子育て世帯等の世帯特性に応じたサービスの確保や自主的なコミュニティ活動等とともに、一定のバリアフリー化等がなされた良質な住宅の整備が必要であると提言を受け、子育て等あんしんマンション認定要綱・要領を制定し、1団地を仮認定している。 | 平成20年4月に本制度が施行され、現在までに1団地92戸を仮認定している。これからマンションを建設しようと考えているデベロッパーからの問合せは多いものの、マンション管理組合等の既存のマンションを川崎市子育て等あんしんマンションとして認定しようとしている方からの問合せが少なく、制度の更なる普及啓発を図る必要がある。 | 若年世帯が安心して子育てができる環境づくり及び高齢者等が自立して生活し、生き生きと暮らすことができる環境づくりを図るため、川崎市子育て等あんしんマンション認定制度の更なる普及啓発を行い、子育て世帯等に配慮した民間住宅の普及、ソフトの推進を図る。 | まちづくり局 | 住宅整備課 | 87 | 2 |
| ② 特定優良賃貸住宅等の子育て世帯の入居促進 | ○特定優良賃貸住宅等は子育て世帯に利用しやすいよう、子供の数に応じた収入基準の緩和と家主(認定事業者)による入居者負担額の抑制策などを検討します。 | 18歳未満の同居者がいる子育て世帯に対し、入居収入要件の緩和(月額所得20万円以上の基準を、18歳未満の同居親族1人につき1万円減)を行っている。子育て世帯の入居割合は約6割。また、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等に関する特別措置法に基づく地域住宅計画に、配慮入居者として、所得60万1千円を超える者のうち、18歳未満の同居親族を有する者を位置付け、子育て世帯が特定優良賃貸住宅へ入居する機会を拡大している。 | 特定優良賃貸住宅を、子育て世帯に現在以上に活用していただくため、広報の強化を行い更なる周知を図ることが必要である。 | 新規の特定優良賃貸住宅の認定は平成16年度から原則として休止し、必要に応じ、市街地更新等のまちづくり事業等の事業ツールとして限定的に活用する。また、既存住宅は、市場に帰すことを基本として、管理期間中は、家賃値下げ等により行政負担の圧縮に努めるとともに、子育て支援策としてより有効に活用を図っていく。また、そのため子育て世帯への広報を充実する。 | まちづくり局 | 住宅整備課 | 87 | 3 |
| ③ 市営住宅の入居システムの工夫 | ◎ 市営住宅の入居において、ひとり親世帯、多子(子供が3人以上)世帯や、若年子育て世帯など、より住宅に困窮する世帯の入居機会の拡大が図れるよう、入居システムを工夫します。 | 川崎市住宅政策審議会から「新たな市営住宅管理制度のあり方」の答申を受け、川崎市市営住宅管理制度検討委員会の作業部会において検討を行った。 | 住宅困窮度の評価については、困窮状況が的確に反映され、公平性の確保された評価項目とするために、慎重な検討を要する。また、子育て世帯を対象とした定期借家制度は、限られた供給戸数の中で、他の困窮事由による応募者用の住居戸数との均衡を図る必要がある。また、子育てに適した住宅の選定、対象となる子どもの年齢及び期間満了時の住宅からの退去並びに募集戸数の確保などの課題がある。 | 住宅に困窮するひとり親世帯、多子(子どもが3人以上)世帯及び子育て世帯などの入居機会の拡大が図れるよう、ポイント制及び定期借家制度について検討を行う。 | まちづくり局 | 住宅管理課 | 87 | 4 |
| ④ 健康で安全な居住環境の推進 | ○住居内における健康上の危害の発生防止や快適で安全な居住環境の確保を支援するため、情報提供、啓発活動、市民相談等健康リビング推進事業の充実を図ります。 | 各区役所保健福祉センター衛生課において市民からの相談・要望(相談総数 132件)に対し問題解決のための助言を行い、必要に応じて簡易検査等を実施した(窓口検査総数 24件、現場検査住宅数 32軒・検査総数 99件)。また、衛生講習会として、乳幼児と居住環境等について講話を行った(92[81]回、4,117[3,556]人 ※ []内は両親学級の数)。また、川崎市シックハウス対策会議の事務局として、川崎市有施設シックハウス対策ガイドラインに基づいた市有施設の管理に関するリーフレットを作成し、室内濃度測定を推進するとともに川崎市ホームページ上の川崎市シックハウス対策会議のページに、その測定結果等を公表した。 | 近年の住居構造の変化に伴い、居住環境に起因する健康被害は多岐に渡り、健康被害を未然に防ぐためには、正しい知識の普及啓発がより重要となるため、効果的な手法を検討していく必要がある。また、市有施設におけるシックハウス対策として、川崎市有施設シックハウス対策ガイドラインの浸透を図るとともに、ガイドラインに基づいた対策が実施されるよう働きかけていく必要がある。 | 引き続き、一般住宅に対しては、各区役所保健福祉センター衛生課の健康リビング相談窓口を中心に、市民からの相談や要望に対して助言を行うことにより、問題解決を支援する。様々な機会をとらえて、健康を支える居住環境づくりを推進するための普及啓発を行う。また、新たな問題点やその現状を把握するように努め、相談等に迅速に対応するために積極的な情報収集を行い、情報の還元を図る。市有施設に対しては、川崎市有施設シックハウス対策ガイドラインに基づくシックハウス予防対策の浸透を図り、相談等に対応する。 | 健康福祉局 | 健康安全室 | 87 | 5 |

(2) 安心して外出できる環境の整備

| 推進項目 | 内容 (◎は重点施策) | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | 頁 | 番号 |
|---------------|---|---|--|---|--------|-----|----|----|
| ① 福祉のまちづくりの推進 | ◎ 市民にやさしいまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づいた建築物や道路、公園等の整備を推進します。 | 指定施設について事前協議を実施し、公共的施設のバリアフリー化の普及を促進した。 | 不特定多数の人が利用する公共的施設について、より多くの施設がバリアフリー化されるよう、福祉のまちづくり条例の考え方についての普及・啓発が必要である。 | バリアフリー化に対する市民・利用者意識を高めるため、他の事業・業務と連携した普及・啓発の多様な取組みについて検討する。 | まちづくり局 | 企画課 | 88 | 1 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | 頁 | 番号 |
|-----------------------|--|--|---|--|--------------|--------------------|----|----|
| ②授乳コーナー、ベビーベッド等の設置の促進 | ○子どもを連れて安心して外出できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を促進します。 ※《略称》 7区役所(川崎、幸、中原区、高津、宮前区、多摩、麻生)、2支所(大師、田島)、4出張所(日吉、橋、向丘、生田)、3連絡所(宮前連、菅、柿生)、1旧保健所(中原保) | 子どもを連れて安心して来庁できるよう、公共的施設への授乳コーナーやベビーベッドの設置を進めている。 【市役所本庁舎、第2庁舎及び第3庁舎設置実績】 ベビーキープ 本庁舎1、第2庁舎2、第3庁舎1 ベビーシート 本庁舎1、第3庁舎2 授乳コーナー 本庁舎1(授乳コーナーにベビーベッド1台設置) 【各区役所設置実績】 ベビーキープ(川崎5、大師1、田島2、幸6、日吉10、中原区8、中原保2、高津21、橋1、宮前区5、向丘1、宮前連1、多摩77、生田1、菅1、麻生5、柿生1)※多摩区において、破損のため1減 ベビーシート(幸6、日吉4、中原区1、中原保2、高津1、宮前区5、多摩27) ベビーベッド(川崎11、大師2、田島2、幸9、日吉10、中原区2、中原保10、高津18、橋2、宮前区16、向丘1、多摩10、生田1、麻生13) 授乳コーナー(川崎1、幸1、日吉2、中原区1、中原保1、高津2、宮前区1、多摩1、麻生1) ベビーカー(幸2、日吉3、麻生6) | 既存の施設において、授乳コーナーやベビーベッド等を設置するためには、新たなスペースの確保が必要である。 | 設置については、スペース等の建物の状況を勘案しながら検討していく。 | 総務局 総合企画局 | 庁舎管理課 区行政改革推進担当 | 88 | 2 |
| ③バリアフリー化の推進 | ○一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基本構想を策定します。 | 新川崎・鹿島田駅周辺地区及び宮前平・鷺沼駅周辺地区基本構想策定 | 平成18年12月20日に施行されたバリアフリー新法をふまえたバリアフリーのまちづくりの推進。 | 基本構想策定地区以外の11地区におけるバリアフリー化基本方針の策定 平成21年度 元住吉駅周辺地区及び高津・二子新地駅周辺地区の基本方針策定 平成22年度 残り9地区の基本方針策定 | まちづくり局 | 企画課 | 89 | 1 |
| | ○基本構想に基づき、歩行空間の整備等を重点的に実施します。 | 基本構想が策定されている、川崎駅周辺地区・溝口駅周辺地区(平成16年11月)、武蔵小杉駅周辺地区(平成17年3月)、新百合ヶ丘駅周辺地区(平成18年3月)及び、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区(平成20年2月)において、点字ブロック、歩道改良等の整備を実施した。 | 特に無し。 | 川崎市バリアフリー基本構想に基づき、順次整備を実施していく。 | 建設局 | 道路計画課 道路整備課 | 89 | 2 |
| | ○鉄道駅舎へのエレベーターの設置を促進します。 | 市内鉄道駅は54駅あり、バリアフリー新法に基づき平成22年度までに整備が求められている利用者数5千人以上の駅は45駅ある。そのうち、32駅にエレベーターが設置済、2駅にエスカレーターが設置済、5駅にスロープが設置済となっている。平成20年度の補助実績としては、向河原駅(2基)、宿河原駅(3基)、高津駅(2基)と3駅のエレベーター補助を行った。 | 補助を実施するうえで、同一年度に事業者の要望が集中すると予算上対応が困難になるため、各鉄道事業者の計画を把握し、事前の調整を要する。 | 引き続き、各鉄道事業者との調整を図りつつ補助事業を実施し、駅舎のバリアフリー化を促進する。 | まちづくり局 | 交通計画課 | 89 | 3 |
| ④安全で快適な道路環境の整備 | ○人の利用の安全・快適に配慮した道路の新設・改築等の道路整備を進め交通安全対策を推進します。 | 通勤、通学、買い物など市民生活に密着した生活道路の拡幅、交差点の改良、電線類の地中化等を行い、安全で快適な地域の交通環境の改善を図っている。 | 事業の執行には、用地買収が伴うため、関係地権者との交渉が事業の進捗に大きく影響してくる。また、用地買収状況に応じた効率的な工事を施工するため、各区建設センター、地元関係者及び交通管理者等との綿密な調整が必要となる。 | 整備にあたっては、道路のネットワーク化を基本としつつ、地域の状況を各区の建設センターと協議し、地域の実情に即した道路整備を行う。 | 建設局 | 道路整備課 | 89 | 4 |
| | ○交通事故の多発している道路、その他緊急に交通安全を確保する必要がある道路について、「あんしん歩行エリア」に指定し総合的な交通安全対策を進めるなど、効果的な取組により死傷事故の削減を図ります。 | 整備計画に基き市内8地区のうち、戸手・武蔵小杉駅周辺・溝口駅周辺地区整備が完了した。 | 当初計画において、用地買収等の課題があった事業について、事業の再検討を行い計画変更が必要となる。 | 平成22年度までに市内8地区のうち5地区のエリア内の死傷事故件数を、2～3割抑止することを目標とした交通安全対策を進める。 | 建設局 | 道路整備課 | 89 | 5 |

(3) 子どもの安全を確保する活動の推進

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | 頁 | 番号 |
|-------------------------|--|--|--|---|---------|---------|----|----|
| ①交通安全教育の推進 | ○各学校においては、継続的・計画的に交通安全教育(歩行者としてのマナー及び正しい自転車の乗り方等)を実施し、交通事故から身を守る意識を高める教育を推進します。 | 各幼稚園、小学校、中学校、高等学校において交通安全教室を開催し、低学年には安全で正しい歩行や道路の横断の仕方について、また高学年、中学生、高校生には自転車の安全な乗り方などを中心に所轄警察署や県の関係機関の協力を得て実施した。 | 平成19年に比較し交通事故発生件数は自転車による事故を除いて減少傾向にある。今後も自転車による事故防止を中心に、交通ルールの遵守、マナーの徹底など、さらなる交通安全教育の推進が必要である。 | より一層の交通安全教育が実施されるよう、各学校に対し具体的な資料提供を行なう。また、引き続き、小学校における交通安全教室の実施を推進するとともに、中学校、高校を含めた自転車教室を中心にさらに指導の充実を図っていく。 | 教育委員会 | 健康教育課 | 91 | 1 |
| | ○地域と連携し、保護者や高齢者に対し、子どもの手本となるよう交通ルールの遵守や交通マナーの向上に向けた交通安全教室を充実します。 | 母親や高齢者を対象とした交通安全教室や自転車教室を、地域の実情に即して実施した。 交通安全教室実施実績(平成20年4月～平成21年3月) 回数 35回 参加人数 1,545人 | 保護者や高齢者の団体等も数多くあり、交通安全教室等の実施に向けた調整等に時間を要するため、実施回数が少ない。 | 引き続き、保護者や高齢者を対象とした交通安全教室を実施するとともに、各季の運動においても交通ルールの遵守や交通マナーの向上を目的とした啓発活動を推進していく。 | 市民・子ども局 | 地域安全推進課 | 91 | 2 |
| | ○チャイルドシートの着用の徹底を図るため、その必要性と着用効果を認識し、正しい着用が行われるよう安全意識を高める啓発活動を推進します。 | 各季の運動において運動の重点に「シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底」を盛り込み、チャイルドシートの着用及び正しい取付けについて、街頭での啓発活動やキャンペーン等を実施した。 | 全ての座席のシートベルト着用が義務化されたことについて、平成20年6月に道路交通法の一部が改正されたばかりで、未だ広く周知が図られていない。 | 引き続き、各季の運動を中心とした活動を進めるとともに、様々な機会を捉えて啓発活動を推進する。 | 市民・子ども局 | 地域安全推進課 | 91 | 3 |
| ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | ○市内の公立学校等と警察担当者が、事件や子どもの非行化を未然に防ぐために児童・生徒の諸問題や健全育成について定期的に情報交換を行う川崎市学校警察連絡協議会を充実します。 | 全市学校警察連絡協議会では、全体協議会を2回、運営委員会を3回、事務局会3回、川崎市全域の広報パトロールを夏、冬に合計16日間実施した。11月20日には、川崎市学校警察連絡協議会の50周年式典を開催し、学校と警察の相互理解の推進とさらなる連携を図ることができた。また、定期的に、学警連の会報を発行し、活動の周知を図った。市内8地区の学校警察連絡協議会では、各地区の実態に即して地域の関係団体と連携を取る中、協議会や善行表彰、パトロール、危険箇所マップの作成、学校安全研修会を各警察署と連携を図り実施した。 | 携帯電話やインターネットでのいじめやトラブルなどの未然の防止のために、学校と警察が連携していく中で、マナーや望ましい利用方法などを周知徹底していくことが重要である。今後も、子どもを取り巻く社会状況を的確に把握し、課題を明確にした取組を行っていく必要がある。 | 学校と警察の連携した活動とあわせて、さらに、地域や保護者の協力を得た活動を展開していくことが必要である。 | 教育委員会 | 指導課 | 91 | 4 |

| 推進項目 | 内容（◎は重点施策） | 実施状況 | 課題・問題点 | 今後の方向性 | 所管局 | 所管課 | 頁 | 番号 |
|-------------------------|---|--|--|---|---------|---------|----|----|
| ②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 | ○子どもたちが事件・事故に巻き込まれることのないよう、地域の安全・防犯体制への取組の強化を推進します。 | 市民、事業者、関係団体、警察及び行政が連携して防犯対策の取組を進めるため「川崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を開催し、地域の実情にあわせた地域ぐるみでの防犯対策を効果的に実施するために、各区「安全・安心まちづくり推進協議会」との連携強化を図り、協議会の5つの基本方針及び推進計画の推進を図った。また、毎月1日と10日を「こども安全の日」として、学校等の登下校時におけるPTAや地域等の協力による児童の見守り活動の推進を図った。さらに、青色回転灯を装着したパトロール専用車両を導入し、下校時を中心としたパトロール活動を開始した。「安全・安心まちづくり市内連絡会議」を引続き開催し、防犯対策に有効な施策や地域防犯活動団体への効果的支援について検討する。 | 「安全・安心まちづくり市内連絡会議」を引き続き開催し、防犯対策に有効な施策や地域防犯活動団体への効果的支援について検討する必要がある。 | 「子どもを犯罪被害から守る」を含めた、協議会の5つの基本方針及び推進計画の推進を図るとともに、子どもが被害者となる犯罪を未然に防止するうえで、地域住民が子どもを見守れるようなまちづくりを推進していくために、地域防犯活動拠点整備の検討を進める。 | 市民・こども局 | 地域安全推進課 | 91 | 5 |
| | ◎学校防犯について危機管理マニュアルを作成し、施設設備面での安全管理体制を強化し、幼児・園児・児童・生徒に対する安全教育、教職員の危機管理に対する意識の向上などを図り、安全な環境づくりを推進します。 | 教育委員会は、各学校に、自校が作成している危機管理マニュアルを再確認することや児童生徒の登下校の安全確保について指導の徹底を図ることを周知した。各学校では、危機管理マニュアルに基づき、所轄の警察署やくらし安全指導員等の協力を得て、不審者侵入等緊急時に対応できるよう、さす股の使用など防犯講習会を実施するなど、学校教職員や保護者の防犯意識を高めている。また、子どもたちには、危険回避能力を身につけることを目的とした誘拐防止教育なども実施している。また、関係法規の変更により、学校安全全体計画が義務付けられたことを受け、各学校での作成を指導している。 | 学校安全全体計画に基づく、防犯講習会や子ども向け誘拐防止教室等の実施の呼びかけを含めた、教育活動全体を見通した安全教育が必要である。 | 学校が保護者や地域の方々と連携し、地域全体で子どもが安全で、安心した学校生活を送れるよう、地域ぐるみで学校の安全確保に取り組んでいく。 | 教育委員会 | 健康教育課 | 91 | 6 |
| | ○子どもたちが被害者となる事件や事故を未然に防ぎ、地域の大人が子どもたちを暖かく、見守り育てていくための地域環境づくりを目的とする「こども110番」事業の促進を図ります。 | 「こども110番」事業の未実施校と調整を行い、新たに1校の協力を得て、市内115小学校中、112小学校が「こども110番」事業を実施した。また、「こども110番」のステッカーデザインに「ドラえもん」を起用し、公用車等を活用した「こども110番」事業を実施した。 | 全国的に子どもの安全を脅かす事件が増加しているため、市内全ての小学校で「こども110番」事業の実施ができるよう拡充が必要である。 | 「こども110番」事業の充実に向け、引き続き関係機関、関係団体と連絡調整を行う。 | こども本部 | 青少年育成課 | 91 | 7 |
| | ○学校とPTA・地域が連携して行う地域パトロール、通学路の安全点検、防犯マップ・安全マップの作成など「子どもの安全のためのネットワーク」づくりを推進します。 | 各学校は、保護者をはじめ、町内会や老人クラブに協力を依頼し、児童の登下校路のパトロールを進めている。また、今年度は、各区に警察官OBのスクールガード・リーダーを配置し、各学校の巡回点検指導や学校安全ボランティアへの指導など、地域ぐるみで子ども達の安全確保に取り組んでいる。各区にモデル地域を指定し、「地域ぐるみの安全体制整備」の推進を図り、先進的な取組を進めてきた。他の学校についても、下校途中の児童が犯罪に巻き込まれると言った事件を受け、通学路の安全点検の実施や、安全マップの作成及び見直しやPTAや町内会・老人会等の協力による学校内外の巡回パトロールの実施などに取組むよう指導している。 | 子どもたちの安全対策については、さらに地域への啓発活動を積極的に行い、協力体制の確立を図ることが必要である。各区の安全・安心まちづくり協議会との連携を進めることも大切と考える。 | 平成21年度もスクールガード・リーダーを1区2名の14人体制を確立し、引き続き「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の全市的な定着が図れるよう努めていく。 | 教育委員会 | 健康教育課 | 91 | 8 |
| | ○小学校においては低学年児童を中心に防犯ブザーを配布する等、犯罪被害に会わないための行動及び犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の対処方法などの指導を充実します。 | 平成19年度の配布で市立小学校の全児童が防犯ブザーを携帯することができ、平成20年度についても継続して配布。各小学校には防犯ブザーの点検や使用方法の訓練などに取組むように周知している。 | 子どもたちが危険回避能力を身につけるため、防犯ブザーの点検や使用方法の訓練について、今後も継続して周知していく。 | 今後も新1年生に防犯ブザーを配布し、市立小学校の全児童が防犯ブザーを携帯するよう努める。 | 教育委員会 | 健康教育課 | 91 | 9 |

かわさき子ども「夢と未来」プラン 所管局(区)等・担当一覧

| No. | 所管局・区 | 所管課等 | 電話 | 備考 |
|-----|------------|------------|----------|------------|
| 1 | 総務局 | 庁舎管理課 | 200-2081 | |
| 2 | 総合企画局 | 都市経営部 | 200-3712 | プロジェクト推進担当 |
| 3 | | 区行政改革推進担当 | 200-2358 | |
| 4 | 市民・子ども局 | 地域安全推進課 | 200-2266 | |
| 5 | | 人権・男女共同参画室 | 200-2300 | 男女平等推進 |
| 6 | | 人権・男女共同参画室 | 200-2344 | 子どもの権利 |
| 7 | 子ども本部 | 子ども企画課 | 200-3174 | |
| 8 | | 子ども家庭課 | 200-2674 | |
| 9 | | 青少年育成課 | 200-2668 | |
| 10 | | 子ども福祉課 | 200-2672 | |
| 11 | | 保育課 | 200-2660 | |
| 12 | | 保育計画・整備担当 | 200-3414 | |
| 13 | | 子ども家庭センター | 870-8001 | |
| 14 | | 中央児童相談所 | 877-8111 | |
| 15 | | 南部児童相談所 | 244-7411 | |
| 16 | | 南部地域療育センター | 211-3181 | |
| 17 | | 中部地域療育センター | 745-4559 | |
| 18 | 北部地域療育センター | 988-3144 | | |
| 19 | 経済労働局 | 労働雇用部 | 200-2271 | |
| 20 | 環境局 | 公園緑地課 | 200-2390 | |
| 21 | 健康福祉局 | 健康増進課 | 200-2427 | |
| 22 | | 環境保健課 | 200-2435 | |
| 23 | | 地域医療課 | 200-2426 | |
| 24 | | 健康安全室 | 200-2448 | |
| 25 | | 地域福祉課 | 200-2626 | |
| 26 | | 障害福祉課 | 200-2654 | |
| 27 | まちづくり局 | 企画課 | 200-2715 | |
| 28 | | 交通計画課 | 200-2717 | |
| 29 | | 住宅整備課 | 200-2996 | |
| 30 | | 住宅管理課 | 200-2948 | |
| 31 | 建設局 | 道路計画課 | 200-2769 | |
| 32 | | 道路整備課 | 200-2798 | |
| 33 | 川崎区役所 | 地域振興課 | 201-3133 | |
| 34 | | 地域保健福祉課 | 201-3228 | |
| 35 | | 保健福祉サービス課 | 201-3206 | 児童家庭支援 |
| 36 | | 子ども支援室 | 201-3312 | |
| 37 | 幸区役所 | 保健福祉サービス課 | 556-6688 | 児童家庭支援 |
| 38 | | 子ども支援室 | 556-6693 | |
| 39 | 中原区役所 | 地域保健福祉課 | 744-3252 | |
| 40 | | 保健福祉サービス課 | 744-3263 | 児童家庭支援 |
| 41 | | 子ども支援室 | 744-3238 | |

| No. | 所管局・区 | 所管課等 | 電話 | 備考 |
|-----|-------------|--------------|----------|----------|
| 42 | 高津区役所 | 企画課 | 861-3131 | |
| 43 | | 保健福祉サービス課 | 861-3315 | 児童家庭支援 |
| 44 | | 子ども支援室 | 861-3329 | |
| 45 | 宮前区役所 | 保健福祉サービス課 | 856-3258 | 児童家庭支援 |
| 46 | | 子ども支援室 | 856-3301 | |
| 47 | 多摩区役所 | 保健福祉サービス課 | 935-3291 | 児童家庭支援 |
| 48 | | 子ども支援室 | 935-3431 | |
| 49 | 麻生区役所 | 保健福祉サービス課 | 962-5158 | 児童家庭支援 |
| 50 | | 子ども支援室 | 965-5303 | |
| 51 | 市民オンブズマン事務局 | 人権オンブズパーソン担当 | 813-3114 | |
| 52 | 教育委員会事務局 | 学事課 | 200-3267 | |
| 53 | | 人権・共生教育担当 | 200-3273 | |
| 54 | | 教育改革推進担当 | 200-2465 | |
| 55 | | 指導課 | 200-3247 | |
| 56 | | 健康教育課 | 200-3299 | |
| 57 | | 生涯学習推進課 | 200-3304 | |
| 58 | | スポーツ課 | 200-3312 | |
| 59 | | カリキュラムセンター | 844-3730 | 総合教育センター |
| 60 | | 教育相談センター(溝口) | 844-3752 | 総合教育センター |
| 61 | | 教育相談センター(塚越) | 541-3633 | 総合教育センター |
| | | 幼児教育センター | 833-5171 | 総合教育センター |
| 62 | | 市民ミュージアム | 754-4500 | |
| 63 | | 日本民家園 | 922-2181 | |
| 64 | | 青少年科学館 | 922-4731 | |
| 65 | | 岡本太郎美術館 | 900-9898 | |

かわさき子ども「夢と未来」プラン

— 川崎市次世代育成支援対策行動計画 —
実施状況について（平成20年度実績）
（平成22年2月発行）

問い合わせ先 川崎市市民・こども局こども本部こども青少年部
こども企画課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-3174 F A X 044-200-3190
E-mail 25kodoki@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY